

# 農業物価統計調査における 民間競争入札実施要項（案）

令和6年3月

**農林水産省**

## 目 次

1	農業物価統計調査の概要	1
2	農業物価統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質	2
3	農業物価統計調査の契約期間	11
4	民間競争入札に参加する者に必要な資格	11
5	民間競争入札に参加する者の募集	12
6	落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法	14
7	農業物価統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示	16
8	民間事業者が使用できる国有財産に関する事項	16
9	契約により民間事業者が講ずべき措置等	16
10	契約により民間事業者が負うべき責任	20
11	法第7条8項に規定する評価に関する事項	21
12	その他の実施に関する必要事項	21
	別紙様式 評価項目一覧表	24
別紙1	農業物価統計調査 都道府県別調査対象数	26
別紙2	農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧	27
別紙3	農業物価統計調査 調査品目等一覧	86
別紙4—1	農業物価統計調査 調査票	93
別紙4—2	農業物価統計調査 調査票の記入の仕方	99
別紙5	農業物価統計調査留意事項	103
別紙6	調査対象及び報告価格算出方法一覧表	137
別紙7	調査対象配布用品一覧	139
別紙8	農業物価統計調査へのご協力をお願い	140
別紙9	農業物価統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業及び調査対象からの回答データ取得作業の手順	143
別紙10	問合せ・苦情等対応状況	144
別紙11	補充選定状況	145
別紙12	督促状況	146
別紙13	疑義照会状況	147
別紙14	算出価格一覧表	148
別紙15	接続価格一覧表	149
別紙16	価格変動要因等整理表	150
別紙17	実態把握表	151
別紙18	調査対象の振込口座情報	152
別紙19	従来の実施状況に関する情報の開示	153
別紙20	環境負荷低減クロスコンプライアンスの導入について	159
別紙21	環境関連法令における主な「事業者の責務」、「事業者の努力」規定	175

農業物価統計調査における民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

このことを踏まえ、農林水産省は、公共サービス改革基本方針（平成20年12月19日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された農業物価統計調査に係る統計調査関連業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従い、本実施要項を定めるものとする。

1 農業物価統計調査の概要

農業物価統計調査は、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係のある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成することにより、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の基礎資料を整備することを目的としており、平成22年調査からは民間競争入札により民間事業者が本業務を実施している。

調査の種類	農産物生産者価格調査		農業生産資材価格調査	
	一般農産物生産者価格調査（野菜以外）	野菜生産者価格調査		
調査の対象	調査品目別に当該調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、かつ、農産物価格を最も正確に調査しうる出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）		都道府県別に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、当該調査品目の取扱量が多いなど、価格形成に主導力を持ち、農業生産資材価格を最も正確に調査しうる小売店等	
調査の規模（別紙1参照）	約1,000調査対象	約700調査対象	約1,400調査対象	
調査品目	76品目	46品目	169品目	
調査時期	調査実施期間	品目別調査都道府県別の調査月は別紙2参照。		
	調査日	毎月15日	毎月5日及び15日（月2回）	毎月15日
		調査日については、調査種類ごとに上述を基本とするが、特別な事情（調査日に調査品目の取り扱いがない場合や調査日に市場が開催されない場合など）で調査が不可能又は調査日の価格が当該月の平均的な価格から著しくかい離している場合は、当該調査日に接近した日とする。		

調査事項（調査品目・銘柄等級等の詳細については別紙3参照）	農産物生産者価格（農業経営体が生産した農産物の販売価格（消費税を含む。）から、出荷販売に要した経費（消費税を含む。）を控除した価格）	農業生産資材価格（農業経営体が農業経営に使用する主要な農業生産資材の小売価格（消費税を含む。））
調査方法	<p>調査は、「農業物価統計調査 一般農産物・農業生産資材価格調査票」、「農業物価統計調査 野菜価格調査票」（別紙4参照）（以下「調査票」という。）を用い、次に掲げるいずれかの方法によって行う。</p> <p>(1) 民間事業者が調査対象へ郵送、電子メール又はFAXにより調査票を配布し、調査対象が郵送、電子メール又はFAXにより回収する方法</p> <p>(2) 電子化した調査票を調査対象が政府統計共同利用システムのオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）により提出する方法</p> <p>(3) 民間事業者が調査対象を訪問して、調査票を回収又は調査対象から調査事項を聞き取り、調査票に記入する方法</p>	

注：1 表中の調査対象数は、令和7年1月調査時点の調査対象数である。

2 本調査は現行基準（令和2年基準）の調査と並行して令和7年1月調査から新基準（令和7年基準）の調査を実施することとしており、現行基準は令和9年5月調査まで実施するため、令和9年5月調査と6月調査時点における調査品目数及び調査対象数は異なるので留意すること。（詳細は別紙1～別紙3を参照）

3 新基準の調査は調査品目の追加・削除や一部の調査品目について銘柄等級を変更して調査を行う。（詳細は別紙3を参照）

なお、追加品目は15品目、削除品目は34品目、銘柄等級の変更品目は4品目である。

## 2 農業物価統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

### (1) 農業物価統計調査に係る請負業務の内容

農業物価統計調査における実査準備（オンライン調査システムの利用準備、調査関係用品の印刷、調査対象への調査の連絡・協力依頼）、実査（調査関係用品の配布、調査票の作成、オンライン調査システムの回答者情報登録、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促）、調査対象の補充選定、調査票の内容審査・調査対象への疑義照会、調査票の電子化、集計（都道府県別結果表の作成、価格変動要因等整理表の作成）、調査品目の実態把握及び調査対象への謝礼支給とする。

#### ア 業務実施期間

令和6年9月（契約締結日）から令和12年3月31日まで（令和7年1月調査分から令和11年12月調査に係る業務）とする。

#### イ 農林水産省からの貸与物件

農林水産省からの貸与物件は、次に掲げるものとする。なお、様式等に変更があった場合は、その都度最新のものを貸与する。

#### (ア) 農業物価統計調査ガイドライン

- (イ) 調査対象及び報告価格算出方法一覧表（別紙6）
- (ウ) 照会対応事例集
- (エ) 農業物価統計調査留意事項（別紙5）
- (オ) 農業物価統計調査都道府県別集計プログラム（Microsoft Office Excel2021 以上で動作するマクロ）
- (カ) 農業物価統計調査都道府県別集計プログラム操作手順書
- (キ) オンライン調査システムのID及び確認コード作成ツール
- (ク) オンライン調査システムマニュアル
- (ケ) オンライン調査システム操作ガイド（以下「システム操作ガイド」という。）
- (コ) 調査対象の振込口座情報（別紙18）

#### ウ 業務の引継ぎ

農林水産省は、民間事業者が本業務を開始するまでの間に、業務内容を明らかにした書類等により民間事業者に必要な業務の引継ぎを行うものとする。

また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、農林水産省は9(1)の報告等を基に次期事業者へ引継ぎを行うものとするが、本業務終了前に民間事業者に対し引継ぎに必要な資料を求めた場合は、民間事業者はこれに応じるものとする。

#### エ 業務内容

本業務における業務内容は次のとおりであるが、民間事業者は、定期的に農林水産省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めるものとする。

##### (ア) 実査準備

###### a オンライン調査システムの利用準備（毎年11月まで）

民間事業者は、貸与物品「オンライン調査システムのID及び確認コード作成ツール」を用いて調査の実施前に全調査対象分のオンライン調査システムのID及びパスワードを作成すること。

また、作成した情報は、調査対象の回答情報等と併せてオンライン調査システムに登録すること。

なお、年途中で新たに調査対象となった場合はオンライン調査システムのID及びパスワードを作成し、必要に応じて調査対象の回答情報等と併せてオンライン調査システムに登録すること。

###### b 調査関係用品の印刷（毎年11月まで）

民間事業者は、次に示す項目に留意して調査関係用品の印刷を行うこと。

- (a) 調査対象に配布する調査関係用品（別紙7）のうち印刷を要するものについて農林水産省が提供した原稿を基に毎年11月下旬までに作成・印刷すること。
- (b) 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省の指定した仕様（紙質、色など）を使用すること。
- (c) 調査対象に配布する調査関係用品における本業務の実施機関名は「農林水産省農業物価統計調査事務局」とすること。

###### c 調査対象への調査の連絡・協力依頼（毎年11月から12月まで）

民間事業者は、調査対象年の前年11月から12月末日までに調査対象に対し、

調査の連絡・協力依頼を行うこと。

その際、P 2 の調査方法について確認を行うとともに、調査関係用品の配布の方法、調査品目、調査対象期間等についても調査対象に確認すること。

また、全ての調査対象に対して調査に必要な事項を確認の上、調査対象の情報を「調査対象及び報告価格算出方法一覧表」（別紙6）に更新する。以降調査対象の情報に変更があればその都度最新の情報に更新すること。

なお、現行基準の調査は、令和9年5月調査をもって終了するため、令和9年6月調査において調査品目の廃止に伴い調査を中止する品目が発生することから、令和9年調査の調査対象への調査の連絡・協力依頼の際には、調査品目及び調査対象に誤りがないよう、調査対象へ確認するとともに、令和9年5月調査をもって廃止する調査品目を調査対象へ連絡すること。

調査対象への調査の協力依頼については、オンライン調査システム又は電子メール（以下単に「オンライン調査」という。）についても積極的に協力を求めるとともに、オンライン調査への促進・切替に取り組むこと。

#### (イ) 実査

##### a 調査関係用品の配布、調査票の作成（毎年11月～調査開始前まで）

民間事業者は、自計調査（P 2 の調査方法の（1）及び（2））を選択した調査対象に対しては、指標部及び調査月ごとの該当する調査品目を記入した調査票を配布すること。

他計調査（P 2 の調査方法の（3））を選択した調査対象に対しては、面接又は電話で調査事項を聞き取り、調査票に記入すること。

なお、民間事業者から調査対象への調査関係用品の配布に要した郵送料については、実額（調査対象への郵送に要した代金）を農林水産省が負担する。

##### b オンライン調査システムの回答者情報登録（毎月）

民間事業者は、調査対象月の前月末日までに、「オンライン調査システムマニュアル」（別紙9）に基づき回答者情報等の登録作業を行うこと。

##### c 調査対象からの問合せ・苦情等の対応（随時）

民間事業者は、次の事項に基づき調査対象からの問合せ・苦情等に対応すること。

(a) 調査対象からの調査内容等に関する照会に適宜回答すること。

(b) 調査対象からの問合せ・苦情等については、照会対応事例集等に基づき、貸与物品「問合せ・苦情等対応マニュアル」を作成し、本業務開始までに農林水産省の了解を得た上で、これにより対応すること。

また、オンライン調査システムを使用する場合の問合せ・苦情等の対応については、「システム操作ガイド」に基づき行うこと。

(c) 問合せ・苦情等の対応状況については、「問合せ・苦情等対応状況」（別紙10）に取りまとめ、農林水産省に報告すること。

##### d 調査票の回収・督促（毎月）

民間事業者は、次により調査票の回収・督促を行うこと。

(a) 調査票の回収・督促方法は、(ア) c で確認した方法により、原則調査対象月

の翌月上旬（翌月1日以降）に回収することとするが調査対象の事情を勘案し、柔軟に対応すること。

オンライン調査による場合は、オンライン調査システム上において、回答データの取得作業を行うこと（別紙9参照）。

作業の手順については、貸与物品「オンライン調査システムマニュアル」を参照すること。

紙媒体の調査票の回収に要した郵送料については、実額（調査対象からの郵送に要した代金）を農林水産省が負担する。

- (b) 回収した調査票について、調査月ごとの調査品目及び調査品目数に誤りがないか確認・整理すること。
  - (c) 指定した回収期日までに調査票が提出されない調査対象に対し、速やかに督促を行うこと。
  - (d) 回収した調査票の内容が「当該月の平均的な価格から著しくかい離している」場合や、調査対象から「調査日に調査品目の取扱いがない」との連絡を受けた場合は、調査対象に調査日に極力近い調査可能日を聞き取り、調査可能日に再度調査する。なお、「当該月の平均的な価格から著しくかい離している」場合の判断がつかないときには、その都度農林水産省に確認すること。
- (ウ) 調査対象の補充選定（随時）

民間事業者は、調査対象が以下の状況になった場合には「農業物価統計調査留意事項」（別紙5）を基に速やかに調査対象の補充選定を行うとともに選定状況を「補充選定状況」（別紙11）に整理の上、農林水産省に報告すること。

選定件数は月平均15件程度発生し、年末から年度末にかけて件数が増加する傾向になっている。

なお、農林水産省から補充選定に必要な調査対象候補の情報等を必要に応じて提供する。

また、補充選定が困難な状況になった場合又は困難な状況が想定される場合は速やかに農林水産省に報告の上、指示を仰ぐこと。

- a 調査対象が廃業等により調査の継続が困難になった場合
  - b 調査品目の取扱いを中止又は細部銘柄の出回りがなくなった場合
- (イ) 調査票の内容審査及び調査対象への疑義照会

- a 調査票の内容審査及び調査対象への疑義照会（毎月）

民間事業者は、毎月、提出された調査票の内容について、「農業物価統計調査留意事項」（別紙5）に基づき、記入漏れがないか確認するとともに、価格の妥当性等について確実に審査を行い、疑義がある場合は調査対象に対して照会を行い、必要に応じ調査票の内容を修正すること。

なお、調査票の内容審査又は調査対象への照会については、「調査対象及び報告価格算出方法一覧表」（別紙6）を活用し、効率的に行うこと。

また、調査対象に対する照会の状況は「疑義照会状況」（別紙13）に取りまとめ、農林水産省に報告すること。

- b 補完処理（毎月）

民間事業者は、調査票を回収できない場合、出回り実績がなく調査価格が把

握できない場合、廃業等により調査の継続が困難になった場合、調査品目の取扱い中止又は出回りがなく細部銘柄の変更等により従来の調査価格と異なる調査価格を把握することとなった場合は次のとおり、補完処理を行うこと。

(a) 算出価格処理

調査票を回収できない場合、出回り実績がなく調査価格が把握できない場合は、当該調査対象の調査価格については、対前月比、対前年比等により調査価格を算出（算出価格）して補完すること。

処理の詳細は、「農業物価統計調査留意事項」（別紙5）を基に算出して補完すること。

(b) 接続価格処理

廃業等により調査の継続が困難になった場合、調査品目の取扱い中止又は出回りがなく細部銘柄の変更等により従来の調査価格と異なる調査価格を把握することとなった場合は、当該調査対象の調査価格については、代替の調査対象の報告価格や変更後の細部銘柄の調査価格を基に調査価格を算出（接続価格）して補完すること。

処理の詳細は、「農業物価統計調査留意事項」（別紙5）を基に算出して補完すること。

なお、接続価格処理については、都道府県毎及び品目毎に設定している調査対象期間（別紙2参照）の調査開始月以外に処理を行うこととし、調査開始月の場合は農林水産省において基準時価格修正処理（接続価格の解除）として処理を行うため、間違いないよう留意すること。

c 処理の時期

民間事業者は、a及びbについては調査票回収時又は処理を行うことが判明した時点で行うこととするが、原則毎月15日時点で調査票を回収できない場合であっても当該処理を行ってもよいこととする。

d 年間結果の内容審査及び疑義照会（毎年5月まで）

民間事業者は、毎年12月調査の終了後、a及びbにより作成した1月から12月までの1年間の調査結果について、改めて「農業物価統計調査留意事項」（別紙5）に基づき品目別の価格の妥当性等を審査するとともに、この審査により疑義が生じた場合には、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行うこと。

(オ) 調査票の電子化、都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成

a 調査票の電子化（毎月）

民間事業者は、審査が終了した紙媒体の調査票について、毎月、ファイルフォーマットに基づき電子化するとともに、オンライン調査により回収した電子媒体の調査票と統合した調査票ファイルを作成すること。

b 都道府県別結果表等の作成（毎月）

民間事業者は、aで作成した調査票ファイルを「農業物価統計調査都道府県別集計プログラム」を使用して集計し、「調査票」及び「都道府県別結果表」の電子ファイルを作成すること。

c 価格変動要因等整理表の作成（毎月）



民間事業者は、bで作成した都道府県別結果表について「農業物価統計調査留意事項」（別紙5）に基づき、都道府県別品目別の価格の変動要因等の検討を行い「価格変動要因等整理表」（別紙16）を作成する。

- d 年間結果の都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成（毎年5月まで）

民間事業者は、cにより作成した1月から12月までの1年間の都道府県別結果表について、改めて「農業物価統計調査留意事項」（別紙5）に基づき品目別の価格の妥当性等を審査するとともに、この審査により疑義が生じた場合には、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行い、疑義照会の結果、調査票の内容を修正した場合には、その修正した内容を反映した「確定調査票」の電子ファイルを作成すること。

また、確定調査票から「都道府県別確定価格結果表」の電子ファイルを作成するとともに、1月から12月までの価格変動要因等整理表等を基に「年間の価格変動要因等整理表」の電子ファイルを作成すること。

- e 農林水産省への報告

- (a) 毎月の報告

民間事業者は、aで作成した調査票ファイル及びbで作成した都道府県別結果表、cで作成した価格変動要因等整理表を調査対象月の翌月20日までに農林水産省に報告すること。

- (b) 年間結果の報告

民間事業者は、cで作成した確定調査票ファイル、都道府県別確定結果表及び年間の価格変動要因等整理表を毎年5月末までに農林水産省に報告すること。

また、(b)の報告と併せて年間結果の取りまとめにおいて更新した「調査対象及び報告価格算出方法一覧表」（別紙6）を農林水産省に報告すること。

- (カ) 調査品目に関する実態把握の実施（令和8年及び令和10年）

民間事業者は、調査品目に関する出回り量、銘柄等級、単位等の情報について、実態把握表（別紙17）により収集すること。

なお、調査品目に関する出回り量の情報収集については、令和7年の出回り量を令和8年中に調査（調査対象数約800、調査品目数約30）することとし、銘柄等級の把握については、令和10年中に全調査対象（全調査品目）を調査することとする。

具体的な調査対象、調査品目、調査時期等については、別途農林水産省から指示するとともに、具体的な配布・収集方法、報告時期等は別途協議する。

- (キ) 調査対象への謝礼支給（毎年12月から翌年3月まで（契約初年は除く。））

民間事業者は、調査を実施した調査対象に対し、1年間の調査終了後、謝礼として調査票を回収した月数に応じ、一般農産物生産者価格調査（野菜以外）は年間3,600円、野菜生産者価格調査及び農業生産資材価格調査は年間4,300円を上限（ただし、一般農産物生産者価格調査（野菜以外）、野菜生産者価格調査及び農業生産資材価格調査をすべて行った調査対象については、年間12,200円を上限）に謝金を支払い、又は謝金相当の謝礼品の支給を行うこととし、その実額（謝金

又は謝礼品代)を農林水産省が負担する。

なお、年間の謝金支払額(支払件数)、謝礼品支給額(支給件数)及び受領辞退調査対象数について事業報告書に記載すること。

謝礼の支払いについて、事前に貸与物件「振込口座情報」(別紙18)を基に謝礼の受領の有無及び振込口座の確認を行い、令和8年調査以降は、民間事業者が整理した情報を更新して使用すること。

調査の実施期間が12か月に満たない場合、謝礼は、12か月分の謝礼額に調査を実施した月数を乗じて調査期間の月数で除した額に減額すること。

なお、調査期間が12か月未満の時は12か月を調査期間数と読み替えること。

#### オ 情報セキュリティ管理

- (ア) 情報漏えい防止を始めとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して適正な調査情報の管理を行うこと。

なお、セキュリティマニュアルについては、提案書と併せて農林水産省へ提出すること。

- (イ) セキュリティマニュアルには、次に掲げる事項を必ず記載すること。

a 調査票(紙媒体及び電子媒体)、都道府県別結果表、調査対象及び報告価格算出方法一覧表等個人情報の取扱いに関する責任者、業務従事者の管理体制及び業務の実施体制

b オンライン調査に使用するパソコンや作業場所のセキュリティ対策及び電子メールで報告する際のセキュリティ対策

- (ウ) 民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に係る業務に従事する者以外の者(以下「第三者」という。)に対する、調査関係書類の複写、貸与及び提供をしないこと。

- (エ) 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体等は、契約終了時までに裁断、粉碎等により必ず廃棄すること。

なお、情報システム等の廃棄については、情報の復元又は判読ができない方法を用いること。

- (オ) 農林水産省は、個人情報の管理状況について、民間事業者に対し、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行う。

- (カ) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、その後の対応方針について協議すること。

#### カ 納入物件及び納入期日

納入物件及びその納入期日については、次表の左欄に掲げる納入物件についてそれぞれ同表の右欄に定める期日とし、電子媒体で納入すること。

なお、次表で定める期日が行政機関の休日の場合は、その前日を期日とする(以下同じ。)

調査対象及び報告価格算出方法一覧表(別紙6)	調査日が属する月の翌月20日
調査票(別紙4)	調査日が属する月の翌月20日
確定調査票(別紙4)	調査年の翌年5月末日
算出価格一覧表(別紙14)	調査日が属する月の翌月20日

都道府県別結果表	調査日が属する月の翌月20日
都道府県別確定結果表	調査年の翌年5月末日
接続価格一覧表（別紙15）	調査日が属する月の翌月20日
価格変動要因等整理表（別紙16）	調査日が属する月の翌月20日
年間の価格変動要因等整理表（別紙16）	調査年の翌年5月末日

注1：各報告様式は、必要な項目が網羅されている場合に限り、体裁の変更を可能とする。

2：電子メールにて電子媒体を納入すること。

(2) 業務受託に関する留意事項

ア 民間事業者は、本業務を実施するために、調査関係書類を厳重に管理する保管庫、電話設備、電子メール、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意すること。

なお、民間事業者は、情報セキュリティ対策を講じた作業場所並びにブロードバンド環境及び固定IPアドレスを準備することとし、システム環境については次表のとおりとする。

OS（オペレーティングシステム）	Windows10以上、Mac13以上
ブラウザソフト	Firefox119.0以上、Google Chrome118.0以上、Microsoft Edge118.0以上、Safari16.0以上

イ 民間事業者は、「農林水産省農業物価統計調査事務局」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施すること。

また、民間事業者は、調査対象からの調査票の返送先を自ら確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先の住所、メールアドレス、電話番号及びFAX番号を農林水産省に報告すること。

ウ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するため、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置すること。

担当者は、業務時間内（平日9時から18時まで）において速やかに農林水産省と連絡・調整が取れる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

エ 民間事業者は、本業務の各工程において、農林水産省から立会いの要請があった場合は応じること。

オ 民間事業者は、本業務の各工程の作業方針、スケジュールを策定し、令和6年9月末日（契約締結後速やかに）までに農林水産省と調整すること。また、各工程の作業方針、スケジュールに変更が生じた場合は農林水産省と調整すること。

カ 民間事業者は、事故が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、指示を求めること。

キ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票や個人情報情報が記された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項に

ついて十分理解できるよう事前の研修を行うこと。

なお、研修の内容及びスケジュールについては、事前に農林水産省の了解を得ること。

ク 農林水産省は、天災地変等の影響により、調査が行えなくなる調査対象があった場合の対応については別途民間事業者に連絡する。

(3) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務を実施するに当たり確保されるべき質として求められるものは、次に掲げるとおりである。

ア 本業務の実施に当たり、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

イ 照会対応業務においては、民間事業者が作成する問合せ・苦情等対応マニュアルに沿って対応すること。

ウ 本調査は、農産物の価格・生産資材の価格及びその変動を的確に反映し農業物価指数を作成する観点から、調査対象については継続して調査することを原則としている。このことから、調査票の回収率は一連の業務（督促業務等）を通じ、100パーセントを達成すること。

なお、毎月20日時点で回収状況を確認し、100パーセントの達成が困難と見込まれる次の場合には、農林水産省の指示を仰ぐこととし、この場合にあっては、民間事業者は責を問われないものとする。

(ア) 天災地変等の影響により、調査が行えない調査対象があった場合

(イ) 調査対象の休業・廃業及び調査品目の取り扱いの中止があった場合

(ウ) 調査票の回収期日後、調査対象に督促したものの調査票の回収ができなかった場合

エ 調査票及び都道府県別結果表の審査・検討は、調査・集計した結果について、「農業物価統計調査留意事項」（別紙5）の検討項目全てについて行うこと。

なお、調査票及び都道府県別結果表の審査・検討について、民間事業者は次の(ア)及び(イ)について、農林水産省の依頼に応じ、迅速かつ的確に対応すること。

(ア) 農林水産省が調査票ファイル、集計値等の確認を求めた場合はこれに応じること

(イ) 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行い、修正が生じた場合には調査票等の内容を修正すること。

(4) モニタリングの方法について

農林水産省は、業務の実施に当たり確保されるべき質の確保状況について、2(1)カの納入物件及び9(1)の報告事項により毎月確認する。

(5) 契約金の支払について

ア 契約の形態は請負契約とし、契約金額のほか、民間事業者から調査対象への調査関係用品の配布及び調査対象から民間事業者への紙媒体の調査票の回収に要した郵送料並びに謝金又は謝金相当の謝礼品支給額の代金については、別途農林水産省が負担する。

この場合において、民間事業者は、当該別途農林水産省が負担する金額の請求時に、支払った実額（以下「実額支払分」という。）を証明できる書類（領収書、振込証明書等）を添付するものとする。

イ 契約金及び実額支払分の支払については、落札者が決定した後、落札者と農林水産省が協議を行い、当該年度の予算の範囲内で支払金額・回数を決定する。

支払に当たり民間事業者は、2(1)カの納入物件、9(1)の報告事項、業務の完了を確認できる書類及び実額支払分を証明できる書類を農林水産省に提出すること。

農林水産省は、提出された書類に基づき、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、農林水産省は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとし、業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払わない。

#### (6) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウまでに該当する場合には農林水産省が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

ア 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

#### (7) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次に掲げる場合は、速やかに業務の改善策（農林水産省への提案を含む。）を作成の上、農林水産省へ提出し、農林水産省の承認を得た上で当該改善策を実施するものとする。この場合において民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、農林水産省に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

ア 農林水産省が、2(1)カの納入物件や問合せ・苦情等対応状況の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が確保されないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

イ 民間事業者が、業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保及び向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合

### 3 農作物価統計調査の契約期間

契約期間は、令和6年9月（契約締結日）から令和12年3月31日までとする。

### 4 民間競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 法第15条において準用する第10条各号（ただし、第11号を除く。）に該当する者でないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約

締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。  
共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）の代表者は、令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であり、共同事業体の構成員は競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、証明書等の提出期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に記載された者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (7) 実施要項の検討に当たり、外部有識者から意見を聞く場合、外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
- (8) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (10) 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、上記(1)から(4)、(8)及び(9)で定める入札参加資格を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

## 5 民間競争入札に参加する者の募集

### (1) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

ア 入札公告	令和6年5月下旬頃
イ 入札説明会（第1回）	令和6年6月上旬頃
入札説明会（第2回）	令和6年6月下旬頃
ウ 入札説明会終了後の質問期限	令和6年7月上旬頃
エ 入札書類提出期限	令和6年7月下旬頃
オ 入札書類の評価	令和6年8月上旬頃
カ 開札	令和6年8月中旬頃
キ 契約の締結	令和6年9月上旬頃
ク 業務の引継ぎ	契約締結後、速やかに

## (2) 入札実施手続

### ア 入札説明会後の質問受付

農林水産省から入札説明書を取得した者は入札説明会後に、本実施要項の内容や入札に係る事項について、農林水産省に対して質問することができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び農林水産省からの回答は原則として入札説明書を取得した全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

### イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、①入札金額（入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本業務に対する報酬総額の110分の100に相当する金額）を記載した書類、②資格審査結果通知書、③提案書、④「別紙様式 評価項目一覧表」の提案書項番号欄に該当する提案書の項番号を記載したもの及び⑤2(1)オで示すセキュリティマニュアルを提出すること。

①については封かんの上、入札参加者の氏名（法人にあっては法人名）、宛名及び入札件名を記載し、入札すること。

②については令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写しを提出すること。

③から⑤までについては電子媒体（CD-ROM）で提出すること。その際のファイル形式は、Microsoft Office-Word、Microsoft Office- PowerPoint、Microsoft Office-Excel 又は PDF形式とする（これらのファイル形式による提出が困難な場合は、農林水産省まで申し出ること）。

なお、入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（実額支払分を除く。）の110分の100に相当する金額を記載すること。

また、法第15条において準用する第10条各号（ただし、第11号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付すること。

### ウ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、6で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載すること。

なお、本実施要項に記載されている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項についても提案書に記載すること。

- (ア) 実施計画
- (イ) 実施体制・設備・環境
- (ウ) 組織の専門性
- (エ) 本業務従事予定者の研修
- (オ) セキュリティ対策
- (カ) 調査関係用品の印刷・配布
- (キ) 調査の協力依頼・確認、オンライン推進の取組
- (ク) 問合せ・苦情等対応
- (ケ) 調査票の回収・督促

- (コ) 調査対象の補充選定
- (カ) 調査票の審査・疑義照会対応
- (ク) 調査票の電子化
- (ク) 都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成・検討・報告
- (ケ) 調査対象への謝礼支給
- (コ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況
- (カ) 賃上げの実施を表明した企業等

## 6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

- (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「別紙様式 評価項目一覧表」とおりとする。落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が本業務の目的・趣旨に沿い、かつ、実行可能なものであるか（必須項目として評価する）、また、効果的なものであるか（加点として評価する）について行うものとする。

### ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が提案書に記載した内容が「別紙様式 評価項目一覧表」上の「必須（基礎点）」を満たしていることを確認する。全て満たしている場合は合格として基礎点（45点）を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

### イ 加点項目審査

必須項目審査で合格になった入札参加者に対して、「別紙様式 評価項目一覧表」上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待できるかという観点から入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して「表1 審査基準」に基づき0点から3点までの範囲で得点を付与する。

各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。（満点175点）

表1 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

- (2) 落札方式及び得点配分

### ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「エ 総合評価点の計算」によって得られた得点の最も高い者を落札者とする。

- (ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- (イ) 「別紙様式 評価項目一覧表」に記載される要件のうち必須とされた項目を全て



満たしていること。

イ 得点配分

得点配分は、「表2 得点配分」のとおりとする。

なお、技術点に関しては、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を124点、実施体制、実績を評価する項目の配分を96点とする。

表2 得点配分

技術点（必須項目：基礎点）	45 点
技術点（加点項目：加点）	175 点
価格点	110 点

ウ 技術点の算出

基礎点は、必須とされた項目（最低限の要求要件）について全て満たす場合は45点とし、1つでも満たしていない場合は0点とする。

また、加点について複数の評価者がいる場合は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）。

エ 総合評価点の計算

総合評価点は、次によるものとし、得点の最も高い者が明らかになるまで算出する。総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分（110点）×（1－入札価格÷予定価格）

(3) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2)エ 総合評価点の計算」によって得られた得点の最も高い1者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度入札公告に付すこととする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない場合は、農林水産省が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

7 農作物価統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示

農作物価統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」（別紙19）のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

8 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項

民間事業者がオンライン調査による調査票の受理等に使用するためのオンライン調査システムへのアクセス権を付与する。

9 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告

2 (3) で設定した本業務の遂行に当たって求められる質が確保されていることを確認するため、民間事業者は、次の表の左欄に掲げる事項について同表の中欄に掲げる期日までに農林水産省に報告する。

また、農林水産省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

報告事項	報告期日	備 考
問合せ・苦情対応状況	調査日が属する月の末日	別紙10参照
補充選定状況	調査日が属する月の末日	別紙11参照
督促状況	調査日が属する月の末日	別紙12参照
疑義照会状況	調査日が属する月の末日	別紙13参照
勤務体制	調査日が属する月の末日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制を記載すること。</li> <li>・ 各工程の管理責任者の氏名、所属及び連絡先を記載すること。</li> <li>督促・審査及び苦情対応に係る業務の担当者の氏名及び所属を記載すること。</li> <li>・ 調査票等に係る業務の管理体制、調査票等の保管体制及び調査票等の管理・保管の状況を記載す</li> </ul>

		ること。
事業報告書		次の実施状況について記載すること。
令和7年調査	令和8年3月末日	・2(3)の業務遂行に当たり確保されるべき質 ・年間の謝金支払金額（支払件数）、謝礼品支給額（支給件数）及び受領辞退調査対象数 ・情報セキュリティに関する取組
令和8年調査	令和9年3月末日	
令和9年調査	令和10年3月末日	
令和10年調査	令和11年3月末日	
令和11年調査	令和12年3月末日	

## (2) 調査

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(1)の報告やア及びイによるモニタリングの結果等から必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

### ア 民間事業者への電話等（適宜）

農林水産省から民間事業者へ電話等により、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることで、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

### イ 不正行為の有無の確認（適宜）

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査対象に農林水産省から不正行為の有無を確認する。

## (3) 指示

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、上記にかかわらず、農林水産省は、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、民間事業者に対し、必要な措置を講ずることを指示することができる。

## (4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずるものとする。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本業務に従事する者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、

又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(4) 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査対象を具体的な理由なく区別してはならない。

(4) 民間事業者は、調査対象の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、2(1)エに示す調査対象に対する謝礼支給を除き、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

(7) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課」や「農業物価統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。）及び当該自ら行う業務が農業物価統計調査の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(4) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査対象と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ク 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

ケ 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は農林水産省以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）

に基づき実施する事業に用いてはならない。

#### コ 再請負

- (ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再請負（再請負先が請負先の子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社等をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。
- (イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再請負を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再請負に関する事項（再請負先の住所・名称、再請負先に委託する業務の範囲、再請負を行うことの合理性及び必要性、再請負先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。
- (ウ) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再請負を行う場合には、再請負に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。
- (エ) 民間事業者は、(イ)又は(ウ)により再請負を行う場合には、民間事業者が農林水産省に対して負う義務を適切に履行するため、再請負先の事業者に対し、上記「(4) 秘密の保持」及び本項（「(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」）に規定する事項について必要な措置を講じさせるとともに、再請負先から必要な報告を徴収することとする。
- (オ) 再請負先の事業者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。
- (カ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再請負先の事業者に再々請負をさせてはならない。

#### サ 契約内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務の更なる質の向上の推進その他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

ただし、農林水産省は、法令改正等により業務内容等に変更が生じるときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、民間事業者と協議の上、法第21条の手続を要せず契約を変更することができる。

#### シ 契約の解除

農林水産省は、請負契約書に定めるところにより民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 法第22条第1項第1号イからチまで又は同項第2号に該当するとき。
- (イ) 暴力団員を業務を統括する者又は従事者としていることが明らかになったとき。
- (ウ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

#### ス 契約解除時の取扱い

- (ア) 契約解除時の請負報酬の支払

上記シに該当し、契約を解除した場合には、農林水産省は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る請負報酬を支払う。

(イ) 契約解除時の違約金と本業務の完了

上記シに該当し、契約を解除した場合、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記(7)の請負報酬を控除した金額の100分の10に相当する金額を違約金として農林水産省が指定する期日までに納付するとともに、農林水産省との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ウ) 延滞金

農林水産省は、民間事業者が前項の規定による金額を農林水産省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日まで民法第404条第4項に規定する各期における法廷利率を乗じて計算した延滞金を納付させることができる。

(エ) 損害賠償

農林水産省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、農林水産省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

セ 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該責任を負わないものとする。

ソ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

10 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意又は過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産

省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「2(1)カ 納入物件及び納入期日」に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき民法第404条4項に規定する各期における法廷利率を乗じて計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

## 11 法第7条8項に規定する評価に関する事項

### (1) 実施状況に関する調査の時期

農林水産省は、総務大臣が評価を行うに当たり必要な情報を得るため、本業務の実施状況について、令和9年12月31日時点における状況を調査するものとする。

### (2) 調査の実施方法

農林水産省は、9(1)の報告等を基に、(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較・分析すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する）。あわせて、経費削減が達成されたかを確認する。

### (3) 調査項目

農林水産省は、次に掲げる項目について調査するものとする。

ア 9(1)の報告に係る事項

イ 調査票及び統計表の検証状況（農林水産省からの照会対応等の件数・内容等）

ウ 実際に本業務の実施に要した経費意見聴取等

農林水産省は、必要に応じて民間事業者及び調査対象から意見の聴取等を行うことができるものとする。

### (4) 実施状況等の提出

農林水産省は、本業務の実施状況等について、(1)の評価を行うため、報告様式に従い令和10年3月を目途に総務大臣及び監理委員会に提出するものとする。

なお、農林水産省は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

また、必要に応じて農林水産本省入札等監視委員会とも情報を共有するものとする。

## 12 その他の実施に関する必要事項

### (1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受けることがある。

### (2) 統計法令等の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）、個人情報の

保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守する。

特に、統計法は第41条において、同条各号に掲げる業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずる。

- (3) 本業務に従事する者は、法第25条第2項の規定により、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- (4) 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により、30万円以下の罰金に処されることとなる。
- ア 9(1)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は9(2)による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- イ 正当な理由なく、9(3)による指示に違反した者
- (5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して(4)の刑が科されることとなる。
- (6) 環境負荷低減に係る留意事項
- 民間事業者は、本業務の実施に関し、以下に掲げる資料を閲覧し、みどりの食料システム戦略及び環境関連法令の規定への理解を深めた上で、環境負荷の低減に繋がるものとなるように努めること。
- ※関係資料
- ・別紙20「環境負荷低減クロスコンプライアンスの導入について」
  - ・別紙21「環境関連法令における主な「事業者の責務」、「事業者の努力」規定」
  - ・農林水産省ホームページ（みどりの食料システム戦略）
- リンク先：<https://www.maff.go.jp/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>
- (7) 調査監督上の措置等に係る監理委員会への報告
- 農林水産省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に報告することとする。
- また、法第45条に基づき監理委員会から報告を求められた場合は、事業の実施状況等について監理委員会に報告又は資料の提出を行うこととする。
- (8) 農林水産省の監督体制
- ア 本契約に関する監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- イ 本業務の実施状況に係る監督は、9(2)により行うこととする。



(9) 公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会

農林水産省は、業務実施状況の評価等を行うに当たり専門技術的知見を得るために、外部有識者3名を構成員とする「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」を開催することとする。

別紙様式 評価項目一覧表

大項目	中項目	評価項目	評価の観点	得点配分			提案書 事項番号
				必須 (基礎点)	加点	加重	
1 実施計画							
1.1	実施計画	・本業務実施計画（スケジュール）は、農林水産省の示す要件が満たされているか。	基本的な調査実施計画	4	-	-	
		○  ・業務手順について、効率的に業務を実施する工夫がみられるか。	調査の効率化	-	9	3	
2 実施体制							
2.1	実施体制・設備・環境	・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、業務増加時の人員の補充体制が確立されているか。	基本的な組織体制	3	-	-	
		・審査時において的確に配置できる方法が具体的に示されているか。		3	-	-	
		・再請負をする業務がある場合、再請負の業務内容・業者が明確に示されているか。		3	-	-	
		・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。	基本的な設備環境と財務基盤	3	-	-	
		・本業務を実施する場所、設備環境（調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等）について十分な体制が用意されているか。		3	-	-	
		・統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか。	統計調査の知識と体制の柔軟性	-	9	3	
・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制（緊急の案件が生じた時（9時～18時以外）に連絡可能な体制）が整っているか。		-	6	2			
2.2	組織の専門性	・業務遂行に当たり、農産物の生産・流通価格、農業生産資材の価格等の知見を有しているか。	専門性	-	12	4	
		・電話による督促、問合せ・苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験を有する者を配置することとなっているか。	処理能力	-	3	1	
		・類似調査事業の受託実績があり、組織又は本業務従事者に調査内容に関する専門知識、ノウハウ等があるか。	実務実績	-	6	2	
		・ISO9001又はISO20252の認証を受けているか。（注1）	資格	-	3	1	
2.3	本業務従事予定者の研修	・教育（研修）のプログラムの概要が必要な内容を含んでいるか（農産物価格統計調査について、秘密の保護についてなど）。	研修のプログラム	4	-	-	
		○  ・研修の計画に工夫がみられるか。（方法、研修時間など）	研修計画	-	6	2	
		○  ・統計調査（調査項目）の特徴や特性を理解させる工夫がみられるか。		-	6	2	
2.4	セキュリティ対策	・農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか。	基本的なセキュリティ	3	-	-	
		・プライバシーマークの認証を受けているか。（注1）	万全なセキュリティ	-	3	1	
		・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けているか。（注2）		-	6	2	
		・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。		-	3	1	
3 個別業務の実施方法							
3.1	調査関係用品の印刷・配布、調査の協力依頼・確認、オンライン推進の取組	・印刷・配布、調査対象への協力依頼についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	4	-	-	
		○  ・調査対象の継続的な調査協力を得るための工夫がみられるか。		-	6	2	
		○  ・オンライン調査の導入促進の工夫がみられるか。		-	6	2	
3.2	問合せ・苦情等対応	・問合せ・苦情等対応についての手順が具体的に示されているか。	問合せ・苦情等対応の工夫	3	-	-	
		○  ・調査対象からの問合せ・苦情等に、迅速、適切に対応するための体制と工夫がみられるか。		-	9	3	
3.3	調査票の回収・督促	・調査票の回収・督促についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-	
		○  ・調査票を回収するため、効果的・効率的に行うための工夫がみられるか。	調査票回収・督促業務の質	-	9	3	
		○  ・回収した調査票について、確認・整理の方法について工夫がみられるか。		-	9	3	
3.4	調査対象の補充選定	・補充選定についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-	
		○  ・補充選定を迅速・確実に行うための工夫がみられるか。		-	6	2	
3.5	調査票の審査・疑義照会対応	・調査票の審査についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-	
		○  ・調査票の審査を正確・迅速・確実に行うための工夫がみられるか。	調査票審査業務の質	-	6	2	
		○  ・算出価格処理及び接続価格処理について、正確・確実に行うための工夫がみられるか。		基本的手法	-	3	1
3.6	調査票の電子化、都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成・検討・報告	・調査票の電子化、都道府県別結果表（集計含む。）及び価格変動要因等整理表の作成・検討・報告についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-	
		○  ・都道府県別結果表の作成・検討を効率的に行うための工夫がみられるか。	効率化	-	9	3	
		○  ・価格変動要因等整理表の作成を効率的に行うための工夫がみられるか。		-	6	2	
		○  ・農林水産省からの調査票等に関する疑義照会に対する回答について、工夫がみられるか。		-	6	2	
3.7	調査対象への謝礼支給	○  ・調査対象への謝礼支給について、確実に支給業務を行うための工夫がみられるか。	基本的手法	-	3	1	

4 その他

4.1		○	・業務を効果的・効率的に実施するための工夫が提案されているか。	その他	-	3	1
-----	--	---	---------------------------------	-----	---	---	---

5 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

5.1	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	○	<p>・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下(1)～(3)の法令に基づく認定を受けているか。</p> <p>(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号、以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナえるぼし(※1) 12点</li> <li>・えるぼし3段階目(※2) 10点</li> <li>・えるぼし2段階目(※2) 8点</li> <li>・えるぼし1段階目(※2) 6点</li> <li>・行動計画(※3) 4点</li> </ul> <p>※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定          ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定          なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。          ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>(2) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号、以下「次世代法」という。)に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナくるみん(※4) 10点</li> <li>・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)(※5) 8点</li> <li>・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(※6) 6点</li> <li>・トライくるみん(※7) 5点</li> <li>・くるみん(平成29年3月31日までの基準)(※8) 4点</li> </ul> <p>※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定          ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定          ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※8の認定を除く。)          ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定          ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定</p> <p>(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律98号)に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定企業 7点</li> </ul> <p>(複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。)</p>	ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する ※「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について(依頼)」(内閣府男女共同参画局長通知(平成29年4月28日一部改正))を参照のこと。	-	12	-
-----	-----------------------------	---	---	---	---	----	---

6 賃上げの実施を表明した企業等

6.1	賃上げの実施を表明した企業等	○	<p>・賃上げを実施する企業として、以下の(1)又は(2)の表明をしているか。</p> <p>(1) 大企業に該当する場合は、事業年度(又は暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨を従業員に表明していること 5点</p> <p>(2) 中小企業等に該当する場合は、事業年度(又は暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与総額を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること 5点</p>		-	10	-
-----	----------------	---	--	--	---	----	---

○ 新規性・創造性・効率性を求める項目	124	0	124
実施体制、実績を評価する項目	96	45	51
技術点合計	220	45	175

必須(基礎点)については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価、加点については、加点項目ごとに3点満点で0～3点の4段階により評価

注1) この項目は、認証を受けていない・・・0点 認証を受けている3点 で評価を行う。  
 注2) この項目は、認証を受けていない・・・0点 認証を受けている6点 で評価を行う。

## 農業物価統計調査 都道府県別調査対象数

都道府県	都道府県別調査対象数（令和7年1月時点）			
	農産物生産者価格調査		農業生産資材 価格調査	計
	一般農産物	野菜		
全 国	1,006	710	1,400	3,116
北 海 道	52	46	71	169
青 森 県	18	18	50	86
岩 手 県	29	11	27	67
宮 城 県	22	7	24	53
秋 田 県	20	13	36	69
山 形 県	31	21	41	93
福 島 県	31	23	23	77
茨 城 県	39	34	28	101
栃 木 県	36	30	26	92
群 馬 県	22	19	24	65
埼 玉 県	26	23	35	84
千 葉 県	41	42	33	116
東 京 都	1	7	18	26
神 奈 川 県	19	11	21	51
山 梨 県	23	7	16	46
石 川 県	9	6	20	35
新 潟 県	21	25	52	98
富 山 県	7	6	27	40
福 井 県	5	4	12	21
長 野 県	30	23	23	76
岐 阜 県	27	11	38	76
静 岡 県	33	24	35	92
愛 知 県	24	32	30	86
三 重 県	16	8	22	46
京 都 府	9	9	16	34
滋 賀 県	5	4	18	27
大 阪 府	2	7	19	28
兵 庫 県	16	11	26	53
奈 良 県	10	4	22	36
和 歌 山 県	18	7	26	51
鳥 取 県	10	6	26	42
島 根 県	12	7	31	50
岡 山 県	21	10	46	77
広 島 県	21	15	28	64
山 口 県	9	7	38	54
徳 島 県	18	29	31	78
香 川 県	18	12	36	66
愛 媛 県	25	11	34	70
高 知 県	10	15	22	47
福 岡 県	33	14	32	79
佐 賀 県	18	5	27	50
長 崎 県	28	13	31	72
熊 本 県	38	22	31	91
大 分 県	30	18	27	75
宮 崎 県	27	12	34	73
鹿 児 島 県	32	19	31	82
沖 縄 県	14	2	36	52

## 農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧

## 1 農産物価格調査品目

## (1) 全国指数採用品目

類別		米		麦			
品目名		うるち玄米	もち玄米	小麦		はだか麦	六条大麦
コード番号		1015	1045	1080		1090	1100
調査月(全国)		1~12	9~12	6~10		6~8	6~8
北海道		1~12	10~12	8~10			
東北	青森	1~12					
	岩手	1~12	9~10	8			
	宮城	1~12	10~11				7
	秋田	1~12	10~11				
	山形	1~12	9~10				
	福島	1~12	10~11				
関東	茨城	1~12		6~8			6~8
	栃木	1~12		6~8			6~8
	群馬	1~12		6~8			
	埼玉	1~12		6~8			
	千葉	1~12	9~11				
	東京						
	神奈川	1~12					
	山梨	1~12					
	長野	1~12	10~12	7~8			6~7
静岡	1~12						
北陸	新潟	1~12	9~12				7
	富山	1~12	9~11				6~7
	石川	1~12	10~11				6~7
	福井	1~12	9~10				6~8
東海	岐阜	1~12	9~12				
	愛知	1~12		7			
	三重	1~12					
近畿	滋賀	1~12		7			
	京都	1~12					
	大阪						
	兵庫	1~12					
	奈良	1~12					
	和歌山	1~12					
中国・四国	鳥取	1~12					
	島根	1~12					
	岡山	1~12					
	広島	1~12					
	山口	1~12					
	徳島	1~12					
	香川	1~12		6~7		6~8	
	愛媛	1~12				6~7	
九州	高知	1~12					
	福岡	1~12	10~12	6~8		7	
	佐賀	1~12	9~12	6~8		6	
	長崎	1~12					
	熊本	1~12	11~12	6~7			
	大分	1~12		6~7		6~8	
宮崎	1~12						
鹿児島	1~12						
沖縄	1~12						

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧 (続き)

1 農産物価格調査品目 (続き)

(1) 全国指数採用品目 (続き)

類別		麦(続き)		雑 穀		豆					
品 目 名		ビール大麦 二条大麦		そ ば		大 豆		小 豆		らっかせい	
コード番号		1110		1985		1120		1130		1140	
調査月(全国)		6～9		9～12		1～7	12	1～5	10～12	10～12	
北 海 道		9		9～12		1～7	12	1～5	10～12		
東 北	青 森					1～6					
	岩 手					1～5	12				
	宮 城					1～7	12				
	秋 田			11～12		1～3	12				
	山 形			11～12							
	福 島			11～12							
関 東	茨 城			10～12		1～7					11～12
	栃 木	7～8		11～12		1～7					
	群 馬	6～7									
	埼 玉	6～8									
	千 葉										10～12
	東 京										
	神 奈 川										
	山 梨										
	長 野			10～11							
	静 岡										
北 陸	新 潟					1～7	12				
	富 山					1～5	12				
	石 川										
	福 井			11～12							
東 海	岐 阜					1～7					
	愛 知					1～7					
	三 重										
近 畿	滋 賀					1～7					
	京 都							1～2			
	大 阪										
	兵 庫							1			
	奈 良										
	和 歌 山										
中 国・四 国	鳥 取										
	島 根										
	岡 山	6～7									
	広 島										
	山 口										
	徳 島										
	香 川										
	愛 媛										
	高 知										
九 州	福 岡	6～8				1～7					
	佐 賀	6～7				1～7					
	長 崎										
	熊 本					2～7					
	大 分					2～7					
	宮 崎										
	鹿 児 島			12							
沖 縄											

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

1 農産物価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別		い も									
品目名		かんしょ 食 用		かんしょ 加工用		ばれいしょ 食 用		ばれいしょ 加工用		ばれいしょ 種 子 用	
コード番号		1170		1180		1190		1200		1210	
調査月(全国)		1~12		9~12		1~12		9~11		3	8~11
北 海 道						1~2	8~12	9~11			9~11
東 北	青 森					8~9					
	岩 手										
	宮 城										
	秋 田										
	山 形										
	福 島										
関 東	茨 城	1~12				6~8					
	栃 木										
	群 馬										
	埼 玉										
	千 葉	1~12				6~7					
	東 京										
	神 奈 川										
	山 梨										
長 野											
	静 岡					5~8					
北 陸	新 潟										
	富 山										
	石 川										
東 海	福 井										
	岐 阜										
	愛 知										
近 畿	三 重										
	滋 賀										
	京 都										
	大 阪										
	兵 庫										
中 国・四 国	奈 良										
	和 歌 山										
	鳥 取										
	島 根										
	岡 山										
	広 島										
	山 口										
徳 島	1~12										
九 州	香 川										
	愛 媛										
	高 知										
	福 岡										
	佐 賀										
	長 崎					1~7	12			3	8
沖 縄	熊 本	1~6	9~12			5~7					
	大 分	1~4	10~12								
	宮 崎	1~12				5~7					
	鹿 児 島	1~12		9~12		1~5					

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

1 農産物価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別		果 実									
品 目 名		りんご ふ じ		りんご つ が る		りんご 王 林		りんご ジョナゴールド		み かん 普通温州	
コード番号		1220		1230		1240		1250		1270	
調査月(全国)		1～6	11～12	8～10		1～4	11～12	1～7	10～12	1～3	12
北 海 道											
東 北	青 森	1～6	11～12	9～10		1～4	11～12	1～7	10～12		
	岩 手		11～12	9			11～12		10～11		
	宮 城										
	秋 田	1	11～12			1	11～12				
	山 形		11～12	9							
	福 島		11～12								
関 東	茨 城										
	栃 木										
	群 馬										
	埼 玉										
	千 葉										
	東 京										
	神 奈 川									1～2	
	山 梨										
	長 野	1	11～12	8～9							
	静 岡									1～3	12
北 陸	新 潟										
	富 山										
	石 川										
東 海	福 井										
	岐 阜										
	愛 知									1～2	
	三 重										
近 畿	滋 賀										
	京 都										
	大 阪										
	兵 庫										
	奈 良										
	和 歌 山									1～3	12
中 国・四 国	鳥 取										
	島 根										
	岡 山										
	広 島									1	12
	山 口										
	徳 島									2～3	
	香 川										
愛 媛									1	12	
	高 知										
九 州	福 岡										
	佐 賀									1～2	12
	長 崎									1～2	12
	熊 本									1～2	12
	大 分										
	宮 崎										
	鹿 児 島										
沖 縄											



農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧 (続き)

1 農産物価格調査品目 (続き)

(1) 全国指数採用品目 (続き)

類別		果 実 ( 続 き )				
品 目 名		み かん 早生温州	なつみかん (甘なつ)	いよかん	な し 二十世紀	な し 豊 水
コード番号		1280	1290	1300	1310	1320
調査月(全国)		9~12	3~ 6	1~ 3	8~ 9	8~ 9
北 海 道						
東 北	青 森					
	岩 手					
	宮 城					
	秋 田					
	山 形					
	福 島				9	9
関 東	茨 城					9
	栃 木					9
	群 馬					
	埼 玉					
	千 葉					9
	東 京					
	神 奈 川					
	山 梨					
	長 野				9	9
	静 岡	9~12	4~ 5			
北 陸	新 潟				9	9
	富 山					9
	石 川					9
	福 井					
東 海	岐 阜					
	愛 知	12				
	三 重	10~11	4~ 5			
近 畿	滋 賀					
	京 都				9	
	大 阪					
	兵 庫					
	和 歌 山	9~12	3~ 6			
中 国 ・ 四 国	鳥 取				8~ 9	
	島 根					
	岡 山					
	広 島	10~12	4~ 5			
	山 口					
	徳 島					8~ 9
	香 川					
	愛 媛	10~12	3~ 6	1~ 3		
	高 知					
九 州	福 岡	11~12	4~ 6			8~ 9
	佐 賀	10~11		1		8~ 9
	長 崎	9~12				
	熊 本	9~12	3~ 6			8~ 9
	大 分		4			8~ 9
	宮 崎	9				
	鹿 児 島		3~ 6			
沖 縄						

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧 (続き)

1 農産物価格調査品目 (続き)

(1) 全国指数採用品目 (続き)

類別		果 実 ( 続 き )				
品 目 名		な し 幸 水	西洋なし	か き	ぶ どう デラウエア	ぶ どう 巨 峰
コード番号		1330	1335	1340	1350	1360
調査月(全国)		7～9	10～12	9～12	6～9	8～10
北 海 道						
東 北	青 森		11～12			
	岩 手					
	宮 城					
	秋 田	9				
	山 形		10～12	10～11	7～9	
	福 島	8～9		11～12		
関 東	茨 城	7～8				
	栃 木	8～9				
	群 馬					
	埼 玉					
	千 葉	8				
	東 京					
	神 奈 川					
	山 梨				7～8	8～9
	長 野	8～9	10～11		8～9	8～10
	静 岡					
北 陸	新 潟	8～9	12	10～11		
	富 山	8～9				
	石 川	8			7～8	
	福 井					
東 海	岐 阜			11～12		
	愛 知			11～12		
	三 重			10～11		
近 畿	滋 賀					
	京 都					
	大 阪				6～7	
	兵 庫					
	奈 良			9～12	6～7	
	和 歌 山			9～12		
中 国 ・ 四 国	鳥 取			10～12		
	島 根				6～7	
	岡 山					
	広 島					
	山 口					
	徳 島	8				
	香 川			11～12		
	愛 媛			10～12		
	高 知					
九 州	福 岡	7～8		9～12	6～7	8～9
	佐 賀	7～8				
	長 崎					
	熊 本	7～8				
	大 分					
	宮 崎					
	鹿 児 島					
沖 縄						

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧 (続き)

1 農産物価格調査品目 (続き)

(1) 全国指数採用品目 (続き)

類別		果 実 ( 続 き )				
品 目 名		ぶ ど う ピオーネ	シャインマスカット	も も	く り	う め
コード番号		1370	1380	1400	1410	1420
調査月(全国)		8~10	8~11	6~9	9~10	5~6
北 海 道						
東 北	青 森					
	岩 手					
	宮 城					6
	秋 田					
	山 形			8~9		
	福 島			7~9		
関 東	茨 城				9~10	6
	栃 木					
	群 馬					5~6
	埼 玉				9~10	6
	千 葉				9~10	
	東 京					
	神 奈 川					6
	山 梨	8~10	8~11	7~8		
	長 野	9~10	8~11	8~9		6
	静 岡					
北 陸	新 潟					
	富 山					
	石 川					
東 海	福 井					6
	岐 阜					
	愛 知					
	三 重					
近 畿	滋 賀					
	京 都					
	大 阪					
	兵 庫					
	奈 良					6
	和 歌 山			6~8		5~6
中 国・四 国	鳥 取					
	島 根					
	岡 山	8~10	8~11	7~8		
	広 島	8~9				
	山 口					
	徳 島					
	香 川	8~9				
	愛 媛				9~10	
九 州	高 知					
	福 岡				9~10	
	佐 賀					
	長 崎					
	熊 本				9~10	
	大 分				9	
	宮 崎				9	
	鹿 児 島					
沖 縄						

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

1 農産物価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別		果 実 ( 続 き )				工芸農作物					
品 目 名		キウイフルーツ		おうとう		すもも		しらぬい (デコポン)		葉たばこ	
コード番号		1430		1440		1450		1460		1490	
調査月(全国)		1～ 4 12		6～ 7		6～ 9		2～ 4		1 7～12	
北 海 道				7							
東 北	青 森					7～ 9				1	11～12
	岩 手									1	11～12
	宮 城										
	秋 田									1	11～12
	山 形			6～ 7		7～ 9					
	福 島					7				1	12
関 東	茨 城										10
	栃 木										
	群 馬	1～ 4	12								
	埼 玉										
	千 葉										
	東 京										
	神 奈 川	3～ 4									
	山 梨	1～ 3	12	6		6～ 8					
	長 野					7～ 9					
	静 岡	2～ 3									
北 陸	新 潟										11～12
	富 山										
	石 川										
東 海	福 井										
	岐 阜										
	愛 知										
	三 重										
近 畿	滋 賀										
	京 都										
	大 阪										
	兵 庫										
	奈 良										
	和 歌 山	1～ 3	12			6～ 7		2～ 3			
中 国 ・ 四 国	鳥 取										
	島 根										
	岡 山										
	広 島							3			
	山 口										
	徳 島										
	香 川	1～ 2	12								
愛 媛	1～ 4	12					2～ 4				
	高 知										
九 州	福 岡	1～ 4	12			6～ 7					
	佐 賀	1～ 3	12					2～ 4			
	長 崎										8～11
	熊 本							2～ 4			8～11
	大 分	1～ 4									8～11
	宮 崎										8～11
	鹿 児 島									8～11	
沖 縄										7～10	

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧 (続き)

1 農産物価格調査品目 (続き)

(1) 全国指数採用品目 (続き)

類別		工 芸 農 作 物 ( 続 き )				
品 目 名		てんさい	さとうきび	茶 生 葉	茶 荒 茶	こんにゃくいも
コード番号		1500	1510	1520	1530	1540
調査月(全国)		10~12	1~ 4	5~ 7	5~ 8	11~12
北 海 道		10~12				
東 北	青 森					
	岩 手					
	宮 城					
	秋 田					
	山 形					
関 東	福 島					
	茨 城					
	栃 木					11~12
	群 馬					11~12
	埼 玉			5~ 6	5~ 6	
	千 葉					
	東 京					
	神 奈 川					
	山 梨					
長 野			5~ 6	5~ 6		
北 陸	静 岡			5~ 6	5~ 6	
	新 潟					
	富 山					
東 海	石 川					
	福 井					
	岐 阜			5~ 7	5~ 7	
近 畿	愛 知				5~ 7	
	三 重			6~ 7	5~ 7	
	滋 賀				5~ 7	
	京 都				5~ 7	
	大 阪					
中 国・四 国	兵 庫					
	奈 良				5~ 7	
	和 歌 山					
	鳥 取					
	島 根			5	5	
	岡 山					
	広 島					
山口						
九 州	徳 島					
	香 川			5~ 6		
	愛 媛			5~ 6		
	高 知					
	福 岡				5~ 6	
	佐 賀				5~ 6	
沖 縄	長 崎				5~ 6	
	熊 本				5~ 6	
	大 分				5	
	宮 崎				5~ 8	
	鹿 児 島		1~ 4		5~ 8	
	沖 縄		1~ 3	5	5	

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧 (続き)

1 農産物価格調査品目 (続き)

(1) 全国指数採用品目 (続き)

類別		工芸農作物 (続き)		花き			
品目名		い草	い表	きく (切花)	ばら (切花)	カーネーション (切花)	
コード番号		1550	1560	1580	1590		1600
調査月 (全国)		1~12		1~12		1~12	
北海道					7~9		7~10
東北	青森						
	岩手						
	宮城			7~12	3~11		1~6 11~12
	秋田			7~11			
	山形				5~11		
	福島			8~10			
関東	茨城			7~10	2~6 9~12	1~6	12
	栃木			3~12	3~7 9~12	3~5	10~12
	群馬			7~11	4~12		
	埼玉				3~6 10~12		
	千葉				1~6 10~12	1~5	12
	東京						
	神奈川				3~6 10~12	1~4	
	山梨						
	長野			8~9	5~11		6~10
	静岡			1~12	1~12	1~12	
北陸	新潟						
	富山						
	石川						
東海	福井						
	岐阜				1~6 10~12		
	愛知			1~12	1~12	1~6	10~12
	三重				1~6 10~12		
近畿	滋賀						
	京都						
	大阪						
	兵庫			3~12	4~12	1~6	10~12
	奈良			5~11	4~7 9~10		
	和歌山			4~12	4~12		
中国・四国	鳥取						
	島根						
	岡山				4~12		
	広島			6~12	4~11		
	山口				3~12		
	徳島						
	香川			1~12		1~6	10~12
	愛媛				1~12		
九州	高知						
	福岡			3~12	3~12	2~5	11~12
	佐賀				3~12		
	長崎			1~12	3~11	1~12	
	熊本	1~12	1~12	1~12	1~12	1~6	10~12
	大分			1~12			
	宮崎			1~12	1~5 9~12		
	鹿児島			1~12			
沖縄				1~4 12			

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧 (続き)

1 農産物価格調査品目 (続き)

(1) 全国指数採用品目 (続き)

類別		花 き ( 続 き )								畜 産 物	
品 目 名		ゆ り (切花)		トルコギキョウ (切花)		洋らん(鉢物)		シクラメン(鉢物)		鶏 卵	
コード番号		1640		1650		1720		1730		1750	
調査月(全国)		1~12		1~12		1~12		10~12		1~12	
北 海 道		7~ 9		8~10				10~12		1~12	
東 北	青 森			7~10						1~12	
	岩 手	7~12		8~ 9						1~12	
	宮 城							11~12		1~12	
	秋 田			7~11							
	山 形			6~ 7				11~12		1~12	
	福 島	7~ 9		7~10				10~12		1~12	
関 東	茨 城			5~ 8				12		1~12	
	栃 木	1~12		5~ 7		1~12		11~12		1~12	
	群 馬			5~10				11~12		1~12	
	埼 玉	1~12				1~12		11~12		1~12	
	千 葉	1~ 7	9~12	4~ 8		1~12		12		1~12	
	東 京										
	神奈川							11~12		1~12	
	山 梨					1~12		11~12			
	長 野	6~ 9		6~10				11~12		1~12	
	静 岡			1~12		1~12				1~12	
北 陸	新 潟	6~11								1~12	
	富 山									1~12	
	石 川									1~12	
	福 井									1~12	
東 海	岐 阜			7~10		1~ 5		12		1~12	
	愛 知			1~ 6		10~11		1~12		11~12	
	三 重					1		12		12	
近 畿	滋 賀									1~12	
	京 都									1~12	
	大 阪										
	兵 庫	7~ 9								1~12	
	和歌山			5~ 6		11~12				10~12	
中 国・四 国	鳥 取									1~12	
	島 根							11~12		1~12	
	岡 山					1~ 3		12		1~12	
	広 島									1~12	
	山 口									1~12	
	徳 島	1~ 6	12			1~ 3		12		1~12	
	香 川									1~12	
	愛 媛	4~12								1~12	
高 知	1~ 6	11~12	1~ 6	11~12	1~ 3	12			1~12		
九 州	福 岡	5~ 8		5~ 6		10~12		1	11~12	12	1~12
	佐 賀			5~11						10~12	
	長 崎			1~ 6		10~12		4~ 9		1~12	
	熊 本	1~ 8	12	1~12				1~12		1~12	
	大 分			1~ 6		10~12				1~12	
	宮 崎	1~ 5	11~12					1~ 3	10~12	1~12	
	鹿 児 島	1~12						1~ 3	10~12	1~12	
沖 縄								3~ 6		1~12	

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

1 農産物価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別		畜 産 物 ( 続 き )									
品目名		生 乳		去 勢 肥 育 和 牛 若 齢		雌肥育和牛		乳用雄肥育 <small>ホルスタイン種生後17～22か月</small>		乳用肥育 <small>交雑種生後22～29か月</small>	
コード番号		1760		1770		1780		1790		1800	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東北	青森	1～12						1～12			
	岩手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮城	1～12		1～12		1～12					
	秋田	1～12		1～12		1～12					
	山形	1～12		1～12		1～12					
	福島	1～12		1～12		1～12					
関東	茨城	1～12		1～12		1～12					
	栃木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	群馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼玉	1～12		1～12		1～12					
	千葉	1～12									
	東京	1～12									
	神奈川	1～12									
	山梨	1～12								1～12	
	長野	1～12		1～12		1～12					
静岡	1～12									1～12	
北陸	新潟	1～12									
	富山	1～12									
	石川	1～12									
	福井	1～12									
東海	岐阜	1～12		1～12		1～12					
	愛知	1～12								1～12	
	三重	1～12		1～12		1～12					
近畿	滋賀	1～12		1～12		1～12				1～12	
	京都	1～12									
	大阪										
	兵庫	1～12		1～12		1～12					
	奈良	1～12									
	和歌山	1～12									
中国・四国	鳥取	1～12		1～12		1～12				1～12	
	島根	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岡山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広島	1～12						1～12		1～12	
	山口	1～12									
	徳島	1～12									
	香川	1～12						1～12		1～12	
	愛媛	1～12						1～12		1～12	
高知	1～12										
九州	福岡	1～12		1～12				1～12		1～12	
	佐賀	1～12		1～12		1～12				1～12	
	長崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大分	1～12		1～12		1～12				1～12	
	宮崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿児島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖縄	1～12		1～12		1～12						



農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

1 農産物価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別	畜 産 物 ( 続 き )				
品目名	肥育豚	ブロイラー	ホルスタイン 純粋種雌	乳子牛ホルスタイン種雄 生後7～10日	乳子牛交雑種 生後7～10日
コード番号	1820	1830	1850	1860	1870
調査月(全国)	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
北海道	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
東北	青森	1～12	1～12		
	岩手	1～12	1～12	1～12	1～12
	宮城	1～12	1～12		
	秋田	1～12			
	山形	1～12			
	福島	1～12			1～12
関東	茨城	1～12		1～12	1～12
	栃木	1～12		1～12	1～12
	群馬	1～12	1～12	1～12	1～12
	埼玉	1～12			
	千葉	1～12	1～12	1～12	1～12
	東京				
	神奈川				
	山梨				
	長野				1～12
静岡	1～12	1～12			
北陸	新潟	1～12			
	富山				
	石川				
東海	福井				
	岐阜	1～12			
	愛知	1～12	1～12		1～12
近畿	三重	1～12			
	滋賀				
	京都				
	大阪				
	兵庫		1～12		
中国・四国	奈良				
	和歌山				
	鳥取		1～12		
	島根				
	岡山				1～12
	広島	1～12			1～12
	山口		1～12		
	徳島		1～12		
香川		1～12			
九州	愛媛	1～12			
	高知				
	福岡	1～12	1～12		
	佐賀	1～12	1～12		
	長崎	1～12	1～12		1～12
	熊本	1～12	1～12	1～12	1～12
	大分	1～12	1～12		
宮崎	1～12	1～12			
鹿児島	1～12	1～12			
沖縄	1～12	1～12			

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

1 農産物価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別		畜 産 物 ( 続 き )							
品 目 名		乳子牛肥育用乳用雄 <small>ホルスタイン種生後6~7か月程度</small>	乳子牛肥育用乳用 <small>(交雑種)生後8か月程度</small>	和子牛 雌		和子牛 雄		乳 用 成 牛 <small>ホルスタイン純粋種</small>	
コード番号		1880	1890	1900		1910		1930	
調査月(全国)		1~12		1~12		1~12		1~12	
北 海 道		1~12	1~12	1~12		1~12		1~12	
東 北	青 森			1~12		1~12			
	岩 手		1~12	1~12		1~12		1~12	
	宮 城			1~12		1~12			
	秋 田			1~12		1~12			
	山 形			1~12		1~12			
	福 島			1~12		1~12			
関 東	茨 城			1~12		1~12		1~12	
	栃 木			1~12		1~12			
	群 馬			1~12		1~12			
	埼 玉								
	千 葉							1~12	
	東 京								
	神 奈 川								
	山 梨								
	長 野								
静 岡									
北 陸	新 潟								
	富 山								
	石 川								
東 海	福 井								
	岐 阜			1~12		1~12		1~12	
	愛 知	1~12	1~12						
近 畿	三 重								
	滋 賀								
	京 都								
	大 阪			1~12		1~12			
	兵 庫			1~12		1~12			
中 国 ・ 四 国	奈 良								
	和 歌 山								
	鳥 取	1~12							
	島 根			1~12		1~12			
	岡 山			1~12		1~12			
	広 島	1~12							
	山 口								
	徳 島	1~12	1~12						
香 川	1~12	1~12							
九 州	愛 媛								
	高 知								
	福 岡								
	佐 賀			1~12		1~12			
	長 崎			1~12		1~12			
	熊 本	1~12	1~12	1~12		1~12		1~12	
沖 縄	大 分			1~12		1~12			
	宮 崎		1~12	1~12		1~12			
	鹿 児 島			1~12		1~12		1~12	
沖 縄				1~12		1~12			

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

1 農産物価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別		畜産物(続き)		野				菜			
品目名		肉用成牛 繁殖用雌和成牛		きゅうり		なす		トマト		ミニトマト	
コード番号		1940		2010		2020		2030		2040	
調査月(全国)		1~12		1~12		1~12		1~12		1~12	
北海道		1~12		6~9				7~10		6~11	
東北	青森			7~9				7~10		6~11	
	岩手	1~12		7~9		7~9		7~9			
	宮城			4~10				5~10			
	秋田			7~9		7~9		7~10			
	山形			5~9		8~9		6~8		6~11	
	福島			6~10		7~9		6~9		4~12	
関東	茨城			1~12		5~10		1~12		6~12	
	栃木			1~12		5~11		1~12			
	群馬			1~12		4~10		1~10			
	埼玉			1~6	9~12	6~10		2~6		1~12	
	千葉			1~12		5~9		1~12		1~12	
	東京										
	神奈川			4~11		7~9		3~7			
	山梨					7~10		5~6			
	長野			6~9						7~10	
	静岡							1~7	10~12	1~7	10~12
北陸	新潟			4~6	9~10	7~9		6~7			
	富山										
	石川										
東海	福井										
	岐阜			2~6	10~11			1~12			
	愛知			1~6	11~12	1~12		1~12		1~12	
近畿	三重							1~7	11~12		
	滋賀										
	京都					7~10		5~7			
	大阪					4~9					
	兵庫							5~7			
	奈良					6~10		5~7			
中国・四国	和歌山									1~7	10~12
	鳥取										
	島根										
	岡山					1~6	10~12	7~10			
	広島					7~9		6~9		7~10	
	山口							7~10			
	徳島			1~6	12	3~11					
	香川										
	愛媛			1~12		6~10		7~10			
	高知			1~5	11~12	1~6	10~12	1~6			
九州	福岡			1~12		1~12		1~7	10~12		
	佐賀			1~12		1~6	11~12				
	長崎			1~12				1~6		1~12	
	熊本	1~12		1~12		1~12		1~12		1~12	
	大分	1~12						7~11			
	宮崎			1~12		4~7		1~8	11~12	1~12	
鹿児島	1~12		1~6	11~12			2~6				
沖縄											

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

1 農産物価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品

類別		野 菜 ( 続 き )									
品目名		かぼちゃ		すいか		いちご		ピーマン		アンデスメロン	
コード番号		2050		2060		2070		2080		2090	
調査月(全国)		1～12		4～8		1～5 12		1～12		4～8	
北海道		8～11		7～8				7～10			
東北	青森	8～9		7～8				8～10			
	岩手							7～10			
	宮城					1～5 12					
	秋田			7～8							
	山形			7～8						7～8	
	福島					1～4 12		7～10			
関東	茨城	6～8		5～7		1～5 12		1～12		5～7	
	栃木	7～8				1～5 12					
	群馬			5～7		1～5					
	埼玉					1～4					
	千葉	6～7		6～7		1～5					
	東京										
	神奈川	6～8		7～8							
	山梨										
	長野			7～8							
	静岡			6～7		1～5 12					
北陸	新潟			6～8							
	富山										
	石川	7～8		7							
	福井			7							
東海	岐阜					1～4 12					
	愛知			6～7		1～5 12					
	三重					1～4					
近畿	滋賀										
	京都										
	大阪										
	兵庫										
	奈良					1～5					
	和歌山										
中国・四国	鳥取			6～7							
	島根										
	岡山	6～8									
	広島										
	山口					1～5					
	徳島					1～5					
	香川					1～5 12					
	愛媛										
	高知							1～6 11～12			
九州	福岡					1～5 12					
	佐賀					1～5 12					
	長崎	5～8		5～7		1～5 12					
	熊本	4～7		4～7		1～5 12		7～10		4～5	
	大分			6～8		1～5		6～10			
	宮崎	1～7 12						1～12			
	鹿児島	1～7 12				1～4		1～5 10～12			
沖縄	1～5								1～5		

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

1 農産物価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別	野 菜 ( 続 き )										
品目名	温室メロン		スイートコーン		オクラ		はくさい		キャベツ		
コード番号	2100		2150		2165		2170		2180		
調査月(全国)	1~12		5~9		6~10		1~12		1~12		
北海道			8~9				7~11			7~11	
東北	青森									7~11	
	岩手		8~9							6~10	
	宮城										
	秋田										
	山形										
福島							1	11~12			
関東	茨城	8~10		6~7				1~6	10~12	5~7	10~12
	栃木							1~2	11~12		
	群馬			6~9		7~9		1~3	6~12	3~11	
	埼玉			6~7				1~3	11~12	1~6	12
	千葉			6~8				1~4	11~12	1~6	11~12
	東京										
	神奈川			6~7						1~5	10~12
	山梨			6~7							
	長野			7~8				6~11		7~10	
静岡	1~12								1~4	11~12	
北陸	新潟										
	富山										
	石川										
東海	福井										
	岐阜										
	愛知	7~8		6~7				1~5	11~12	1~6	10~12
三重							1~2	11~12			
近畿	滋賀										
	京都										
	大阪									1~4	12
	兵庫							1~3	12	1~6	11~12
	奈良										
和歌山							1~2	11~12			
中国・四国	鳥取										
	島根										
	岡山							1~5	11~12	1~6	11~12
	広島										
	山口										
	徳島			6~7							
	香川									1~6	11~12
愛媛									1~6	11~12	
高知	3~8	11~12				6~10					
九州	福岡					7~10		1~6	11~12	1~6	11~12
	佐賀										
	長崎			5~6				1~5	11~12	1~6	12
	熊本	5~12		5~7		6~10		1~6	10~12	1~12	
	大分							1~2	5~6	10~12	5~12
	宮崎	1~7	12	5~6		6~10		1~6	11~12	4~6	11~12
鹿児島						6~10	1~6	10~12	1~6	10~12	
沖縄						6~10					

農産物価格統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧(続き)

1 農産物価格調査品目(続き)

(1) 全国指数採用品目(続き)

類別		野 菜 ( 続 き )									
品目名		レタス		ほうれんそう		ね ぎ		たまねぎ		に ら	
コード番号		2190		2200		2210		2240		2250	
調査月(全国)		1~12		1~12		1~12		1~12		1~12	
北海道		5~10		5~10		7~11		1~5	9~12		
東北	青森					8~12					
	岩手	6~9		5~10		9~12					
	宮城			1~6	11~12	5~12					
	秋田			6~7	9~10	9~12					
	山形					9~12				6~9	
	福島			1~6	10~12	1~3	11~12			1~3	10~12
関東	茨城	1~6	9~12	1~12		1~12				1~12	
	栃木	3~4	10~11	1~2	6~12	1	8~12	5~8		1~12	
	群馬	5~10		1~12		1~5	10~12	5~8		1~12	
	埼玉			1~6	10~12	1~5	11~12				
	千葉	1~4	12	1~4	10~12	1~12				1~12	
	東京			1~5	10~12						
	神奈川			1~4	10~12	1~3	12				
	山梨										
	長野	6~10		6~10		10~11					
	静岡	1~3	11~12	1~6	11~12			2~4			
北陸	新潟					10~12					
	富山					8~12					
	石川										
	福井					9~12					
東海	岐阜			5~11							
	愛知	1~2	11~12	1~4	11~12	1~9	12	4~7			
	三重					1~9	12				
近畿	滋賀										
	京都			1~5	11~12	1~12					
	大阪					1~12					
	兵庫	1~5	11~12	1~5	11~12	1~12		1~2	5~10		
	奈良			1~5	10~12	1~12					
	和歌山										
中国・四国	鳥取			1~4	10~12	1~12					
	島根										
	岡山										
	広島			1~6	10~12	1~12					
	山口			1~12							
	徳島	1~4	11~12	1~4	11~12	1~12					
	香川	1~5	11~12			1~12		5~8			
	愛媛			1~4	11~12			3~9			
	高知					1~12				1~12	
九州	福岡	1~5	10~12	1~4	11~12	1~12				4~12	
	佐賀					1~12		4~9			
	長崎	1~5	10~12	1~4	10~12	1~5	9~12	3~5		1~4	12
	熊本	1~3	12	1~5	10~12	1~3	10~12	3~6			
	大分					1~12				1~12	
	宮崎			1~6	11~12					1~12	
	鹿児島	1~3	12	1~5	11~12	1~6	12				
沖縄											

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧 (続き)

1 農産物価格調査品目 (続き)

(1) 全国指数採用品目 (続き)

類別		野 菜 ( 続 き )									
品目名		しゅんぎく		にんにく		ブロッコリー		アスパラガス		みつば	
コード番号		2260		2270		2280		2290		2300	
調査月(全国)		1~4 10~12		1~12		1~12		3~9		1~12	
北海道						7~10		5~7		1~2	12
東北	青森			1~12				5~6			
	岩手			6~8				5~6			
	宮城	1~4	10~12							1~6	11~12
	秋田							5~9			
	山形							5~6			
	福島	1~4	10~12			5~6	10~12	5~9			
関東	茨城	1~4	10~12			1~5	10~12			1~12	
	栃木	1~4	11~12					4~9			
	群馬	1~4	10~12			1~3	11~12			1~12	
	埼玉	1~2	10~12			1~5	10~12			1~12	
	千葉	1~4	10~12			1~2	12			1~12	
	東京					11~12					
	神奈川										
	山梨										
	長野					6~10		4~8			
静岡					1~2	11~12			1~12		
北陸	新潟							5~8			
	富山										
	石川										
東海	福井										
	岐阜										
	愛知	1~2	10~12			1~5	11~12			1~12	
近畿	三重										
	滋賀	1~3	11~12								
	京都	1~3	10~12								
	大阪	1~4	10~12							1~12	
	兵庫	1~3	10~12								
	奈良										
中国・四国	和歌山	1~2	11~12								
	鳥取					1~6	10~12				
	島根										
	岡山										
	広島	1~2	11~12					4~9			
	山口										
	徳島					1~5	11~12				
	香川			5~7		1~6	11~12	3~9			
九州	愛媛										
	高知										
	福岡	1~4	10~12			1~5	11~12	3~9		1~12	
	佐賀							3~9			
	長崎					1~5	11~12	3~9			
	熊本					1~5	11~12	3~9			
沖縄	大分									1~12	
	宮崎										
	鹿児島					1~3	11~12				

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

1 農産物価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別		野 菜 ( 続 き )									
品目名		こまつな		チンゲンサイ		みずな		たけのこ		おおば	
コード番号		2310		2320		2335		2345		2375	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		3～4		1～12	
北海道		6～10		4～11		5～10					
東北	青森										
	岩手										
	宮城	1～12		1～6	11～12	1～12					
	秋田										
	山形										
関東	福島										
	茨城	1～12		1～12		1～12				1～12	
	栃木										
	群馬	1～12		1～12		1～12					
	埼玉	1～12		1～12		1～12					
	千葉	1～12		1～12							
	東京	1～12									
	神奈川	1～12									
	山梨										
北陸	長野			5～10							
	静岡	1～12		1～12				3～4			
	新潟										
東海	富山										
	石川							4			
	福井										
近畿	岐阜	1～12									
	愛知	1～12		1～12						1～12	
	三重							3～4			
中国・四国	滋賀					1～5	10～12				
	京都	1～12				1～12		4			
	大阪	1～12				1～5	10～12				
	兵庫	1～12		1～6	11～12	1～2	11～12				
	奈良					1～12					
	和歌山										
九州	鳥取										
	島根										
	岡山										
	広島										
	山口										
	徳島	5～10						3～4			
	香川							3～4			
沖縄	愛媛										
	高知									1～12	
	福岡	1～12				1～12		3～4			
	佐賀										
	長崎										
	熊本							3～4			
大分									1～12		
宮崎											
鹿児島								3～4			
沖縄			1～12								



農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

1 農産物価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別		野 菜 ( 続 き )										
品目名		みょうが		だいこん		にんじん		ごぼう		さといも		
コード番号		2376		2380		2390		2400		2410		
調査月(全国)		4～9		1～12		1～12		1～12		1～4	8～12	
北海道				7～10		8～10			9～12			
東北	青森			7～11		7～11			1～4	9～12		
	岩手			8～11								
	宮城											
	秋田	8～9										
	山形			11～12								
	福島			10～12								
関東	茨城			4～6	10～12	1～6	11～12		1～4	9～12	1～2	10～12
	栃木			4～6	10～11				1～3	10～12	1～2	10～12
	群馬	8～9		5～12					6～9		1～2	11～12
	埼玉			5～6	11～12	1～3	5～6	11～12			1～4	10～12
	千葉			1～6	10～12	1～3	6	11～12	1～4	11～12	1～4	9～12
	東京			5	11～12							
	神奈川			1～4	11～12						10～12	
	山梨											
	長野			8～11								
	静岡			1～3	11～12						9～12	
北陸	新潟			10～12							1～2	9～12
	富山										10～11	
	石川											
	福井										10～12	
東海	岐阜			3～12								
	愛知			1～5	11～12	1～3	11～12				11～12	
	三重											
近畿	滋賀											
	京都											
	大阪											
	兵庫											
	奈良											
	和歌山			1～2	11～12							
中国・四国	鳥取			1～2	10～12							
	島根											
	岡山											
	広島											
	山口											
	徳島			1～4	11～12	3～6						
	香川											
	愛媛									1～4	9～12	
	高知	8～9										
九州	福岡			1～5	11～12							
	佐賀											
	長崎			1～6	10～12	1～7	11～12					
	熊本			1～12		1～6	11～12		4～6		1～3	10～12
	大分			1～6	10～12						1～3	12
	宮崎			1～4	11～12	2～5			5～9		8～9	
	鹿児島			1～6	10～12	1～4	12		2～3	6～9	1～4	8～12
沖縄												

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

1 農産物価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別		野 菜 ( 続 き )									
品目名		か ぶ		やまのいも		れんこん		しょうが		さやえんどう	
コード番号		2420		2430		2440		2450		2460	
調査月(全国)		1～6	10～12	1～12		1～12		1～12		1～9	12
北海道		5～6		1～12						7～9	
東北	青森	6	10	1～12							
	岩手			1～4	11～12					6～7	
	宮城										
	秋田										
	山形	1	10～12								
	福島									5～6	
関東	茨城	1～6	10～12	1～12		1～12				5～6	
	栃木										
	群馬			1～12							
	埼玉	3～6	10～12								
	千葉	1～6	10～12	1～12				1～12		5	
	東京										
	神奈川	1～5	11～12								
	山梨										
	長野			1～12							
	静岡									2～4	
北陸	新潟	10～11				2～3	8～12				
	富山	10～12									
	石川					9～12					
	福井										
東海	岐阜	3～4	11								
	愛知	1～2	12			1～12				1～4	
	三重										
近畿	滋賀	1～4	10～12								
	京都	1～2	11～12							5～6	
	大阪										
	兵庫										
	奈良										
	和歌山							6～9		1～4	12
中国・四国	鳥取										
	島根	11～12									
	岡山					1～3	9～12				
	広島									4～5	
	山口					1～3	9～12				
	徳島	1～3	11～12			1～12				4～5	
	香川										
	愛媛									5～6	
	高知							1～12			
九州	福岡	1～2	11～12								
	佐賀					1～4	8～12				
	長崎							1～12			
	熊本					1～12		1～12		4～5	
	大分							1～12			
	宮崎										
	鹿児島								1～4	12	
沖縄											

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

1 農産物価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別		野菜（続き）			
品目名		さやいんげん		えだまめ	
コード番号		2470		2480	
調査月(全国)		1～12		6～9	
北海道		7～10		8～9	
東北	青森	7～9		8～9	
	岩手	7～9		8～9	
	宮城	7～9		7～9	
	秋田			7～9	
	山形	6～7	10～11	8～9	
	福島	7～10			
関東	茨城	6～7	10		
	栃木				
	群馬	5～9		6～9	
	埼玉			6～8	
	千葉	5～7		6～8	
	東京				
	神奈川			6～8	
	山梨				
	長野	7～9			
	静岡	5～7		6～8	
北陸	新潟			6～8	
	富山				
	石川				
	福井				
東海	岐阜			6～9	
	愛知			6～7	
	三重				
近畿	滋賀				
	京都			7～9	
	大阪			6～8	
	兵庫				
	奈良				
和歌山	5～7				
中国・四国	鳥取				
	島根				
	岡山				
	広島				
	山口				
	徳島			6～8	
	香川				
	愛媛			6～8	
高知	1～6	12			
九州	福岡	6～10			
	佐賀				
	長崎	5～6	10～12		
	熊本	4～7	10～11		
	大分				
	宮崎				
鹿児島	3～6	10～12			
沖縄	1～5	11～12			

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

1 農産物価格調査品目（続き）

(2) 価格のみ調査品目

類別		豆		果 実		畜 産 物	
品 目 名		いんげんまめ 大手亡	いんげんまめ 金時	パインアップル	マンゴー	乳 廃 牛	
コード番号		1150	1160	1480	1485	1810	
調査月(全国)		10～12		6～ 9	4～ 8	1～12	
北 海 道			10～12				1～12
東 北	青 森						
	岩 手						1～12
	宮 城						
	秋 田						
	山 形						
関 東	福 島						
	茨 城						1～12
	栃 木						
	群 馬						
	埼 玉						
	千 葉						
	東 京						
	神奈川						
北 陸	山 梨						
	長 野						
	静 岡						
東 海	新 潟						
	富 山						
	石 川						
近 畿	福 井						
	岐 阜						1～12
	愛 知						
	三 重						1～12
	滋 賀						
中 国・四 国	京 都						
	大 阪						
	兵 庫						
	奈 良						
	和 歌 山						
	鳥 取						
	島 根						
岡 山						1～12	
九 州	広 島						
	山 口						
	徳 島						
	香 川						
	愛 媛						
	高 知						
沖 縄	福 岡						
	佐 賀						
	長 崎						1～12
	熊 本						1～12
	大 分						1～12
宮 崎					4～ 8	1～12	
鹿 児 島							
沖 縄				6～ 9	6～ 8	1～12	

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

1 農産物価格調査品目（続き）

(2) 価格のみ調査品目（続き）

類別		野				菜					
品目名		白ねぎ		青ねぎ		生しいたけ		ぶなしめじ		まいたけ	
コード番号		2220		2230		2455		2456		2457	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道		7～11				1～12		1～12		1～12	
東北	青森	8～12									
	岩手	9～12				1～12					
	宮城	5～12						1～12			
	秋田	9～12				1～12					
	山形	9～12				1～12		1～12			
	福島	1～3	11～12			1～12					
関東	茨城	1～12						1～12			
	栃木	1	8～12			1～12					
	群馬	1～5	10～12			1～12				1～12	
	埼玉	1～5	11～12								
	千葉	1～12									
	東京										
	神奈川	1～3	12								
	山梨										
	長野	10～11				1～12		1～12		1～12	
	静岡						1～12		1～12		
北陸	新潟	10～12				1～12		1～12		1～12	
	富山	8～12				1～12		1～12			
	石川							1～12			
	福井	9～12									
東海	岐阜					1～12					
	愛知	1～9	12								
	三重			1～9	12						
近畿	滋賀										
	京都			1～12							
	大阪			1～12							
	兵庫			1～12		1～12					
	奈良			1～12							
	和歌山										
中国・四国	鳥取	1～12									
	島根					1～12					
	岡山										
	広島			1～12				1～12			
	山口										
	徳島			1～12		1～12					
	香川			1～12				1～12			
	愛媛										
	高知			1～12				1～12			
九州	福岡			1～12				1～12		1～12	
	佐賀			1～12							
	長崎	1～5	9～12			1～12		1～12			
	熊本			1～3	10～12						
	大分	1～12				1～12					
	宮崎					1～12					
	鹿児島	1～6	12								
沖縄											

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目

(1) 全国指数採用品目

類 別		種 苗 及 び 苗 木									
品 目 名		種もみ		きゅうり種子		すいか種子		メロン種子		結球はくさい種子	
コード番号		3010		3020		3030		3040		3050	
調査月(全国)		1～5	12	1～6	9～12	1～4	10～12	1～4		4～10	
北海道		1～5	12	1～6	9～12			1～4		4～10	
東北	青森	1～5	12								
	岩手	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	宮城	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	秋田	1～5	12			1～4	10～12			4～10	
	山形	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	福島	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
関東	茨城	1～5	12	1～6	9～12			1～4		4～10	
	栃木	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	群馬	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	埼玉	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	千葉	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	東京									4～10	
	神奈川	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	山梨	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	長野	1～5	12	1～6	9～12						
	静岡	1～5	12	1～6	9～12			1～4		4～10	
北陸	新潟	1～5	12			1～4	10～12	1～4		4～10	
	富山	1～5	12							4～10	
	石川	1～5	12			1～4	10～12			4～10	
	福井	1～5	12							4～10	
東海	岐阜	1～5	12	1～6	9～12	1～4	10～12	1～4		4～10	
	愛知	1～5	12	1～6	9～12	1～4	10～12	1～4		4～10	
	三重	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
近畿	滋賀	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	京都	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	大阪	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	兵庫	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	奈良	1～5	12								
	和歌山	1～5	12	1～6	9～12	1～4	10～12			4～10	
中国・四国	鳥取	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	島根	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	岡山	1～5	12	1～6	9～12	1～4	10～12	1～4		4～10	
	広島	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	山口	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	徳島	1～5	12							4～10	
	香川	1～5	12								
	愛媛	1～5	12							4～10	
	高知	1～5	12	1～6	9～12	1～4	10～12	1～4		4～10	
九州	福岡	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	佐賀	1～5	12	1～6	9～12	1～4	10～12	1～4		4～10	
	長崎	1～5	12	1～6	9～12			1～4		4～10	
	熊本	1～5	12			1～4	10～12	1～4		4～10	
	大分	1～5	12							4～10	
	宮崎	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
	鹿児島	1～5	12	1～6	9～12					4～10	
沖縄						1～4	10～12				

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		種 苗 及 び 苗 木 ( 続 き )									
品 目 名		キャベツ種子		ねぎ種子		たまねぎ種子		だいこん種子		にんじん種子	
コード番号		3060		3070		3080		3090		3100	
調査月(全国)		1～3 7～12		1～9		7～9		6～10		3～9	
北海道		1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
東北	青森	1～3	7～12	1～9				6～10		3～9	
	岩手	1～3	7～12					6～10		3～9	
	宮城							6～10		3～9	
	秋田			1～9				6～10			
	山形	1～3	7～12	1～9				6～10			
	福島	1～3	7～12	1～9				6～10			
関東	茨城	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
	栃木			1～9		7～9		6～10		3～9	
	群馬	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
	埼玉	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
	千葉	1～3	7～12	1～9				6～10		3～9	
	東京	1～3	7～12	1～9				6～10			
	神奈川	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
	山梨	1～3	7～12			7～9		6～10			
	長野							6～10			
	静岡	1～3	7～12			7～9		6～10		3～9	
北陸	新潟	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10			
	富山	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10			
	石川	1～3	7～12	1～9				6～10			
	福井	1～3	7～12					6～10		3～9	
東海	岐阜	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
	愛知	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
	三重	1～3	7～12			7～9		6～10		3～9	
近畿	滋賀	1～3	7～12	1～9				6～10		3～9	
	京都			1～9				6～10		3～9	
	大阪	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10			
	兵庫	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
	奈良			1～9							
	和歌山	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
中国・四国	鳥取	1～3	7～12			7～9		6～10		3～9	
	島根	1～3	7～12			7～9		6～10			
	岡山	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
	広島	1～3	7～12			7～9		6～10			
	山口	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
	徳島	1～3	7～12			7～9		6～10		3～9	
	香川	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
	愛媛	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
	高知	1～3	7～12					6～10		3～9	
九州	福岡	1～3	7～12	1～9				6～10		3～9	
	佐賀	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
	長崎	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
	熊本	1～3	7～12					6～10			
	大分	1～3	7～12	1～9		7～9		6～10		3～9	
	宮崎			1～9		7～9		6～10			
	鹿児島	1～3	7～12	1～9				6～10		3～9	
沖縄	1～3	7～12					6～10		3～9		

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		種 苗 及 び 苗 木 ( 続 き )									
品 目 名		種ばれいしょ		飼料用とうもろこし 種子		水稻苗		きゅうり苗		なす苗	
コード番号		3130		3140		3170		3180		3190	
調査月(全国)		1～ 3 12		3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
北 海 道		1～ 3	12	3～ 7				4～ 6			
東 北	青 森	1～ 3	12			4～ 7		4～ 6			
	岩 手	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7				4～ 6	
	宮 城	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	秋 田	1～ 3	12			4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	山 形	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	福 島	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
関 東	茨 城	1～ 3	12	3～ 7				4～ 6		4～ 6	
	栃 木	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7				4～ 6	
	群 馬	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	埼 玉	1～ 3	12	3～ 7				4～ 6		4～ 6	
	千 葉	1～ 3	12			4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	東 京										
	神 奈 川	1～ 3	12			4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	山 梨	1～ 3	12			4～ 7				4～ 6	
	長 野	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
静 岡	1～ 3	12			4～ 7		4～ 6		4～ 6		
北 陸	新 潟					4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	富 山	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	石 川	1～ 3	12			4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	福 井	1～ 3	12			4～ 7		4～ 6		4～ 6	
東 海	岐 阜	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	愛 知	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	三 重	1～ 3	12			4～ 7		4～ 6			
近 畿	滋 賀	1～ 3	12			4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	京 都	1～ 3	12			4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	大 阪	1～ 3	12			4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	兵 庫	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	奈 良	1～ 3	12			4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	和 歌 山	1～ 3	12					4～ 6		4～ 6	
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	島 根	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	岡 山	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	広 島	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6			
	山 口	1～ 3	12			4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	徳 島	1～ 3	12			4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	香 川			3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	愛 媛	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	高 知	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
九 州	福 岡	1～ 3	12			4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	佐 賀	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	長 崎	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	熊 本	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6			
	大 分	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
	宮 崎	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7				4～ 6	
	鹿 児 島	1～ 3	12	3～ 7		4～ 7		4～ 6		4～ 6	
沖 縄	1～ 3	12					4～ 6		4～ 6		



農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別	種 苗 及 び 苗 木（ 続 き ）		畜 産 用 動 物		
品 目 名	トマト苗	温州みかん苗木	初生びな肉用鶏 (専用種)	大びな卵用鶏	子豚肉用(雑種)
コード番号	3200	3220	3270	3290	3300
調査月(全国)	4～6	1～12	1～12	1～12	1～12
北海道	4～6				
東北	青森	4～6		1～12	
	岩手	4～6		1～12	
	宮城	4～6			
	秋田				
	山形	4～6			1～12
	福島	4～6		1～12	1～12
関東	茨城	4～6		1～12	1～12
	栃木	4～6			
	群馬	4～6			1～12
	埼玉	4～6			
	千葉	4～6			
	東京				1～12
	神奈川	4～6			
	山梨	4～6			
	長野	4～6			
	静岡	4～6	1～12	1～12	1～12
北陸	新潟	4～6		1～12	1～12
	富山	4～6			
	石川	4～6			
	福井	4～6			
東海	岐阜	4～6		1～12	
	愛知	4～6	1～12	1～12	
	三重	4～6			
近畿	滋賀	4～6			
	京都	4～6			
	大阪	4～6	1～12		
	兵庫	4～6	1～12		
	奈良	4～6			
	和歌山	4～6	1～12		
中国・四国	鳥取	4～6		1～12	
	島根	4～6			
	岡山	4～6			
	広島	4～6	1～12	1～12	
	山口	4～6	1～12	1～12	
	徳島	4～6	1～12	1～12	1～12
	香川	4～6	1～12	1～12	1～12
	愛媛	4～6	1～12	1～12	1～12
	高知	4～6			
九州	福岡	4～6	1～12		1～12
	佐賀	4～6	1～12	1～12	
	長崎	4～6	1～12	1～12	
	熊本	4～6	1～12	1～12	
	大分	4～6	1～12		
	宮崎	4～6		1～12	
	鹿児島	4～6	1～12	1～12	1～12
沖縄	4～6		1～12		

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		畜 産 用 動 物 ( 続 き )									
品 目 名		子豚繁殖用雌豚 (雑種)		乳用牛ホルスタイン 純粋種子牛		乳用牛ホルスタイン 純粋種成牛		肉用牛繁殖用 和牛雌		肉用牛去勢和牛 若齢肥育用	
コード番号		3310		3320		3330		3340		3350	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道				1～12		1～12		1～12		1～12	
東 北	青 森							1～12		1～12	
	岩 手	1～12				1～12		1～12		1～12	
	宮 城							1～12		1～12	
	秋 田							1～12		1～12	
	山 形	1～12								1～12	
	福 島					1～12		1～12		1～12	
関 東	茨 城					1～12				1～12	
	栃 木			1～12		1～12		1～12		1～12	
	群 馬									1～12	
	埼 玉										
	千 葉					1～12					
	東 京										
	神 奈 川										
	山 梨										
	長 野									1～12	
	静 岡					1～12					
北 陸	新 潟							1～12		1～12	
	富 山										
	石 川										
	福 井										
東 海	岐 阜			1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知			1～12		1～12				1～12	
	三 重							1～12		1～12	
近 畿	滋 賀										
	京 都										
	大 阪										
	兵 庫							1～12		1～12	
	奈 良										
	和 歌 山										
中 国 ・ 四 国	鳥 取										
	島 根							1～12		1～12	
	岡 山			1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島							1～12		1～12	
	山 口							1～12		1～12	
	徳 島										
	香 川					1～12				1～12	
愛 媛					1～12						
	高 知							1～12		1～12	
九 州	福 岡										
	佐 賀					1～12		1～12		1～12	
	長 崎	1～12				1～12		1～12		1～12	
	熊 本			1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分							1～12		1～12	
	宮 崎							1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12									
沖 縄								1～12		1～12	

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		畜 産 用 動 物 ( 続 き )				肥 料					
品 目 名		肉用牛乳用肥育子牛(交雑種)		肉用牛乳用子牛(交雑種)		肉用成牛繁殖用和牛雌		硫安		石灰窒素	
コード番号		3370		3390		3400		3420		3430	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東 北	青 森							1～12		1～12	
	岩 手	1～12				1～12		1～12		1～12	
	宮 城	1～12		1～12				1～12		1～12	
	秋 田							1～12		1～12	
	山 形	1～12						1～12		1～12	
	福 島							1～12		1～12	
関 東	茨 城							1～12		1～12	
	栃 木	1～12		1～12				1～12		1～12	
	群 馬	1～12						1～12		1～12	
	埼 玉							1～12		1～12	
	千 葉							1～12		1～12	
	東 京							1～12		1～12	
	神 奈 川							1～12		1～12	
	山 梨							1～12		1～12	
	長 野							1～12		1～12	
	静 岡							1～12		1～12	
北 陸	新 潟							1～12		1～12	
	富 山							1～12		1～12	
	石 川							1～12		1～12	
	福 井							1～12		1～12	
東 海	岐 阜			1～12				1～12		1～12	
	愛 知	1～12						1～12		1～12	
	三 重							1～12		1～12	
近 畿	滋 賀	1～12						1～12		1～12	
	京 都							1～12		1～12	
	大 阪							1～12		1～12	
	兵 庫							1～12		1～12	
	奈 良							1～12		1～12	
	和 歌 山							1～12		1～12	
中 国 ・ 四 国	鳥 取							1～12		1～12	
	島 根			1～12				1～12		1～12	
	岡 山	1～12		1～12				1～12		1～12	
	広 島					1～12		1～12		1～12	
	山 口							1～12		1～12	
	徳 島	1～12						1～12		1～12	
	香 川	1～12						1～12		1～12	
	愛 媛	1～12		1～12				1～12		1～12	
		高 知							1～12		1～12
九 州	福 岡							1～12		1～12	
	佐 賀							1～12		1～12	
	長 崎							1～12		1～12	
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分			1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 崎	1～12						1～12		1～12	
		鹿 児 島					1～12		1～12		1～12
沖 縄			1～12				1～12		1～12		

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		肥 料 ( 続 き )									
品 目 名		尿 素		過りん酸石灰		よう成りん肥		重焼りん肥		塩化カリウム	
コード番号		3440		3450		3460		3470		3480	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12		1～12		1～12			
東 北	青 森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岩 手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	秋 田	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 形	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
関 東	茨 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	栃 木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	群 馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼 玉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	千 葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	東 京	1～12		1～12		1～12		1～12			
	神 奈 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 梨	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	静 岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 陸	新 潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	富 山	1～12		1～12		1～12		1～12			
	石 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福 井	1～12		1～12		1～12		1～12			
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	三 重	1～12		1～12		1～12		1～12			
近 畿	滋 賀	1～12		1～12		1～12		1～12			
	京 都	1～12		1～12		1～12		1～12			
	大 阪	1～12		1～12		1～12		1～12			
	兵 庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	奈 良	1～12		1～12		1～12		1～12			
	和歌山	1～12		1～12		1～12				1～12	
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12		1～12		1～12		1～12			
	島 根	1～12		1～12		1～12		1～12			
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 口	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	徳 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12			
	高 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
九 州	福 岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	佐 賀	1～12		1～12		1～12		1～12			
	長 崎	1～12		1～12		1～12		1～12			
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12		1～12		1～12		1～12			
	宮 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄	1～12		1～12		1～12		1～12				

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		肥 料 ( 続 き )									
品 目 名		高度化成		普通化成		配合肥料		固形肥料		NK化成肥料	
コード番号		3510		3520		3530		3540		3545	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道		1～12		1～12		1～12					
東北	青森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岩手	1～12		1～12		1～12				1～12	
	宮城	1～12		1～12		1～12				1～12	
	秋田	1～12		1～12		1～12				1～12	
	山形	1～12		1～12		1～12				1～12	
	福島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
関東	茨城	1～12		1～12		1～12				1～12	
	栃木	1～12		1～12		1～12				1～12	
	群馬	1～12		1～12		1～12		1～12			
	埼玉	1～12		1～12		1～12				1～12	
	千葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	東京	1～12		1～12		1～12					
	神奈川	1～12		1～12						1～12	
	山梨	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	静岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北陸	新潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	富山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	石川	1～12		1～12		1～12		1～12			
	福井	1～12		1～12		1～12		1～12			
東海	岐阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	三重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
近畿	滋賀	1～12		1～12						1～12	
	京都	1～12		1～12		1～12				1～12	
	大阪	1～12		1～12		1～12		1～12			
	兵庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	奈良	1～12		1～12		1～12		1～12			
	和歌山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
中国・四国	鳥取	1～12		1～12		1～12				1～12	
	島根	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岡山	1～12		1～12		1～12				1～12	
	広島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山口	1～12		1～12		1～12					
	徳島	1～12				1～12		1～12		1～12	
	香川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛媛	1～12		1～12		1～12		1～12			
	高知	1～12		1～12		1～12				1～12	
九州	福岡	1～12		1～12		1～12				1～12	
	佐賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿児島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖縄	1～12				1～12		1～12				

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		肥 料 ( 続 き )									
品 目 名		消石灰		炭酸カルシウム		けい酸石灰		水酸化苦土		なたね油かす	
コード番号		3550		3560		3570		3580		3590	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東 北	青 森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岩 手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	秋 田	1～12		1～12		1～12				1～12	
	山 形	1～12		1～12		1～12				1～12	
	福 島	1～12		1～12		1～12				1～12	
関 東	茨 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	栃 木	1～12		1～12		1～12				1～12	
	群 馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼 玉	1～12		1～12		1～12				1～12	
	千 葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	東 京	1～12								1～12	
	神奈川	1～12		1～12		1～12				1～12	
	山 梨	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	静 岡	1～12				1～12		1～12		1～12	
北 陸	新 潟	1～12		1～12		1～12				1～12	
	富 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	石 川	1～12				1～12		1～12		1～12	
	福 井	1～12		1～12		1～12				1～12	
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	三 重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
近 畿	滋 賀	1～12				1～12		1～12		1～12	
	京 都	1～12				1～12		1～12		1～12	
	大 阪	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	兵 庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	奈 良	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	和歌山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	島 根	1～12		1～12		1～12				1～12	
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12		1～12		1～12				1～12	
	山 口	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	徳 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高 知	1～12		1～12		1～12				1～12	
九 州	福 岡	1～12		1～12		1～12				1～12	
	佐 賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12				1～12	
沖 縄	1～12								1～12		

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		肥 料（ 続 き ）		飼 料							
品 目 名		鶏 ふ ん		圧 ぺ ん 大 麦		一 般 ふ す ま		へ い き ェ ー ブ		脱 脂 粉 乳	
コ ー ド 番 号		3600		3610		3630		3650		3660	
調 査 月 (全 国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東 北	青 森	1～12				1～12		1～12			
	岩 手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 城	1～12		1～12		1～12		1～12			
	秋 田	1～12		1～12		1～12					
	山 形	1～12		1～12				1～12			
	福 島	1～12		1～12				1～12			
関 東	茨 城	1～12		1～12				1～12			
	栃 木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	群 馬	1～12		1～12				1～12			
	埼 玉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	千 葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	東 京	1～12									
	神 奈 川	1～12						1～12		1～12	
	山 梨	1～12		1～12		1～12		1～12			
	長 野	1～12		1～12		1～12		1～12			
	静 岡	1～12		1～12		1～12		1～12			
北 陸	新 潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	富 山	1～12		1～12		1～12		1～12			
	石 川	1～12		1～12				1～12			
	福 井	1～12						1～12			
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	三 重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
近 畿	滋 賀	1～12								1～12	
	京 都	1～12		1～12		1～12				1～12	
	大 阪	1～12		1～12		1～12		1～12			
	兵 庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	奈 良	1～12		1～12		1～12		1～12			
	和 歌 山	1～12									
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	島 根	1～12		1～12		1～12		1～12			
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12		1～12		1～12				1～12	
	山 口	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	徳 島	1～12		1～12		1～12				1～12	
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高 知	1～12		1～12		1～12		1～12			
	九 州	福 岡	1～12		1～12				1～12		1～12
佐 賀		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
長 崎		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
熊 本		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
大 分		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
宮 崎		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
鹿 児 島		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		飼 料 ( 続 き )									
品 目 名		大豆油かす		ビートパルプ (外国産)		とうもろこし		配合飼料 成鶏用		配合飼料 ブロイラー(後期)	
コード番号		3670		3690		3710		3730		3740	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12				1～12		1～12			
東 北	青 森	1～12		1～12				1～12			
	岩 手	1～12		1～12				1～12		1～12	
	宮 城			1～12				1～12		1～12	
	秋 田										
	山 形			1～12				1～12			
	福 島			1～12				1～12			
関 東	茨 城			1～12				1～12		1～12	
	栃 木	1～12		1～12							
	群 馬	1～12		1～12				1～12			
	埼 玉	1～12		1～12		1～12		1～12			
	千 葉	1～12		1～12		1～12		1～12			
	東 京							1～12			
	神 奈 川	1～12						1～12			
	山 梨							1～12			
	長 野			1～12							
静 岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		
北 陸	新 潟	1～12		1～12				1～12		1～12	
	富 山			1～12				1～12			
	石 川			1～12				1～12			
	福 井	1～12		1～12		1～12		1～12			
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	三 重	1～12		1～12		1～12		1～12			
近 畿	滋 賀	1～12		1～12							
	京 都	1～12		1～12		1～12		1～12			
	大 阪	1～12		1～12				1～12			
	兵 庫	1～12		1～12		1～12				1～12	
	奈 良			1～12				1～12			
	和 歌 山							1～12			
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	島 根			1～12							
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12		1～12				1～12		1～12	
	山 口	1～12		1～12				1～12		1～12	
	徳 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高 知	1～12				1～12		1～12		1～12	
九 州	福 岡	1～12		1～12		1～12					
	佐 賀	1～12		1～12		1～12		1～12			
	長 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12		1～12		1～12		1～12			
	宮 崎	1～12		1～12				1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		



農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別	飼 料 ( 続 き )								農 業 薬 剤		
	品 目 名	配合飼料 豚幼齢		配合飼料 豚若齢		配合飼料 乳牛飼育用		配合飼料 肉牛肥育用		D-D剤	
コード番号	3760		3770		3800		3810		3820		
調査月(全国)	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		
北 海 道	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		
東 北	青 森	1～12		1～12		1～12		1～12			
	岩 手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 城	1～12		1～12		1～12		1～12			
	秋 田	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 形	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
関 東	茨 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	栃 木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	群 馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼 玉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	千 葉	1～12		1～12		1～12				1～12	
	東 京									1～12	
	神 奈 川	1～12		1～12		1～12				1～12	
	山 梨			1～12		1～12		1～12			
	長 野					1～12		1～12		1～12	
	静 岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 陸	新 潟	1～12		1～12		1～12		1～12			
	富 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	石 川	1～12		1～12		1～12				1～12	
	福 井					1～12		1～12		1～12	
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12		1～12		1～12		1～12			
	三 重	1～12						1～12		1～12	
近 畿	滋 賀					1～12		1～12			
	京 都					1～12		1～12		1～12	
	大 阪							1～12			
	兵 庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	奈 良	1～12		1～12		1～12				1～12	
	和 歌 山									1～12	
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12		1～12		1～12		1～12			
	島 根					1～12		1～12			
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 口							1～12			
	徳 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
九 州	福 岡					1～12		1～12			
	佐 賀	1～12		1～12		1～12		1～12			
	長 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄	1～12		1～12		1～12		1～12				

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		農 業 薬 剤 （ 続 き ）									
品 目 名		MEP乳剤		アセフェート粒剤		ホスチアゼート粒剤		エマメクチン安息香酸塩乳剤		クロルピクリンくん蒸剤	
コード番号		3840		3851		3852		3853		3865	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12		1～12		1～12			
東 北	青 森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岩 手	1～12		1～12		1～12		1～12			
	宮 城	1～12		1～12		1～12		1～12			
	秋 田	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 形	1～12		1～12		1～12		1～12			
	福 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
関 東	茨 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	栃 木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	群 馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼 玉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	千 葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	東 京	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	神 奈 川	1～12		1～12				1～12		1～12	
	山 梨	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 野	1～12		1～12		1～12		1～12			
	静 岡	1～12		1～12		1～12		1～12			
北 陸	新 潟	1～12		1～12				1～12		1～12	
	富 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	石 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福 井	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	三 重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
近 畿	滋 賀	1～12		1～12		1～12		1～12			
	京 都	1～12		1～12		1～12		1～12			
	大 阪	1～12		1～12		1～12		1～12			
	兵 庫	1～12		1～12		1～12		1～12			
	奈 良	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	和 歌 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	島 根	1～12		1～12		1～12		1～12			
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 口	1～12		1～12		1～12		1～12			
	徳 島	1～12		1～12		1～12		1～12			
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
九 州	福 岡	1～12		1～12		1～12		1～12			
	佐 賀	1～12		1～12		1～12		1～12			
	長 崎	1～12		1～12				1～12		1～12	
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄	1～12								1～12		

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		農 業 薬 剤 （ 続 き ）									
品 目 名		クロルフェナピル水和剤		アセタミプリド水溶剤(顆粒)		TPN水和剤		マンゼブ水和剤		ダゾメット粉粒剤	
コード番号		3866		3867		3880		3900		3915	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東北	青森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岩手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	秋田	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山形	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
関東	茨城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	栃木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	群馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼玉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	千葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	東京	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	神奈川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山梨	1～12		1～12		1～12		1～12			
	長野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	静岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北陸	新潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	富山	1～12				1～12		1～12		1～12	
	石川	1～12				1～12		1～12		1～12	
	福井	1～12				1～12		1～12		1～12	
東海	岐阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	三重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
近畿	滋賀	1～12				1～12		1～12		1～12	
	京都	1～12				1～12		1～12			
	大阪	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	兵庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	奈良	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	和歌山	1～12		1～12				1～12		1～12	
中国・四国	鳥取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	島根	1～12				1～12		1～12			
	岡山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山口	1～12				1～12		1～12		1～12	
	徳島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	香川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	九州	福岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
佐賀		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
長崎		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
熊本		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
大分		1～12				1～12		1～12		1～12	
宮崎		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
鹿児島		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖縄	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		農 業 薬 剤 ( 続 き )									
品 目 名		チオファネート メチル水和剤		フルアジナム 水和剤		アゾキシストロピン 水和剤		フルアジナム水和 剤SC		イミノクタジン酢酸 塩液剤	
コード番号		3916		3917		3918		3919		3920	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東 北	青 森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岩 手	1～12		1～12		1～12				1～12	
	宮 城	1～12		1～12		1～12					
	秋 田	1～12		1～12		1～12				1～12	
	山 形	1～12		1～12		1～12				1～12	
	福 島	1～12		1～12		1～12				1～12	
関 東	茨 城	1～12		1～12		1～12		1～12			
	栃 木	1～12		1～12		1～12		1～12			
	群 馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼 玉	1～12		1～12		1～12				1～12	
	千 葉	1～12		1～12		1～12		1～12			
	東 京	1～12		1～12		1～12				1～12	
	神奈川	1～12		1～12		1～12					
	山 梨	1～12		1～12		1～12					
	長 野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	静 岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 陸	新 潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	富 山	1～12		1～12		1～12		1～12			
	石 川	1～12		1～12		1～12					
	福 井	1～12				1～12					
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12					
	愛 知	1～12				1～12		1～12		1～12	
	三 重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
近 畿	滋 賀	1～12				1～12					
	京 都	1～12				1～12					
	大 阪	1～12		1～12		1～12				1～12	
	兵 庫	1～12		1～12		1～12					
	奈 良	1～12		1～12		1～12					
	和歌山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
中 国・四 国	鳥 取	1～12		1～12		1～12		1～12			
	島 根	1～12		1～12		1～12					
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 口	1～12		1～12		1～12		1～12			
	徳 島	1～12		1～12		1～12		1～12			
	香 川	1～12		1～12		1～12					
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高 知	1～12				1～12					
九 州	福 岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	佐 賀	1～12		1～12		1～12				1～12	
	長 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12		1～12		1～12		1～12			
	宮 崎	1～12		1～12		1～12		1～12			
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄	1～12		1～12		1～12						

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		農 業 薬 剤 （ 続 き ）									
品 目 名		フィプロニル・ プロベナゾール粒剤		ジノテフラン・ プロベナゾール粒剤		チアメキサム・ ピロキロン粒剤		クロラントラニプロール・ プロベナゾール粒 剤		クロチアニジン・イ ソチアニル粒剤	
コード番号		3945		3946		3947		3950		3951	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12						1～12		1～12	
東 北	青 森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岩 手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	秋 田	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 形	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
関 東	茨 城	1～12				1～12				1～12	
	栃 木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	群 馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼 玉	1～12				1～12					
	千 葉	1～12				1～12				1～12	
	東 京										
	神 奈 川	1～12									
	山 梨							1～12			
	長 野			1～12		1～12		1～12		1～12	
静 岡			1～12		1～12						
北 陸	新 潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	富 山	1～12		1～12		1～12				1～12	
	石 川	1～12		1～12				1～12		1～12	
	福 井	1～12				1～12		1～12		1～12	
東 海	岐 阜	1～12									
	愛 知			1～12		1～12		1～12			
	三 重			1～12		1～12				1～12	
近 畿	滋 賀			1～12				1～12			
	京 都			1～12		1～12		1～12			
	大 阪										
	兵 庫	1～12		1～12		1～12					
	奈 良			1～12		1～12					
	和 歌 山	1～12		1～12							
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12				1～12		1～12			
	島 根			1～12		1～12					
	岡 山	1～12		1～12				1～12			
	広 島					1～12		1～12			
	山 口										
	徳 島	1～12				1～12					
	香 川	1～12		1～12							
	愛 媛	1～12		1～12		1～12					
	高 知	1～12		1～12		1～12		1～12			
九 州	福 岡			1～12		1～12					
	佐 賀	1～12									
	長 崎	1～12				1～12					
	熊 本	1～12		1～12		1～12					
	大 分			1～12		1～12					
	宮 崎	1～12		1～12		1～12					
	鹿 児 島	1～12				1～12				1～12	
沖 縄					1～12						

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		農 業 薬 剤 ( 続 き )							
品 目 名		イミダクロプリド・スピノ サド・イソチアニル粒剤	グリホサートイソプロピル アミン塩液剤	シハロホップブチル・ベ ンタゾン液剤ME	イマノスルフロン・ピラクロ ニル・プロモプチド粒剤	グルホシネート 液剤			
コード番号		3952	3980	3981	3985	3996			
調査月(全国)		1～12		1～12	1～12	1～12		1～12	
北 海 道				1～12		1～12		1～12	
東 北	青 森	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	岩 手		1～12	1～12		1～12		1～12	
	宮 城	1～12		1～12		1～12		1～12	
	秋 田	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	山 形		1～12	1～12		1～12		1～12	
	福 島	1～12		1～12		1～12		1～12	
関 東	茨 城		1～12	1～12		1～12		1～12	
	栃 木	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	群 馬	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	埼 玉	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	千 葉		1～12	1～12		1～12		1～12	
	東 京					1～12		1～12	
	神 奈 川			1～12		1～12		1～12	
	山 梨	1～12	1～12			1～12		1～12	
	長 野	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	静 岡	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
北 陸	新 潟	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	富 山	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	石 川	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	福 井		1～12	1～12		1～12		1～12	
東 海	岐 阜	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	三 重	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
近 畿	滋 賀	1～12	1～12	1～12		1～12			
	京 都	1～12	1～12			1～12			
	大 阪		1～12			1～12		1～12	
	兵 庫	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	奈 良		1～12			1～12		1～12	
	和 歌 山		1～12	1～12				1～12	
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	島 根	1～12		1～12		1～12			
	岡 山	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	山 口	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	徳 島	1～12	1～12			1～12		1～12	
	香 川		1～12	1～12		1～12		1～12	
	愛 媛	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	高 知	1～12				1～12		1～12	
九 州	福 岡	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	佐 賀		1～12	1～12		1～12		1～12	
	長 崎		1～12			1～12		1～12	
	熊 本	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12	1～12	1～12		1～12		1～12	
	宮 崎		1～12	1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島		1～12	1～12		1～12		1～12	
沖 縄			1～12				1～12		

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別	農業薬剤（続き）				諸 材 料					
	ジクワット・ パラコート液剤		グリホサートカリウム 塩液剤		農業用ビニール		農業用 ポリエチレン		袋掛用紙袋	
品目名										
コード番号	3997		3999		4000		4010		4020	
調査月(全国)	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道	1～12		1～12		1～12		1～12			
東北	青森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	岩手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	宮城	1～12		1～12		1～12		1～12		
	秋田	1～12		1～12		1～12		1～12		
	山形	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	福島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
関東	茨城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	栃木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	群馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	埼玉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	千葉	1～12		1～12		1～12		1～12		
	東京	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	神奈川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	山梨	1～12		1～12						1～12
	長野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	静岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
北陸	新潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	富山	1～12		1～12		1～12		1～12		
	石川	1～12		1～12		1～12		1～12		
	福井	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
東海	岐阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	愛知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	三重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
近畿	滋賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	京都			1～12		1～12		1～12		1～12
	大阪	1～12		1～12		1～12		1～12		
	兵庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	奈良	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	和歌山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
中国・四国	鳥取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	島根			1～12		1～12		1～12		
	岡山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	広島	1～12		1～12						1～12
	山口	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	徳島	1～12		1～12				1～12		1～12
	香川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	愛媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	高知	1～12		1～12		1～12		1～12		
九州	福岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	佐賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	長崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	熊本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	大分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	宮崎	1～12		1～12		1～12		1～12		
	鹿児島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
沖縄	1～12		1～12		1～12					

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		諸 材 料 ( 続 き )									
品 目 名		穀物用紙袋		梱包用樹脂製品		野菜用段ボール		果実用段ボール		稲わら	
コード番号		4030		4060		4080		4090		4100	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12		1～12		1～12			
東 北	青 森	1～12		1～12		1～12		1～12			
	岩 手	1～12				1～12		1～12		1～12	
	宮 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	秋 田	1～12				1～12		1～12			
	山 形	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福 島	1～12		1～12		1～12		1～12			
関 東	茨 城	1～12		1～12		1～12		1～12			
	栃 木	1～12		1～12		1～12					
	群 馬	1～12		1～12		1～12		1～12			
	埼 玉	1～12		1～12		1～12		1～12			
	千 葉	1～12		1～12		1～12		1～12			
	東 京					1～12					
	神 奈 川	1～12		1～12		1～12		1～12			
	山 梨			1～12		1～12		1～12			
	長 野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	静 岡	1～12		1～12		1～12		1～12			
北 陸	新 潟	1～12				1～12		1～12			
	富 山	1～12				1～12		1～12			
	石 川	1～12				1～12					
	福 井	1～12				1～12		1～12			
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12		1～12		1～12		1～12			
	三 重	1～12		1～12		1～12					
近 畿	滋 賀	1～12				1～12					
	京 都	1～12									
	大 阪			1～12		1～12		1～12			
	兵 庫	1～12				1～12		1～12			
	奈 良	1～12		1～12		1～12		1～12			
	和 歌 山	1～12		1～12		1～12		1～12			
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12		1～12		1～12					
	島 根	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12			
	広 島	1～12				1～12		1～12		1～12	
	山 口	1～12		1～12		1～12					
	徳 島	1～12		1～12		1～12		1～12			
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12			
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高 知	1～12		1～12		1～12				1～12	
	九 州	福 岡	1～12		1～12		1～12		1～12		
佐 賀		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
長 崎		1～12		1～12		1～12		1～12			
熊 本		1～12		1～12		1～12		1～12			
大 分		1～12		1～12		1～12		1～12			
宮 崎		1～12		1～12		1～12		1～12			
鹿 児 島		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄					1～12		1～12				



農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別	諸材料（続き）	光 熱 動 力			
品目名	ペーパーポット	ガソリン (CPI採用品目)	灯油 (CPI採用品目)	軽油	重油
コード番号	4120	4130	4140	4150	4160
調査月(全国)	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
北海道	1～12			1～12	1～12
東北	青森	1～12		1～12	1～12
	岩手			1～12	
	宮城			1～12	1～12
	秋田			1～12	
	山形			1～12	1～12
	福島	1～12		1～12	1～12
関東	茨城			1～12	1～12
	栃木			1～12	1～12
	群馬			1～12	1～12
	埼玉			1～12	1～12
	千葉			1～12	1～12
	東京			1～12	1～12
	神奈川			1～12	1～12
	山梨			1～12	1～12
	長野	1～12		1～12	1～12
	静岡			1～12	1～12
北陸	新潟			1～12	
	富山			1～12	
	石川			1～12	
	福井	1～12		1～12	
東海	岐阜	1～12		1～12	1～12
	愛知	1～12		1～12	1～12
	三重			1～12	1～12
近畿	滋賀			1～12	
	京都			1～12	1～12
	大阪			1～12	
	兵庫			1～12	1～12
	奈良			1～12	1～12
	和歌山			1～12	1～12
中国・四国	鳥取	1～12		1～12	1～12
	島根			1～12	1～12
	岡山			1～12	1～12
	広島			1～12	1～12
	山口	1～12		1～12	
	徳島			1～12	1～12
	香川			1～12	1～12
	愛媛			1～12	1～12
	高知	1～12		1～12	1～12
九州	福岡	1～12		1～12	1～12
	佐賀	1～12		1～12	1～12
	長崎			1～12	1～12
	熊本	1～12		1～12	1～12
	大分			1～12	1～12
	宮崎			1～12	1～12
	鹿児島	1～12		1～12	1～12
沖縄				1～12	

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別		光 熱 動 力 ( 続 き )				農 機 具					
品 目 名		モビール油		農用電力 (本省調査品目)		水道料		くわ		かま	
コード番号		4170		4190		4200		4210		4220	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道		1～12				1～12				1～12	
東北	青森	1～12				1～12				1～12	
	岩手	1～12				1～12				1～12	
	宮城	1～12				1～12				1～12	
	秋田									1～12	
	山形	1～12				1～12				1～12	
	福島	1～12								1～12	
関東	茨城	1～12				1～12				1～12	
	栃木	1～12				1～12				1～12	
	群馬	1～12				1～12				1～12	
	埼玉	1～12								1～12	
	千葉	1～12				1～12				1～12	
	東京					1～12				1～12	
	神奈川	1～12				1～12				1～12	
	山梨	1～12								1～12	
	長野	1～12				1～12				1～12	
	静岡	1～12				1～12				1～12	
北陸	新潟	1～12				1～12				1～12	
	富山	1～12				1～12				1～12	
	石川	1～12				1～12				1～12	
	福井	1～12				1～12				1～12	
東海	岐阜	1～12				1～12				1～12	
	愛知	1～12				1～12				1～12	
	三重	1～12				1～12				1～12	
近畿	滋賀	1～12								1～12	
	京都	1～12				1～12				1～12	
	大阪	1～12				1～12				1～12	
	兵庫									1～12	
	奈良	1～12				1～12				1～12	
	和歌山	1～12				1～12				1～12	
中国・四国	鳥取	1～12				1～12				1～12	
	島根	1～12								1～12	
	岡山	1～12				1～12				1～12	
	広島	1～12								1～12	
	山口	1～12				1～12				1～12	
	徳島	1～12								1～12	
	香川	1～12				1～12				1～12	
	愛媛	1～12				1～12				1～12	
	高知	1～12				1～12				1～12	
九州	福岡									1～12	
	佐賀	1～12				1～12				1～12	
	長崎	1～12				1～12				1～12	
	熊本	1～12				1～12				1～12	
	大分	1～12				1～12				1～12	
	宮崎	1～12				1～12				1～12	
	鹿児島	1～12				1～12				1～12	
沖縄	1～12				1～12				1～12		

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		農 機 具 ( 続 き )									
品 目 名		人力噴霧器		ホース		刈払機(草刈機)		動力田植機 4条植え		動力噴霧器	
コード番号		4240		4260		4280		4290		4310	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道		1～12		1～12		1～12				1～12	
東北	青森			1～12		1～12		1～12		1～12	
	岩手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	秋田	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山形	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
関東	茨城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	栃木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	群馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼玉	1～12		1～12		1～12		1～12			
	千葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	東京			1～12		1～12		1～12		1～12	
	神奈川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山梨	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	静岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北陸	新潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	富山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	石川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福井	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東海	岐阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	三重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
近畿	滋賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	京都	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大阪	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	兵庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	奈良	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	和歌山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
中国・四国	鳥取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	島根	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岡山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山口	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	徳島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	香川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
九州	福岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	佐賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿児島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖縄	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12		

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		農 機 具 ( 続 き )				
品 目 名		動力耕うん機	乗用型トラクタ 15ps内外	乗用型トラクタ 25ps内外	乗用型トラクタ 35ps内外	トレーラー
コード番号		4330	4340	4345	4350	4370
調査月(全国)		1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
北 海 道		1～12		1～12	1～12	
東 北	青 森	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	岩 手	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	宮 城			1～12	1～12	
	秋 田	1～12		1～12	1～12	1～12
	山 形	1～12	1～12	1～12	1～12	
	福 島	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
関 東	茨 城	1～12	1～12	1～12	1～12	
	栃 木	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	群 馬	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	埼 玉		1～12	1～12	1～12	
	千 葉	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	東 京	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	神 奈 川	1～12				
	山 梨	1～12	1～12	1～12	1～12	
	長 野	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	静 岡	1～12	1～12	1～12	1～12	
北 陸	新 潟	1～12	1～12	1～12	1～12	
	富 山	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	石 川	1～12	1～12	1～12	1～12	
	福 井	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
東 海	岐 阜	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	愛 知	1～12	1～12	1～12	1～12	
	三 重	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
近 畿	滋 賀	1～12	1～12	1～12	1～12	
	京 都	1～12	1～12	1～12	1～12	
	大 阪	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	兵 庫	1～12	1～12	1～12	1～12	
	奈 良	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	和 歌 山	1～12	1～12	1～12	1～12	
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12	1～12	1～12	1～12	
	島 根	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	岡 山	1～12	1～12	1～12	1～12	
	広 島	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	山 口	1～12	1～12	1～12	1～12	
	徳 島	1～12	1～12	1～12	1～12	
	香 川	1～12	1～12	1～12	1～12	
	愛 媛	1～12	1～12	1～12	1～12	
	高 知	1～12	1～12	1～12	1～12	
九 州	福 岡	1～12	1～12	1～12	1～12	
	佐 賀	1～12	1～12	1～12	1～12	
	長 崎	1～12	1～12	1～12	1～12	
	熊 本	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	大 分	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	宮 崎	1～12	1～12	1～12	1～12	
	鹿 児 島	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
沖 縄	1～12	1～12	1～12	1～12		

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		農 機 具 ( 続 き )									
品 目 名		自走式運搬車		バンダー 2条刈り		コンバイン 2条刈り		動力脱穀機		動力もみすり機	
コード番号		4390		4400		4410		4430		4440	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道										1～12	
東 北	青 森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岩 手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 城	1～12				1～12				1～12	
	秋 田	1～12				1～12		1～12		1～12	
	山 形	1～12		1～12		1～12				1～12	
	福 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
関 東	茨 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	栃 木					1～12				1～12	
	群 馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼 玉					1～12				1～12	
	千 葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	東 京	1～12		1～12				1～12		1～12	
	神 奈 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 梨	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
静 岡					1～12				1～12		
北 陸	新 潟	1～12				1～12				1～12	
	富 山	1～12				1～12				1～12	
	石 川	1～12				1～12				1～12	
	福 井	1～12				1～12		1～12		1～12	
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12				1～12		1～12		1～12	
	三 重	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
近 畿	滋 賀					1～12				1～12	
	京 都	1～12		1～12		1～12				1～12	
	大 阪	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	兵 庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	奈 良	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	和 歌 山	1～12				1～12		1～12		1～12	
中 国 ・ 四 国	鳥 取			1～12		1～12		1～12		1～12	
	島 根	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 口	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	徳 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高 知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
九 州	福 岡	1～12				1～12				1～12	
	佐 賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄	1～12										

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		農 機 具 ( 続 き )				自動車・同関係料金	
品 目 名		通風乾燥機 16石型	温風式暖房機	ロータリー	パーソナルコンピューター (CPI採用品目)	軽四輪トラック	
コード番号		4480	4530	4540	4570	4580	
調査月(全国)		1～12		1～12	1～12	1～12	
北 海 道			1～12		1～12		1～12
東 北	青 森	1～12			1～12		1～12
	岩 手	1～12			1～12		1～12
	宮 城	1～12	1～12		1～12		1～12
	秋 田	1～12	1～12		1～12		1～12
	山 形	1～12	1～12		1～12		1～12
	福 島	1～12			1～12		1～12
関 東	茨 城	1～12	1～12		1～12		1～12
	栃 木	1～12	1～12		1～12		1～12
	群 馬	1～12	1～12		1～12		1～12
	埼 玉	1～12			1～12		1～12
	千 葉	1～12	1～12		1～12		1～12
	東 京	1～12	1～12		1～12		
	神 奈 川	1～12	1～12		1～12		1～12
	山 梨	1～12	1～12		1～12		1～12
	長 野	1～12	1～12		1～12		1～12
	静 岡	1～12	1～12		1～12		1～12
北 陸	新 潟	1～12	1～12		1～12		1～12
	富 山	1～12			1～12		1～12
	石 川	1～12			1～12		1～12
	福 井	1～12			1～12		1～12
東 海	岐 阜	1～12			1～12		1～12
	愛 知	1～12	1～12		1～12		1～12
	三 重	1～12	1～12		1～12		1～12
近 畿	滋 賀	1～12			1～12		1～12
	京 都	1～12			1～12		1～12
	大 阪	1～12	1～12		1～12		1～12
	兵 庫	1～12					1～12
	奈 良	1～12	1～12		1～12		1～12
	和 歌 山	1～12	1～12		1～12		1～12
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12			1～12		1～12
	島 根	1～12			1～12		1～12
	岡 山	1～12	1～12		1～12		1～12
	広 島	1～12			1～12		1～12
	山 口	1～12			1～12		1～12
	徳 島	1～12			1～12		1～12
	香 川	1～12	1～12		1～12		1～12
	愛 媛	1～12	1～12		1～12		1～12
	高 知	1～12	1～12		1～12		1～12
九 州	福 岡	1～12	1～12		1～12		1～12
	佐 賀	1～12	1～12		1～12		1～12
	長 崎	1～12	1～12		1～12		1～12
	熊 本	1～12	1～12		1～12		1～12
	大 分	1～12	1～12		1～12		1～12
	宮 崎	1～12	1～12		1～12		1～12
	鹿 児 島	1～12	1～12		1～12		1～12
沖 縄						1～12	

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別		自動車・同関係料金（続き）			建築資材		
品目名		四輪トラック	ライトバン	自動車定期点検料	角材	板材	
コード番号		4590	4600	4610	4620	4630	
調査月(全国)		1～12		1～12	1～12		1～12
北海道		1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
東北	青森	1～12		1～12	1～12	1～12	
	岩手	1～12		1～12	1～12	1～12	
	宮城	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
	秋田			1～12	1～12	1～12	
	山形			1～12	1～12	1～12	
	福島	1～12		1～12	1～12	1～12	
関東	茨城	1～12		1～12	1～12	1～12	
	栃木	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
	群馬	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
	埼玉	1～12		1～12	1～12	1～12	
	千葉	1～12		1～12	1～12	1～12	
	東京			1～12	1～12	1～12	
	神奈川	1～12		1～12	1～12	1～12	
	山梨			1～12	1～12	1～12	
	長野	1～12		1～12	1～12	1～12	
	静岡	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
北陸	新潟	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
	富山	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
	石川			1～12	1～12	1～12	
	福井			1～12	1～12	1～12	
東海	岐阜	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
	愛知	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
	三重	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
近畿	滋賀			1～12	1～12	1～12	
	京都	1～12		1～12	1～12	1～12	
	大阪	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
	兵庫	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
	奈良	1～12		1～12	1～12	1～12	
	和歌山		1～12	1～12	1～12	1～12	
中国・四国	鳥取	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
	島根	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
	岡山	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
	広島	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
	山口			1～12	1～12	1～12	
	徳島	1～12		1～12	1～12	1～12	
	香川	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
	愛媛	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
	高知	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
	九州	福岡	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
佐賀		1～12		1～12	1～12	1～12	
長崎		1～12		1～12	1～12	1～12	
熊本		1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
大分		1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
宮崎		1～12		1～12	1～12	1～12	
鹿児島			1～12	1～12	1～12	1～12	
沖縄	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12		

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		建 築 資 材 （ 続 き ）									
品 目 名		合板		トタン		セメント		アルミサッシ		シャッター	
コード番号		4640		4650		4680		4700		4710	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東 北	青 森	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岩 手	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	秋 田	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 形	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
関 東	茨 城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	栃 木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	群 馬			1～12		1～12		1～12		1～12	
	埼 玉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	千 葉			1～12		1～12		1～12		1～12	
	東 京	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	神 奈 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 梨	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	静 岡			1～12		1～12		1～12		1～12	
北 陸	新 潟	1～12		1～12		1～12					
	富 山	1～12				1～12					
	石 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	福 井			1～12		1～12					
東 海	岐 阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 知	1～12		1～12		1～12		1～12			
	三 重					1～12		1～12		1～12	
近 畿	滋 賀	1～12						1～12			
	京 都	1～12		1～12		1～12		1～12			
	大 阪			1～12		1～12		1～12			
	兵 庫			1～12		1～12		1～12		1～12	
	奈 良			1～12		1～12		1～12			
	和 歌 山			1～12		1～12		1～12		1～12	
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	島 根	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	岡 山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	山 口	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	徳 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	香 川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	愛 媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	高 知			1～12		1～12					
九 州	福 岡	1～12				1～12		1～12		1～12	
	佐 賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	長 崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	熊 本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	大 分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
	宮 崎	1～12				1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
沖 縄			1～12		1～12		1～12				



農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別	建築資材(続き)		農		用		被		服	
品目名	硬質塩化ビニール管		作業着(上下)		軍手		地下たび		ゴム長ぐつ	
コード番号	4720		4740		4750		4760		4770	
調査月(全国)	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北海道	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東北	青森	1～12	1～12		1～12				1～12	
	岩手	1～12	1～12		1～12				1～12	
	宮城	1～12	1～12		1～12				1～12	
	秋田			1～12					1～12	
	山形	1～12		1～12		1～12			1～12	
	福島	1～12		1～12		1～12			1～12	
関東	茨城	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	栃木	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	群馬	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	埼玉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	千葉	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	東京			1～12						
	神奈川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	山梨	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	長野	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	静岡	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
北陸	新潟	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	富山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	石川			1～12					1～12	
	福井			1～12		1～12		1～12		1～12
東海	岐阜	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	愛知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	三重			1～12		1～12		1～12		1～12
近畿	滋賀			1～12					1～12	
	京都	1～12		1～12				1～12		1～12
	大阪	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	兵庫	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	奈良			1～12		1～12			1～12	
	和歌山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
中国・四国	鳥取	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	島根	1～12		1～12					1～12	
	岡山	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	広島	1～12		1～12				1～12		1～12
	山口	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	徳島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	香川	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	愛媛	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	高知	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
九州	福岡			1～12		1～12		1～12		1～12
	佐賀	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	長崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	熊本	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	大分	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	宮崎	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
	鹿児島	1～12		1～12		1～12		1～12		1～12
沖縄			1～12		1～12		1～12		1～12	

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類別	農用被服(続き)		賃借料		及び		料金			
品目名	雨合羽		水稻耕紀・代かき料金		田植料金		稲刈料金		もみすり賃	
コード番号	4780		4800		4810		4820		4830	
調査月(全国)	1～12		4～7		4～7		9～11		9～11	
北海道	1～12				4～7		9～11			
東北	青森	1～12		4～7	4～7		9～11		9～11	
	岩手	1～12			4～7		9～11		9～11	
	宮城			4～7	4～7		9～11			
	秋田			4～7	4～7		9～11		9～11	
	山形	1～12		4～7	4～7		9～11			
	福島	1～12		4～7	4～7		9～11			
関東	茨城	1～12			4～7		9～11		9～11	
	栃木	1～12		4～7	4～7		9～11		9～11	
	群馬	1～12		4～7			9～11		9～11	
	埼玉	1～12		4～7	4～7		9～11		9～11	
	千葉	1～12		4～7	4～7		9～11		9～11	
	東京									
	神奈川	1～12								
	山梨	1～12		4～7	4～7		9～11			
	長野	1～12		4～7			9～11		9～11	
静岡	1～12		4～7			9～11				
北陸	新潟	1～12		4～7	4～7		9～11		9～11	
	富山	1～12		4～7	4～7		9～11			
	石川	1～12		4～7	4～7		9～11		9～11	
	福井	1～12			4～7					
東海	岐阜	1～12		4～7	4～7		9～11			
	愛知	1～12		4～7	4～7		9～11			
	三重	1～12		4～7	4～7		9～11			
近畿	滋賀									
	京都	1～12			4～7		9～11			
	大阪	1～12								
	兵庫	1～12			4～7		9～11			
	奈良	1～12		4～7	4～7		9～11		9～11	
	和歌山	1～12							9～11	
中国・四国	鳥取	1～12		4～7	4～7		9～11			
	島根	1～12		4～7	4～7		9～11		9～11	
	岡山	1～12		4～7	4～7		9～11			
	広島	1～12		4～7	4～7		9～11			
	山口	1～12		4～7	4～7		9～11		9～11	
	徳島	1～12		4～7			9～11			
	香川	1～12		4～7	4～7		9～11			
	愛媛	1～12		4～7	4～7		9～11		9～11	
	高知	1～12		4～7	4～7		9～11		9～11	
九州	福岡	1～12			4～7		9～11			
	佐賀	1～12		4～7	4～7		9～11		9～11	
	長崎	1～12		4～7			9～11			
	熊本	1～12		4～7			9～11		9～11	
	大分	1～12		4～7	4～7		9～11		9～11	
	宮崎	1～12			4～7		9～11		9～11	
	鹿児島	1～12		4～7	4～7		9～11		9～11	
沖縄	1～12									

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(1) 全国指数採用品目（続き）

類 別		賃 借 料 及 び 料 金 ( 続 き )									
品 目 名		精白賃		共同施設料 稲		共同施設料 麦		共同施設料 野菜		共同施設料 果実	
コード番号		4840		4880		4890		4900		4910	
調査月(全国)		1～12		1～3 9～12		6～10		4～10		1～3 10～12	
北 海 道		1～12		1～3 9～12		6～10		4～10			
東 北	青 森	1～12		1～3 9～12		6～10				1～3 10～12	
	岩 手	1～12		1～3 9～12						1～3 10～12	
	宮 城			1～3 9～12							
	秋 田			1～3 9～12							
	山 形			1～3 9～12						1～3 10～12	
	福 島			1～3 9～12						1～3 10～12	
関 東	茨 城	1～12		1～3 9～12		6～10					
	栃 木			1～3 9～12		6～10					
	群 馬	1～12		1～3 9～12		6～10					
	埼 玉			1～3 9～12		6～10					
	千 葉										
	東 京										
	神 奈 川	1～12									
	山 梨			1～3 9～12						1～3 10～12	
	長 野	1～12		1～3 9～12							
静 岡			1～3 9～12						1～3 10～12		
北 陸	新 潟			1～3 9～12				4～10			
	富 山	1～12		1～3 9～12		6～10					
	石 川			1～3 9～12							
	福 井			1～3 9～12							
東 海	岐 阜	1～12		1～3 9～12		6～10				1～3 10～12	
	愛 知	1～12		1～3 9～12		6～10				1～3 10～12	
	三 重	1～12		1～3 9～12		6～10					
近 畿	滋 賀			1～3 9～12							
	京 都			1～3 9～12							
	大 阪	1～12		1～3 9～12							
	兵 庫	1～12		1～3 9～12							
	奈 良			1～3 9～12						1～3 10～12	
	和 歌 山	1～12								1～3 10～12	
中 国 ・ 四 国	鳥 取	1～12									
	島 根										
	岡 山	1～12		1～3 9～12							
	広 島	1～12		1～3 9～12						1～3 10～12	
	山 口			1～3 9～12							
	徳 島	1～12		1～3 9～12							
	香 川	1～12		1～3 9～12							
	愛 媛	1～12		1～3 9～12				4～10		1～3 10～12	
	高 知	1～12		1～3 9～12				4～10		1～3 10～12	
九 州	福 岡	1～12		1～3 9～12		6～10				1～3 10～12	
	佐 賀			1～3 9～12		6～10		4～10		1～3 10～12	
	長 崎			1～3 9～12						1～3 10～12	
	熊 本	1～12		1～3 9～12		6～10					
	大 分	1～12		1～3 9～12		6～10					
	宮 崎	1～12		1～3 9～12							
	鹿 児 島	1～12		1～3 9～12				4～10			
沖 縄									1～3 10～12		

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(2) 価格のみ調査品目

類別		種 苗 及 び 苗 木			畜 産 用 動 物		
品 目 名		イタリアンライグラス 種子		チモシー種子	メロン苗	初生びな卵用鶏 (外国系)	中びな卵用鶏 (外国系)
コード番号		3150		3160	3210	3260	3280
調査月(全国)		1～3	10～12	4～10	2～5	1～12	1～12
北海道				4～10			
東北	青森	1～3	10～12	4～10	2～5		1～12
	岩手						
	宮城						
	秋田						
	山形				2～5		
	福島					1～12	
関東	茨城	1～3	10～12		2～5		
	栃木	1～3	10～12				
	群馬						
	埼玉	1～3	10～12				
	千葉	1～3	10～12			1～12	
	東京						
	神奈川						
	山梨						
	長野				2～5		
	静岡						1～12
北陸	新潟	1～3	10～12			1～12	
	富山	1～3	10～12				
	石川						
	福井				2～5		
東海	岐阜	1～3	10～12	4～10	2～5	1～12	1～12
	愛知	1～3	10～12		2～5	1～12	1～12
	三重	1～3	10～12	4～10		1～12	
近畿	滋賀						
	京都						
	大阪						
	兵庫	1～3	10～12			1～12	
	奈良						
	和歌山						
中国・四国	鳥取	1～3	10～12		2～5	1～12	
	島根					1～12	
	岡山	1～3	10～12				
	広島					1～12	
	山口	1～3	10～12				
	徳島	1～3	10～12			1～12	
	香川					1～12	1～12
	愛媛	1～3	10～12			1～12	
	高知						
九州	福岡	1～3	10～12				
	佐賀	1～3	10～12				
	長崎	1～3	10～12				
	熊本	1～3	10～12				
	大分	1～3	10～12			1～12	1～12
	宮崎	1～3	10～12				1～12
	鹿児島	1～3	10～12			1～12	
沖縄						1～12	

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(2) 価格のみ調査品目（続き）

類別	畜産用動物（続き）			肥料	飼料	
品目名	肉用牛乳用雄肥育子牛 (ホルスタイン種)	肉用牛乳用雄子牛 (ホルスタイン種)	肉用成牛肥育用 (経産牛)	高度化成 (基本成分のみ)	ばん碎大麦	
コード番号	3360	3380	3410	3500	3620	
調査月(全国)	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
北海道	1～12		1～12		1～12	
東北	青森		1～12			
	岩手					
	宮城		1～12	1～12		
	秋田					
	山形	1～12				
	福島				1～12	
関東	茨城			1～12	1～12	
	栃木	1～12		1～12	1～12	
	群馬					
	埼玉					
	千葉					
	東京					
	神奈川				1～12	1～12
	山梨					
	長野					
静岡				1～12		
北陸	新潟				1～12	
	富山				1～12	
	石川					
東海	福井					
	岐阜	1～12	1～12		1～12	
	愛知	1～12			1～12	1～12
近畿	三重					
	滋賀	1～12				
	京都				1～12	
	大阪				1～12	
	兵庫					
	奈良 和歌山					
中国・四国	鳥取				1～12	1～12
	島根				1～12	
	岡山	1～12	1～12		1～12	
	広島			1～12		
	山口					
	徳島	1～12			1～12	
	香川					
	愛媛 高知	1～12	1～12		1～12	
九州	福岡				1～12	1～12
	佐賀				1～12	1～12
	長崎	1～12				1～12
	熊本	1～12	1～12			1～12
	大分			1～12		
	宮崎	1～12			1～12	1～12
	鹿児島				1～12	1～12
沖縄				1～12	1～12	

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(2) 価格のみ調査品目（続き）

類 別		飼 料 ( 続 き )									
品 目 名		ビールかす		ビートパルプ (国産)		配合飼料 ほ乳期子豚育成用		配合飼料 乳牛幼齢		配合飼料 乳牛若齢	
コード番号		3680		3700		3750		3780		3790	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12		1～12		1～12		1～12	
東 北	青 森										
	岩 手										
	宮 城										
	秋 田										
	山 形										
	福 島										
関 東	茨 城	1～12				1～12		1～12		1～12	
	栃 木	1～12				1～12		1～12		1～12	
	群 馬					1～12					
	埼 玉							1～12			
	千 葉					1～12		1～12		1～12	
	東 京										
	神 奈 川					1～12		1～12		1～12	
	山 梨										
	長 野										
	静 岡										
北 陸	新 潟					1～12		1～12		1～12	
	富 山										
	石 川										
	福 井										
東 海	岐 阜					1～12		1～12		1～12	
	愛 知					1～12		1～12			
	三 重					1～12					
近 畿	滋 賀							1～12		1～12	
	京 都	1～12						1～12		1～12	
	大 阪										
	兵 庫	1～12				1～12		1～12		1～12	
	奈 良										
	和 歌 山										
中 国 ・ 四 国	鳥 取					1～12					
	島 根										
	岡 山	1～12				1～12		1～12		1～12	
	広 島	1～12				1～12		1～12		1～12	
	山 口										
	徳 島					1～12		1～12		1～12	
	香 川									1～12	
	愛 媛	1～12				1～12		1～12		1～12	
	高 知					1～12		1～12		1～12	
九 州	福 岡	1～12						1～12		1～12	
	佐 賀					1～12		1～12		1～12	
	長 崎							1～12		1～12	
	熊 本					1～12		1～12		1～12	
	大 分					1～12		1～12		1～12	
	宮 崎	1～12				1～12		1～12		1～12	
	鹿 児 島	1～12				1～12		1～12		1～12	
沖 縄					1～12		1～12		1～12		

農業物価統計調査 品目別調査都道府県及び調査月一覧（続き）

2 農業生産資材価格調査品目（続き）

(2) 価格のみ調査品目（続き）

類 別		農 機 具							
品 目 名		動力田植機 6条植え		乗用型トラクタ 70ps内外		コンバイン 4条刈り		通風乾燥機 32石型	
コード番号		4300		4360		4420		4490	
調査月(全国)		1～12		1～12		1～12		1～12	
北 海 道		1～12		1～12		1～12		1～12	
東 北	青 森								
	岩 手								
	宮 城								
	秋 田								
	山 形								
	福 島								
関 東	茨 城								
	栃 木								
	群 馬								
	埼 玉								
	千 葉								
	東 京								
	神 奈 川								
	山 梨								
	長 野								
	静 岡								
北 陸	新 潟								
	富 山								
	石 川								
東 海	福 井								
	岐 阜								
	愛 知								
	三 重								
近 畿	滋 賀								
	京 都								
	大 阪								
	兵 庫								
	奈 良								
	和 歌 山								
中 国 ・ 四 国	鳥 取								
	島 根								
	岡 山								
	広 島								
	山 口								
	徳 島								
	香 川								
愛 媛									
	高 知								
九 州	福 岡								
	佐 賀								
	長 崎								
	熊 本								
	大 分								
	宮 崎								
	鹿 児 島								
沖 縄									

## 農業物価統計調査 調査品目等一覧（令和7年1月）

## 1 一般農産物生産者価格調査

類別	品目名	銘柄等級	単位	区分	コード	
米	うるち玄米	1 等	60kg		1015	
	もち玄米	〃	〃		1045	
麦	小	1 等	60kg		1080	
	はだか	〃	〃	価2	1090	
	六条大	〃	50kg	価2	1100	
	ビール麦	2 等	〃		1110	
雑穀	そば	玄 そ ば	45kg	価2	1985	
豆	大豆	黄色大豆	60kg		1120	
	小豆	普通小豆	〃		1130	
	らっかせい	殻付 2 等程度	〃		1140	
	いんげんまめ	大	手 亡 3 等程度	〃	価1	1150
		金時	〃	〃	価1	1160
いも	かんしょ	食	用	10kg	1170	
		加工	用	〃	1180	
	ばれいしょ	食	用	〃	1190	
		加工	用	でん粉 価 18 %	1 t	1200
		種子	用	20kg		1210
果	りんご	ふじ	秀 32 玉	10kg	1220	
		つがる	〃	〃	1230	
		王林	秀 36 玉	〃	1240	
		ジョナゴールド	秀 32 玉	〃	1250	
	みかん	普通温州	優 — M	〃	1270	
		早生温州	優 — M	〃	1280	
	なつみかん（甘なつ）		優 — L	〃	価2	1290
	いよかん		優 — L	〃	価2	1300
	なし	二十世紀	秀 28 玉	〃	1310	
		豊水	〃	〃	1320	
		幸水	〃	〃	1330	
	西洋なし		秀 18 玉	5 kg	1335	
	かき		秀 — M	10kg	1340	
	ぶどう	デラウエア	秀 — L	4 kg	1350	
		巨峰	〃	〃	1360	
ピオーネ		秀 3 L	5 kg	1370		
シャインマスカット		〃	〃	1380		
もも		秀 18 ~ 20 玉	〃	1400		
くり		秀 L	10kg	1410		
うめ		〃	〃	1420		
キウイフルーツ		〃	3.6kg	1430		
おうとう		秀 — L	2 kg	1440		
すもも		〃	5.6kg	1450		
しらぬい（デコボン）		〃	5 kg	1460		
パイナップル		〃	10kg	価1	1480	
マンゴー		アーウィン種	2 kg	価1	1485	

注：区分欄の説明は以下のとおり。

空欄：指数の作成に用いる品目

「価1」：価格のみの作成に用いる品目

「価2」：令和9年5月調査まで指数の作成に用いる品目であるが、令和9年6月調査以降は価格のみの作成に用いる品目

「新」：令和7年1月調査以降、新規調査品目として指数の作成に用いる品目

「除」：令和9年6月調査以降、調査しない品目

「予」：令和9年6月調査以降、指数の作成に用いる品目



農業物価統計調査 調査品目等一覧（令和7年1月）（続き）

1 一般農産物生産者価格調査（続き）

類別	品 目 名		銘柄等級	単 位	区分	コード		
工 芸 農 作 物	葉 た ば こ		中 葉 、 A タ イ プ	1 kg		1490		
	て ん さ い			1 t		1500		
	さ と う き び			〃		1510		
	茶	生	葉	せ ん 茶 用	10kg		1520	
		荒	茶	〃	〃		1530	
	こ ん に や く い も		生 い も		〃	価2	1540	
い	い	草	草 丈 120cm 、 上	〃	価2	1550		
	畳	表	3 種 表 、 綿 糸	1 枚	価2	1560		
花 き	切	き	く 中 輪	100本		1580		
		ば	ら 赤	50本		1590		
	花	カ ー ネ ー シ ョ ン			100本		1600	
		ゆ り			〃		1640	
		ト ル コ ギ キ ョ ウ			〃		1650	
	鉢 物	洋 ら ん			1 鉢		1720	
シ ク ラ メ ン		5 ~ 6 号 鉢	〃	価2	1730			
畜 産 物	鶏 卵		M 、 1 級	10kg		1750		
	生 乳		総 合 乳 価	〃		1760		
	肉 畜	肉 用 牛	去勢肥育和牛若齢		生体10kg		1770	
			雌 肥 育 和 牛		〃		1780	
			乳雄肥育(ホルスタイン種)		生 後 17 ~ 22 か 月	〃		1790
			乳用肥育(交雑種)		生 後 22 ~ 29 か 月	〃		1800
			乳 廃 牛			〃	価1	1810
		肉 豚	肥 育 豚		〃		1820	
	肉 鶏	ブ ロ イ ラ ー		〃		1830		
	子 畜	乳 子 牛	ホルスタイン純粋種雌		生 後 6 か 月 程 度	1 頭	1850	
			ホルスタイン種雄		生 後 7 ~ 10 日	〃	1860	
			交 雑 種		〃	〃	1870	
			肥育用乳用雄(ホルスタイン種)		生 後 6 ~ 7 か 月 程 度	〃	1880	
肥育用乳用(交雑種)			生 後 8 か 月 程 度	〃	1890			
和 子 牛	雌		生 後 10 か 月 程 度	〃	1900			
	雄		〃	〃	1910			
成 畜	乳用成牛	ホルスタイン純粋種		〃		1930		
	肉用成牛	繁 殖 用 雌 和 成 牛		〃		1940		

農業物価統計調査 調査品目等一覧（令和7年1月）（続き）

2 野菜生産者価格調査

類別	品目名		銘柄等級	単位	区分	コード	
野	果	きゅうり		5 kg		2010	
		なす		〃		2020	
		トマト	生食用	4 kg		2030	
		ミニトマト		3 kg		2040	
		かぼちや		10kg		2050	
		すいか		〃		2060	
		いちご	生食用	1 kg		2070	
		ピーマン		10kg		2080	
		メロン	アンデスメロン	秀 - L	〃	除	2090
				秀 - 2 L	〃	新	2090
	温室メロン		〃		2100		
	スイートコーン		〃		2150		
	オクラ		100 g	価2	2165		
葉	はくさい	結球はくさい	10kg		2170		
	キャベツ		〃		2180		
	レタ	L	〃		2190		
	ほうれんそう		〃		2200		
	ねぎ	白ねぎ		5 kg		2210	
		青ねぎ		〃	価1・除	2220	
				〃	価1・除	2230	
	たまねぎ	L	10kg		2240		
	にら		4 kg		2250		
	しゅんぎく		〃		2260		
んにく		10kg		2270			
ブロッコリー		〃		2280			
アスパラガス	グリーン	〃		2290			
菜	みつば		1 kg	価2	2300		
	こまつな		〃		2310		
	チンゲンサイ		2 kg		2320		
	みずな		200 g		2335		
	たけのこ		1 kg		2345		
	おぼろ		100 g		2375		
	みょうが		2 kg		2376		
	だいこん		10kg		2380		
	にんじん		〃		2390		
	ごぼう		〃		2400		
菜	さいも	こいも	〃		2410		
	かぶ		〃		2420		
	やまのいも		〃		2430		
	れんこん		〃		2440		
	しょうが	根しょうが	〃		2450		
	きのこ類	しいたけ	菌床	1 kg	価1	2455	
		ぶなしめじ		〃	価1	2456	
		まいたけ		〃	価1	2457	
	まめ科野菜	さやえんどう		10kg		2460	
		さやいんげん		〃		2470	
えだまめ			〃		2480		

農業物価統計調査 調査品目等一覧（令和7年1月）（続き）

3 農業生産資材価格調査

類別	品 目 名		銘 柄 等 級	単 位	区 分	コード
種 苗 及 び 木	種 も み		水 稻	10kg		3010
	き ゆ う り 種 子		F 1	20ml		3020
	す い か 種 子			〃		3030
	メ ロ ン 種 子			100粒		3040
	結 球 は く さ い 種 子		F 1	20ml		3050
	キ ャ ベ ツ 種 子		〃	〃		3060
	ね ぎ 種 子			〃		3070
	た ま ね ぎ 種 子		黄 玉 系	〃		3080
	だ い こ ん 種 子			〃		3090
	に ん じ ん 種 子		毛 つ き を 除 く	〃		3100
	種 ば れ い し よ			20kg		3130
	飼 料 用 と う も ろ こ し 種 子			1 kg		3140
	イ タ リ ア ン ラ イ グ ラ ス 種 子		国 内 育 成 種	〃	価 1	3150
	チ モ シ ー 種 子			〃	価 1	3160
	水 稻 苗		育 苗 箱 も の	1 箱		3170
	き ゆ う り 苗			1 本		3180
	な す 苗			〃		3190
	ト マ ト 苗			〃		3200
メ ロ ン 苗			〃	価 1 ・ 除	3210	
温 州 み か ん 苗 木		2 年 生	〃		3220	
畜 産 用 動 物	初 生 び な	卵 用 鶏 ( 外 国 系 )		1 羽	価 1	3260
		肉 用 鶏 ( 専 用 種 )		〃		3270
	中 び な	卵 用 鶏 ( 外 国 系 )	40 ~ 60 日	〃	価 1	3280
	大 び な	卵 用 鶏		〃		3290
	子 豚	肉 用 ( 雑 種 )	生 後 90 ~ 110 日	1 頭	除	3300
			生 後 70 ~ 90 日	〃	新	3300
		繁 殖 用 雌 豚 ( 雑 種 )	生 後 90 ~ 110 日	〃	除	3310
			生 後 70 ~ 150 日	〃	新	3310
	乳 用 牛	ホルスタイン純粋種子牛	生 後 6 か 月 程 度	〃		3320
		ホルスタイン純粋種成牛		〃		3330
	肉 用 牛	繁 殖 用 和 牛 雌	生 後 10 か 月 程 度	〃		3340
		去 勢 和 牛 若 齢 肥 育 用	〃	〃		3350
		乳 用 雄 肥 育 子 牛 ( ホ ル ス タ イ ン 種 )	生 後 6 ~ 7 か 月 程 度	〃	価 1	3360
		乳 用 肥 育 子 牛 ( 交 雑 種 )	生 後 8 か 月 程 度	〃		3370
乳 用 雄 子 牛 ( ホ ル ス タ イ ン 種 )		生 後 7 ~ 10 日	〃	価 1	3380	
乳 用 子 牛 ( 交 雑 種 )		〃	〃		3390	
肉 用 成 牛	繁 殖 用 和 牛 雌		〃		3400	
	肥 育 用 ( 経 産 牛 )		〃	価 1 ・ 除	3410	
肥 機 料	無 機 質	硫 安	N 21 %	樹 脂 袋 20kg		3420
		石 灰 窒 素	N 21 % 、 粉 状 品	ビニール袋20kg		3430
		尿 素	N 46 %	樹 脂 袋 20kg		3440
		過 り ん 酸 石 灰	可 溶 性 り ん 酸 17 % 以 上	〃		3450
		よ う 成 り ん 肥	く 溶 性 り ん 酸 20 %	〃		3460
		重 焼 り ん 肥	く 溶 性 り ん 酸 35 %	〃		3470
		塩 化 カ リ ウ ム	水 溶 性 カ リ 60 %	〃		3480
	複 合 肥 料	高 度 化 成 ( 基 本 成 分 の み )	N 15 % ・ P 15 % ・ K 15 %	〃	価 1	3500
		高 度 化 成	N 15 % ・ P 15 % ・ K 15 %	〃		3510
		普 通 化 成	N 8 % ・ P 8 % ・ K 5 %	〃		3520
		配 合 肥 料	N 8 % ・ P 8 % ・ K 5 %	〃		3530
固 形 肥 料	固 形 肥 料	N 5 % ・ P 5 % ・ K 5 %	ビニール袋20kg		3540	
	N K 化 成 肥 料	N 17 % ・ K 17 %	〃		3545	

農業物価統計調査 調査品目等一覧（令和7年1月）（続き）

3 農業生産資材価格調査（続き）

類別	品目名		銘柄等級	単位	区分	コード
肥料 (続き)	無機質 (続き)	消石灰	アルカリ分 60 % 以上	〃		3550
		炭酸カルシウム	アルカリ分 53 ~ 60 % 未満	紙袋30kg		3560
		けい酸石灰	可溶性けい酸20%、アルカリ分35%内外	樹脂袋20kg		3570
	有機質	水酸化苦土	苦土 50 ~ 60 %	紙袋20kg		3580
		なたね油かす	〃	〃		3590
	鶏ふん	乾燥鶏ふん	紙袋15kg		3600	
飼料	大麦	圧べん大麦	皮つき又は皮むき	紙袋20kg		3610
		ばん砕大麦	〃	〃	価1	3620
	ふすま	一般ふすま	〃	紙袋30kg		3630
	へいキューブ	アメリカ産	麻袋30kg		3650	
	脱脂粉乳	子牛用人工乳	紙袋20kg		3660	
	大豆油かす	〃	〃		3670	
	ビールかす	水分 80 %	1 t	価1	3680	
	ビートパルプ	外国産	〃	麻袋50kg		3690
		国産	〃	ビニール袋60kg	価1	3700
	とうもろこし	圧べん	バラ1 t		3710	
	オーツヘイ(乾牧草)	オーストラリア産	30kg	予	3711	
	チモシー(乾牧草)	アメリカ産	〃	予	3712	
配合飼料	鶏	成鶏用	粗たん白質 15 ~ 19 %	バラ1 t		3730
		ブロイラー後期	5週齢以後・粗たん白質15~19%	〃		3740
	豚	ほ乳期子豚育成用	生後2か月以内・粗たん白質15~19%	紙袋20kg	価1・除	3750
		幼齢育成用	2~4か月・粗たん白質15~19%	バラ1 t		3760
		若齢	4~8か月・粗たん白質12.5~16.5%	〃		3770
	乳牛	幼齢育成用	3~6か月・粗たん白質16~19%	〃	価1	3780
		若齢	6~18か月・粗たん白質13~15%	〃	価1	3790
		飼育用	18か月以後・粗たん白質15~18%	〃		3800
	肉牛	肥育用	6か月以後・粗たん白質12~15%	〃		3810
		繁殖用	〃	紙袋20kg	予	3811
農業薬剤	殺菌剤	D-D 剤	D-D 92 %	20 L		3820
		M-E-P 乳剤	M-E-P 50 %	500ml	除	3840
		アセフエート粒剤	アセフエート 5 %	1 kg		3851
	虫剤	ホスチアゼート粒剤	ホスチアゼート 1.5%	2 kg	除	3852
		エマメクチン安息香酸塩乳剤	エマメクチン安息香酸塩 1 %	500ml	除	3853
		クロルピクリンくん蒸剤	クロルピクリン 80 %	20 L		3865
	殺菌剤	クロルフエナビル水和剤	クロルフエナビル 10 %	500ml	除	3866
		アセタミプリド水溶剤(顆粒)	アセタミプリド 20 %	500 g		3867
		ダイアジノン粒剤	ダイアジノン 5 %	3 kg	新	3868
	殺菌剤	T-P-N 水和剤	T-P-N 40 %	500ml	除	3880
		マンゼブ水和剤	マンゼブ 7.5 %	500 g		3900
		ダゾメット粉粒剤	ダゾメット 98 %	5 kg		3915
	殺菌剤	チオファネートメチル水和剤	チオファネートメチル 70 %	500 g	除	3916
		フルアジナム水和剤	フルアジナム 50 %	〃	除	3917
		アゾキシストロピン水和剤	アゾキシストロピン 20 %	250ml	除	3918
殺菌剤	フルアジナム水和剤 S C	フルアジナム 39.5 %	500ml	除	3919	
	イミノクタジン酢酸塩液剤	イミノクタジン酢酸塩 25 %	〃	除	3920	
	アゾキシストロピン・メタラキシルM粒剤	アゾキシストロピン2.0%、メタラキシルM1.0%	3 kg	新	3921	
殺菌剤	テブコナゾール水和剤(フロアブル)	テブコナゾール 40 %	250ml	新	3922	
	銅水和剤	塩基性硫酸銅 28.1 %	5 kg	新	3923	
	フィプロニル・フロヘナゾール粒剤	フィプロニル0.6%、フロヘナゾール24%	1 kg	除	3945	
殺菌剤	シノテフラン・フロヘナゾール粒剤	シノテフラン 2%、フロヘナゾール 24%	〃	除	3946	
	チアメトキサム・ヒロキロン粒剤	チアメトキサム 2%、ヒロキロン 12%	〃	除	3947	
	クロラントラニプロール・プロベナゾール粒剤	クロラントラニプロール0.75%、プロベナゾール24%	〃	除	3950	
殺菌剤	クロチアニジン・イソチアニル粒剤	クロチアニジン0.8%、イソチアニル 2 %	〃		3951	
	イミダクロプリド・スピノサド・イソチアニル粒剤	イミダクロプリド2%、スピノサド1%、イソチアニル2%	〃	除	3952	
	シアントラニプロール・イソチアニル粒剤	シアントラニプロール0.75%、イソチアニル2.0%	〃	新	3953	
殺菌剤	クロラントラニプロール・トリフルメゾピリム・イソチアニル粒剤	クロラントラニプロール0.75%、トリフルメゾピリム0.75%、イソチアニル 2.0 %	〃	新	3954	
	イミダクロプリド・クロラントラニプロール・イソチアニル・ペンフルフェン粒剤	イミダクロプリド2.6%、フルジオキサニル1.1%、メタラキシルM1.7%	80ml	新	3955	
	イミダクロプリド・クロラントラニプロール・イソチアニル・ペンフルフェン粒剤	イミダクロプリド2.0%、クロラントラニプロール0.75%、イソチアニル2.0%、ペンフルフェン2.0%	1 kg	新	3956	

農業物価統計調査 調査品目等一覧（令和7年1月）（続き）

3 農業生産資材価格調査（続き）

類別	品 目 名		銘柄等級	単位	区分	コード		
農業薬剤（続き）	除 草	ク <sup>レ</sup> リホサートイソフ <sup>ロ</sup> ピ <sup>ロ</sup> ビ <sup>ル</sup> アミン塩液剤	ク <sup>レ</sup> リホサートイソフ <sup>ロ</sup> ピ <sup>ロ</sup> ビ <sup>ル</sup> アミン塩 41 %	500ml		3980		
		シハロホップブチル・ベンタゾン液剤ME	シハロホップブチル3%・ベンタゾンナトリウム塩20%	〃	除	3981		
		イマゾスルフロン・ピラクロニル・プロモプチド粒剤	イマゾスルフロン0.9%、ピラクロニル2%、プロモプチド9%	1 kg	除	3985		
	剤	グルホシネート液剤	グルホシネート 18.5 %	500ml		3996		
		ジクワット・パラコート液剤	ジクワット7%、パラコート5%	1 L		3997		
		グリホサートカリウム塩液剤	グリホサートカリウム塩 48 %	500ml		3999		
		グルホシネートPナトリウム塩液剤	グルホシネートPナトリウム塩11.5%	〃	新	3995		
諸 材 料	農 業 用 ビ ニ ー ル		厚 さ 0.1mm ・ 幅 1.35 m	100m		4000		
	農 業 用 ポ リ エ チ レ ン		厚 さ 0.05mm ・ 幅 1.80 m	〃		4010		
	袋 掛 用 紙 袋	防疫又は防虫用、二重袋ワックス付		1,000枚		4020		
	穀 物 用 紙 袋	30kg、3層角底紙バンド付		1枚		4030		
	梱 包 用 樹 脂 製 品	樹脂パック、いちご用300g入		1,000枚		4060		
	野 菜 用 段 ボ ー ル	10kg 入 り 用		1箱		4080		
	果 実 用 段 ボ ー ル	10kg入り用（みかん用又はりんご用）		〃		4090		
	稲 わ ら	乾 燥 稲 わ ら		10kg		4100		
	ペ ー パ ー ポ ッ ト			1冊		4120		
光 熱 動 力	ガ ソ リ ン		「自動車ガソリン」（CPI採用品目）	1 L		4130		
	灯 油		「灯油」（CPI採用品目）	18 L		4140		
	軽 油		引 取 税 込 み の も の	〃		4150		
	重 油		燃 料 用 （ A 重 油 ）	200 L		4160		
	モ ビ ー ル 油		粘 度 30 番 内 外	1 L		4170		
	農 用 電 力		小 口 電 力 、 低 圧	1か月30kWh		4190		
	水 道 料		計 量 制 、 基 本 料 込 み	1か月40m <sup>3</sup>		4200		
農 具	小 農 具	く わ	平 く わ 、 柄 つ き	1丁	除	4210		
		か ま	薄刃草刈りがま、23cm内外、柄つき	〃	除	4220		
		人 力 噴 霧 機	背 負 い 式 自 動 噴 霧 器	1台	除	4240		
		ホ ー ス	塩化ビニール製（補強糸入り）、内径15mm、外径20mm	50m	除	4260		
機 具	大 農 具	刈 払 機 （ 草 刈 機 ）		肩かけ、エンジン付、1.5PS程度	1台		4280	
		動 力 田 植 機	4 条 植 え	土 付 苗 用 （ 乗 用 型 ）	〃		4290	
			6 条 植 え	〃	〃	価1・予	4300	
		動 力 噴 霧 機		2.0 ～ 3.5PS （ 可 搬 型 ）	〃		4310	
		動 力 耕 う ん 機		駆 動 けん引兼用型（5～7PS）	〃		4330	
		乗 用 型 ト ラ ク タ	15PS 内 外	水 冷 型	〃		4340	
			25PS 内 外	〃	〃		4345	
			35PS 内 外	〃	〃		4350	
			70PS 内 外	〃	〃	価1・予	4360	
		ト レ ー ラ ー		積 載 量 500 k g 程 度	定 置 式	〃		4370
		自 走 式 運 搬 車		クローラー式、歩行型、500kg	〃		4390	
		バ イ ン ダ ー		2 条 刈 り	〃	除	4400	
		コ ン バ イ ン	2 条 刈 り	自 脱 型	〃		4410	
			4 条 刈 り	〃	〃	価1・予	4420	
		動 力 脱 穀 機		自 走 式 、 こ き 胴 幅 40 ～ 50cm	〃	除	4430	
		動 力 も み す り 機		ロ ー ル 型 、 全 自 動 30 型	〃		4440	
通 風 乾 燥 機	16 石 型	立 型 循 環 式	〃		4480			
	32 石 型	〃	〃	価1・除	4490			
温 風 式 暖 房 機		毎時75,000kcal、1,000m <sup>2</sup> 、重油焚き	〃		4530			
ロ ー タ リ ー		乗 用 ト ラ ク タ ー 20 ～ 30PS 、 作 業 幅 150cm	〃		4540			
パ ー ソ ナ ル コ ン プ ュ ー タ ー		「パソコン（デスクトップ型）」（CPI採用品目）	〃		4570			

農業物価統計調査 調査品目等一覧（令和7年1月）（続き）

3 農業生産資材価格調査（続き）

類別	品目名		銘柄等級	単位	区分	コード	
同 関 係 車 料 金	軽四輪トラック		660cc、350kg 積み程度	1台		4580	
	四輪トラック		1.0 t 積み程度	〃		4590	
	ライトバン		1,500 c c 程度	〃		4600	
	自動車定期点検料		四輪トラック、6か月定期点検	1台分		4610	
建 築 資 材	角材		杉角材、正角10.5cm、長さ4m、1等	1本		4620	
	板材		杉板材、厚さ1.5cm、幅18cm、長さ4m程度、1等	3.3㎡		4630	
	合板		ラワン材、普通合板、182cm×91cm×2.5mm	1枚		4640	
	トン		平板 30 番 内 外	〃		4650	
	セメント		ポルトランドセメント、袋入り（25kg入り）	1袋		4680	
	アルミサッシ		90cm×180cm程度ガラス含む	1窓		4700	
	シャッター		スチールシャッター、幅3m×高さ2.5m程度	1台		4710	
	硬質塩化ビニール管		口径20mm・長さ4m程度	1本		4720	
	農業用ハウスパイプ		口径25.4mm・厚み1.2mm	〃	予	4721	
	農業用塩化ビニルフィルム		幅600cm、厚み0.01mm	100ml	予	4722	
	農業用ポリオレフィン		幅600cm、厚み0.01mm	100ml	予	4723	
農 用 被 服	作業着（上下）		テترون65%程度、厚手のもの	1着	除	4740	
	軍手		純綿、白	1ダース	除	4750	
	地下たび		焼付底、大人用	1足	除	4760	
	ゴム長ぐつ		半長ぐつ、大人用	〃	除	4770	
	雨合羽		ビニール製、大人用	1枚	除	4780	
賃 借 料 及 び 料 金	水稲耕起・代かき料金	トラクタ使用		10a		4800	
	田植料金	田植機使用		〃		4810	
	稲刈料金	コンバイン使用		〃		4820	
	もみすり賃			60kg		4830	
	精白賃			〃		4840	
	共 同 施 設 料	稲	ライスセンター使用料		〃		4880
		麦	〃		〃		4890
野菜		手選		100kg		4900	
果実		機械選		〃		4910	

秘  
農 林 水 産 省



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

農業物価統計調査  
一般農産物・農業生産資材価格調査票

法人の方は記入をお願いします。  
法人番号（13桁）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

オンライン調査も可能です。

報告価格は次のとおりとなりますので、これを基に算出してください。

**農産物の報告価格**  
生産者の受取価格 (A-a、B-b、C-c、D-d) =

<b>販売価格</b> A 生産者(消費税込み販売価格) B 集出荷団体(消費税込み販売価格) C 市場(市場価格) D 直売所等(市場外価格)	-	<b>出荷販売に要した経費</b> a 生産者の出荷経費(例:運送料、包装・荷造り費等) b a+販売経費(例:農協等手数料等) c b+市場手数料 d a+直売所手数料等又はb+直売所手数料等
--	---	---

**農業生産資材の報告価格** = 小売価格(消費税込み販売価格)又は利用料金

整理番号

お問合せ先	
電話番号	
FAX番号	
担当者名	

調査年	調査月	都道府県番号	指定先番号

品目コード	品目名	銘柄等級	細部銘柄	調査単位	市場・市場外等区分	報告価格(円)	備考











# オンライン調査用

秘  
農 林 水 産 省



統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護  
に万全を期します。

## 農作物価統計調査 野 菜 価 格 調 査 票

報告価格は次のとおりとなりますので、これを基に算出してください。

**報告価格**  
生産者の受取価格  
A-a、B-b、  
C-c、D-d

**販売価格**  
A 生産者(消費税込み販売価格)  
B 集出荷団体(消費税込み販売価格)  
C 市場(市場価格)  
D 直売所等(市場外価格)

**出荷販売に要した経費**  
a 生産者の出荷経費(例:運送料、包装・荷造り費等)  
b a+販売経費(例:農協等手数料等)  
c b+市場手数料  
d a+直売所手数料等又はb+直売所手数料等

法人の方は記入をお願いします。  
法人番号(13桁)

整理番号

調査年	都道府県番号	指定先番号

お問合せ先	
電話番号	
FAX番号	
担当者名	

品目 コード	品目名	銘柄 等級	細部 銘柄	調査 単位	調査 期間	市場・市場外等区分	調査日												当月	備 考
							調査日	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
							5日													
							15日													
							5日													
							15日													
							5日													
							15日													
							5日													
							15日													
							5日													
							15日													

農業物価統計調査 一般農産物・農業生産資材価格調査票(自計調査用)の記入例

秘  
農 林 水 産 省

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。  
政府統計

農業物価統計調査  
一般農産物・農業生産資材価格調査票

法人の方は記入をお願いします。  
法人番号(13桁)

オンライン調査も可能です。

報告価格は次のとおりとなりますので、これを基に算出してください。

**農産物の報告価格**  
生産者の受取価格 (A-a, B-b, C-c, D-d) = 販売価格 (A 生産者(消費税込み販売価格), B 集出荷団体(消費税込み販売価格), C 市場(市場価格), D 直売所等(市場外価格)) - 出荷販売に要した経費 (a 生産者の出荷経費(例:運送料、包装・荷造り費等), b a+販売経費(例:農協等手数料等), c b+市場手数料, d a+直売所手数料等又はb+直売所手数料等)

**農業生産資材の報告価格** = 小売価格(消費税込み販売価格)又は利用料金

整理番号 99999

調査年	調査月	都道府県番号	指定先番号
9999	99	99	9999

お問合せ先	農業物価統計調査事務局
電話番号	XXX-XXX-XXXX
FAX番号	XXX-XXX-XXXX
担当者名	農林 太郎

品目コード	品目名	銘柄等級	細部銘柄	調査単位	市場・市場外等区分	報告価格(円)	備考
1190	ばれいしょ	食用	メイクイーン	10kg	市場	856	好天のため出荷量が潤沢で、前年より価格が低下した
1190	ばれいしょ	食用	男爵	10kg	直売所	680	好天のため出荷量が潤沢で、前年より価格が低下した
1270	ばれいしょ	優-M	青島	10kg	その他	2,937	今年は表年で出荷量が多く、前年より価格が低下した
3420	硫安	N21%		樹脂袋20kg		1,080	メーカーによる価格改定のため、価格が上昇した

価格を教えていただく品目です。  
●銘柄等級、調査単位は全国統一のものです。  
●細部銘柄は地域ごとに設定しており、銘柄等級の中でその地域において取扱いの多い品種(商品)としています。(なお、銘柄等級、細部銘柄が空欄の場合は特に品種(商品)を限定しておりません。)  
●市場・市場外等区分は、その品目の出荷先を記載しております。  
※細部銘柄で記載の品種(商品)の取扱いがなくなった場合は、農業物価統計調査事務局の担当者までご連絡ください。

【ご記入いただく項目】  
報告価格欄には、15日現在の以下の価格を入力してください。  
●一般農産物は消費税込みの販売価格から出荷販売に要した経費を差し引いた生産者の受取価格  
●農業生産資材は消費税込みの小売価格、又は利用料金  
※ご不明な点があれば、農業物価統計調査事務局の担当者までご連絡ください。

【ご記入いただく項目】  
備考欄には、価格の変動要因及び特記すべき事項があれば記入してください。

# 自計調査用

## 農業物価統計調査 野菜価格調査票(自計調査用)の記入例

秘  
農 林 水 産 省

政府統計  
統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

## 農業物価統計調査 野菜価格調査票

法人の方は記入をお願いします。  
法人番号 (13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

オンライン調査も可能です。

報告価格は次のとおりとなりますので、これを基に算出してください。

**報告価格** (生産者の受取価格) **A-a, B-b, C-c, D-d** = **販売価格** (A 生産者(消費税込み販売価格) B 集出荷団体(消費税込み販売価格) C 市場(市場価格) D 直売所等(市場外価格)) - **出荷販売に要した経費** (a 生産者の出荷経費(例:運送料、包装・荷造り費等) b a+販売経費(例:農協等手数料等) c b+市場手数料 d a+直売所手数料等又はb+直売所手数料等)

整理番号 99999

調査年	調査月	都道府県番号	指定先番号
9999	99	99	9999

お問合せ先	農業物価統計調査事務局
電話番号	XXX-XXX-XXXX
FAX番号	XXX-XXX-XXXX
担当者名	農林 太郎

品目コード	品目名	銘柄等級	細部銘柄	調査単位	市場・市場外等区分	報告価格(円)		備考
						5日	15日	
2030	トマト	生食用	桃太郎	4 kg	市場	1,117	1,132	低温により生育が遅れ、出荷量が少ないため前年に比べて高値であった
2170	はくさい	結球はくさい	黄ごころ	10kg	外食産業	729	729	出荷量が少ないため前年に比べて高値であった月内の価格変動はない
2200	ほうれんそう			10kg	小売業	4,941	4,931	低温により生育が遅れ、出荷量が少ないため前年に比べて高値であった前月よりは量が増え、価格が低下した
2380	だいこん		青首	10kg	直売所	620	720	低温により生育が遅れ、出荷量が少ないため前年に比べて高値であった

価格を教えてください。品目です。  
●銘柄等級、調査単位は全国統一のものです。  
●細部銘柄は地域ごとに設定しており、銘柄等級の中でその地域において取扱いの多い品種(商品)としています。  
(なお、銘柄等級、細部銘柄が空欄の場合は特に品種(商品)を限定していません。)  
●市場・市場外等区分は、その品目の出荷先を記載しております。  
  
※細部銘柄で記載の品種(商品)の取扱いがなくなった場合は、農業物価統計調査事務局の担当者までご連絡ください。

**【ご記入いただく項目】**  
報告価格欄には、15日現在の以下の価格を入力してください。  
●一般農産物は消費税込みの販売価格から出荷販売に要した経費を差し引いた生産者の受取価格  
●農業生産資材は消費税込みの小売価格、又は利用料金  
  
※ご不明な点があれば、農業物価統計調査事務局の担当者までご連絡ください。

# オンライン調査用

秘  
農 林 水 産 省



## 農作物価統計調査 一般農産物・農業生産資材価格調査票

報告価格は次のとおりとなりますので、これを基に算出してください。

**農産物の報告価格**  
生産者の受取価格  
A-a、B-b、C-c、D-d

**販売価格**  
A 生産者(消費税込み販売価格)  
B 集出荷団体(消費税込み販売価格)  
C 市場(市場価格)  
D 直売所等(市場外価格)

**出荷販売に要した経費**  
a 生産者の出荷経費(例:運送料、包装・荷造り費等)  
b a+販売経費(例:農協等手数料等)  
c b+市場手数料  
d a+直売所手数料等又はb+直売所手数料等

**農業生産資材の報告価格** = 小売価格(消費税込み販売価格)又は利用料金

法人の方は記入をお願いします。  
法人番号(13桁)

整理番号 99999

お問合せ先 農業物価統計調査事務局  
電話番号 XXX-XXX-XXXX  
FAX番号 XXX-XXX-XXXX  
担当者名 農林 太郎

調査年	都道府県番号	指定先番号
9999	99	9999

品目コード	品目名	銘柄等級	細部銘柄	調査単位	調査期間	市場・市場外等区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	当月	備考	
1190	ばれいしょ	食用	マークイー	10Kg	1~7月	市場	924	935	447	910	1,110	464	569						856	好天のため出荷量が潤沢で、前年より価格が低下した	
1190	ばれいしょ	食用	男爵	10Kg	1~7月	直売所	655	750	360	730	890	370	460						680	好天のため出荷量が潤沢で、前年より価格が低下した	
1270	みかん普通温州	優-M	青島	10Kg	12月、1~3月	その他	3,123	3,330	3,290									2,627	2,937	今年は表年で出荷量が多く、前年より価格が低下した	
3420	硫安	N21%		10kg	1~12月		960	980	980	980	980	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	1,080	1,080	1,080	1,080	メーカーによる価格改定のため、価格が上昇した

価格を教えてください。品目です。  
●銘柄等級は全国统一のものです。  
●細部銘柄は地域ごとに設定しており、銘柄等級の中でその地域において取扱いの多い品種(商品)としています。  
(なお、銘柄等級、細部銘柄が空欄の場合は特に品種(商品)を限定していません。)  
※細部銘柄で記載の品種(商品)の取扱いがなくなった場合は、農業物価統計調査事務局の担当者までご連絡ください。

●調査単位は全国统一のものです。  
●調査期間は地域ごとに設定してあります。  
●市場・市場外等区分は、その品目の出荷先を記載してあります。

参考として、当月の前12か月分の報告価格を掲載しています。

**【ご入力いただく項目】**  
当月欄には、15日現在の以下の価格を入力してください。  
●一般農産物は消費税込みの販売価格から出荷に要した経費を差し引いた生産者の受取価格  
●農業生産資材は消費税込みの小売価格、又は利用料金  
※ご不明な点があれば、農業物価統計調査事務局の担当者までご連絡ください。

**【ご入力いただく項目】**  
備考欄には、価格の変動要因及び特記すべき事項があれば入力してください。

# オンライン調査用

秘  
農 林 水 産 省

統計法に基づく国の統計調査です。調査情報の秘密の保護に万全を期します。  
政府統計

## 農業物価統計調査 野菜価格調査票

法人の方は記入をお願いします。  
法人番号 (13桁)

報告価格は次のとおりとなりますので、これを基に算出してください。

### 報告価格

生産者の受取価格  
A-a、B-b、  
C-c、D-d

### 販売価格

A 生産者(消費税込み販売価格)  
B 集出荷団体(消費税込み販売価格)  
C 市場(市場価格)  
D 直売所等(市場外価格)

### 出荷販売に要した経費

a 生産者の出荷経費(例:運送料、包装・荷造り費等)  
b a+販売経費(例:農協等手数料等)  
c b+市場手数料  
d a+直売所手数料等又はb+直売所手数料等

整理番号 99999

調査年	都道府県番号	指定先番号
9999	99	9999

お問合せ先	農業物価統計調査事務局
電話番号	XXX-XXX-XXXX
FAX番号	XXX-XXX-XXXX
担当者名	農林 太郎

品目コード	品目名	銘柄等級	細部銘柄	調査単位	調査期間	市場・市場外等区分	調査日	1月												12月	当月	備考
								1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
2030	トマト	生食用	桃太郎	4kg	1~12月	市場	5日	956	1,098	910	1,136	968	670	1,085	1,150	2,117	1,450	1,718	920	1,117	※前年より生産が増え、出荷量が少なかったため前年に比べて高値であった。	
							15日	1,023	998	1,010	947	807	746	986	1,283	1,764	1,616	1,562	1,023	1,132		
2170	はくさい	結球はくさい	黄ごころ	10kg	1~6月、10~12月	外食産業	5日	538	429	380	534	406	300							700	729	出荷量が少なかったため前年に比べて高値であった。
							15日	437	390	421	445	338	329								773	
2200	ほうれんそう			10kg	1~12月	小売業	5日	4,228	4,466	2,570	4,672	4,499	4,590	5,695	5,270	6,374	5,130	5,842	4,680	4,941	※前年より生産が増え、出荷量が少なかったため前年に比べて高値であった。	
							15日	3,472	4,060	2,853	3,893	3,749	5,104	5,177	5,859	5,312	5,701	5,311	5,200	4,931		
2380	だいこん		青首	10kg	1~6月、10~12月	直売所	5日	964	750	600	1,006	862	560							970	620	※前年より生産が増え、出荷量が少なかったため前年に比べて高値であった。
							15日	794	682	666	838	718	626								1,086	

価格を教えてください。品目です。  
●銘柄等級は全国统一のもです。  
●細部銘柄は地域ごとに設定しており、銘柄等級の中でその地域において取扱いの多い品種としています。(なお、銘柄等級、細部銘柄が空欄の場合は特に品種を限定していません。)  
※細部銘柄で記載の品種の取扱いがなくなった場合

●調査単位は全国统一のもです。  
●調査期間は地域ごとに設定しております。  
●市場・市場外等区分は、その品目の出荷先を記載しております。

参考として、当月の前12か月分の報告価格を掲載しています。

【ご入力いただく項目】  
当月欄には、それぞれ5日、15日現在の価格を入力してください。  
●野菜は消費税込みの販売価格から出荷に要した経費を差し引いた生産者の受取価格  
※ご不明な点があれば、農業物価統計調査事務局の担当者までご連絡ください。

【ご入力いただく項目】  
備考欄には、価格の変動要因及び特記すべき事項があれば入力してください。



# 農業物価統計調査

## 留意事項

令和〇年〇月

## 目 次

I	農業物価統計調査とは	
1	調査の重要性	1
2	調査の種類等	1
3	調査の方法	2
4	農産物生産者価格調査	2
5	農業生産資材価格調査	3
6	調査の概要（調査の流れ）	5
II	調査に当たっての留意事項	
1	農産物生産者価格調査	6
2	農業生産資材価格調査	6
III	調査票の準備	
1	法人番号、調査品目及び調査月の確認	8
2	調査票の準備	8
3	調査票の確認	8
IV	調査票の審査	
1	調査票の確認	10
2	報告価格の審査・検討	10
3	補完処理	11
V	調査対象の補充選定	15
VI	都道府県別結果表の審査等	
1	調査票の電子化、都道府県別の集計及び平均価格の作成	17
2	都道府県別平均価格の審査・検討	17
3	価格変動要因等整理表の作成	18
4	精算払いを把握する調査品目	18
5	その他	18
VI	調査に関するQ&A	
1	農産物生産者価格調査	19
2	農業生産資材価格調査	20
参考		22

# I 農業物価統計調査とは

## 1 調査の重要性

農業物価統計調査は、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係のある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成することにより、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の基礎資料を整備することを目的として実施する調査です。

農業物価指数は、各種農業施策を円滑かつ的確に推進するための資料としてはもとより、農業情勢の把握のために各方面に幅広く利用されるとともに、この調査により得られる価格データは、畜産物等の補助金の算定に欠かせないものとなっています。

## 2 調査の種類等

農業物価統計調査には、農産物生産者価格調査及び農業生産資材価格調査があります。

調査の種類	調査の内容	調査の対象	調査の実施時期
農産物生産者価格調査	農業経営体が生産した農産物の販売価格(消費税を含む。)から、出荷経費(消費税を含む。)を控除した価格を調査します。	主に農協等の集出荷団体を調査対象としています。	農産物ごとに調査する月がそれぞれ決められていますので、調査品目ごとに決められた月のみ調査します(農産物は、それぞれ栽培・出荷時期が異なりますので、調査月は必ずしも一律ではありません。)
農業生産資材価格調査	農業経営体が農業経営に使用する主要な農業生産資材の小売価格又はサービス料金を調査します。(消費税を含む。)	主に小売店、農協等を調査対象としています。	1年を通じて、毎月調査します。ただし、季節調査品目(種苗及び苗木、賃借料及び料金)については、決められた月のみ調査します。

### 3 調査の方法

調査は、次に掲げるいずれかの方法によって行います。

- (1) 郵送、電子メール又はFAXにより調査票を配布し、調査対象が郵送、電子メール又はFAXにより回収する方法
- (2) 電子化した調査票を調査対象が政府統計共同利用システムのオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）により提出する方法
- (3) 民間事業者が調査対象を訪問して、調査票を回収又は調査対象から調査事項を聞き取り、調査票に記入する方法

### 4 農産物生産者価格調査

#### (1) 調査品目

調査品目は、農業物価統計調査における民間競争入札実施要項（以下「仕様書」という。）別紙3のとおり定めています。これらの品目は、農業経営体が生産する農産物のうち、販売金額の多い品目及び行政施策上重要な品目選定したものです。

#### (2) 調査銘柄（銘柄等級及び細部銘柄）

##### ア 銘柄等級

当該調査品目における代表性、価格調査の継続性等を十分考慮して、調査品目別に仕様書別紙3のとおり定めています。

##### イ 細部銘柄

次に掲げる事項に留意した上で、その管轄する地域の実情に即して定めています。

なお、各都道府県における細部銘柄は、仕様書別紙3のとおりです。

- (ア) 調査品目の価格変動をよく代表している銘柄であること
- (イ) 最も多く出回っている銘柄であること
- (ウ) 長期間継続して調査が可能な銘柄であること
- (エ) 価格の把握が可能な銘柄であること

#### (3) 調査単位

各調査品目の通常取引単位を十分考慮して、それぞれの調査単位は仕様書別紙3のとおり定めています。

#### (4) 調査の対象

調査品目別に当該調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、農産物価格を最も正確に調査しうる出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）を調査対象とし、また、都道府県内の当該調査品目の流通実態を反映した割合となるように調査対象を選定しています。

なお、調査対象は農林水産省から貸与される「調査対象及び報告価格算出方法一覧表」（仕様書別紙6）のとおりです。

#### (5) 調査月及び調査日

ア 調査品目別の調査月については、仕様書別紙2のとおり定めています。

イ 調査日については、以下のとおりとしていますが、特別な事情（調査日に調査品目の取扱いがない場合や調査日に市場が開催されない場合など）で調査が不可能又は調査日の価格が当該月の平均的な価格から著しくかい離している場合は、当該調査日に接近した日とします。

(ア) 一般農産物生産者価格調査（野菜以外）

毎月15日

(イ) 野菜生産者価格調査

毎月5日及び15日（月2回）

## 5 農業生産資材価格調査

### (1) 調査品目

調査品目は、仕様書別紙3のとおり定めています。これらの品目は、農業経営体が購入する農業生産に必要な資材のうち、支出額の大きな品目及び行政施策上重要な品目等を選定したものです。

### (2) 調査銘柄（銘柄等級及び細部銘柄）

#### ア 銘柄等級

当該調査品目における代表性、価格調査の継続性等を十分考慮して、調査品目別に仕様書別紙3のとおり定めています。

#### イ 細部銘柄

次に掲げる事項に留意した上で、その管轄する地域の実情に即して定めています。

なお、各都道府県における細部銘柄は、農林水産省から貸与される（秘）調査対象一覧表のとおりです。

(ア) 調査品目の価格変動をよく代表している銘柄であること

- (イ) 最も多く出回っている銘柄であること
- (ウ) 長期間継続して調査が可能な銘柄であること
- (エ) 価格の把握が可能な銘柄であること

(3) 調査単位

各調査品目の通常取引単位を十分考慮して、それぞれの調査単位は仕様書別紙3のとおり定めています。

(4) 調査対象

都道府県別に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、当該調査品目の取扱量が多いなど、価格形成に主導力をもち、当該地域の農業生産資材価格を最も正確に調査しうるものを調査対象とし、また、全国の当該調査品目の流通実態を反映した割合となるように調査対象を選定しています。

なお、調査対象は農林水産省から貸与される「調査対象及び報告価格算出方法一覧表」とおりです。

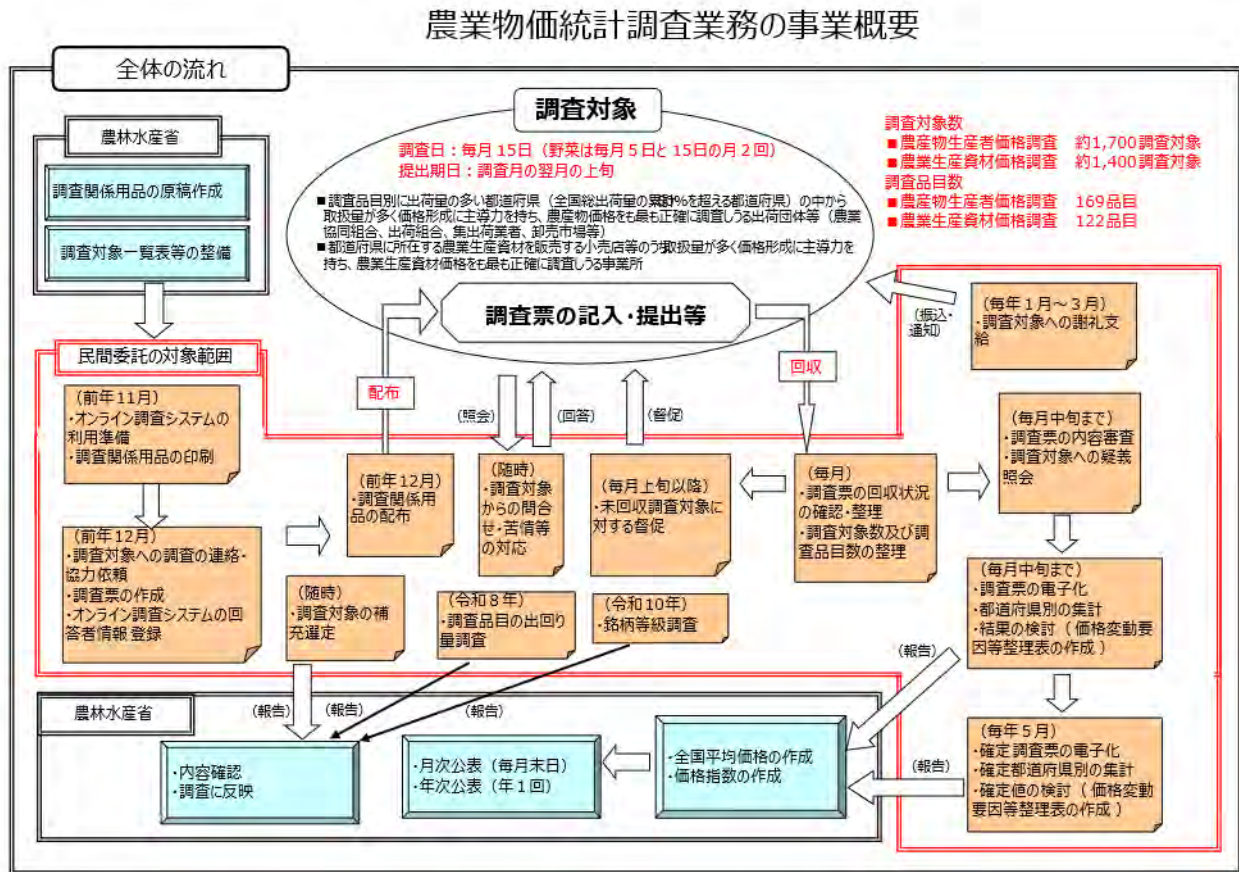
(5) 調査月及び調査日

ア 調査品目別の調査月については、仕様書別紙2のとおり定めています。

なお、季節調査品目（種苗及び苗木、賃借料及び料金）については、当該品目の出回り期間としています。

イ 調査日については、毎月15日としますが、特別な事情（調査日に調査品目の取扱いがない場合や調査日に市場が開催されない場合など）で調査が不可能又は調査日の価格が当該月の平均的な価格から著しくかい離している場合は、当該調査日に接近した日とします。

6 調査の概要（調査の流れ）



## Ⅱ 調査に当たっての留意事項

### 1 農産物生産者価格調査

- 報告する価格は、実際の取引に基づき農業経営体が受け取る価格（消費税を含む。）です。価格の定義、報告する価格の計算方法等については、別添1を参照してください。
- 調査対象における実際の取引単位が、調査単位と異なる場合には、実際の単位の取引価格を用いて、これを調査単位に換算するようにしてください。
- 調査対象や調査品目について以下のような場合は、状況が分かった時点で速やかに補充選定を行うか農林水産省の担当者に連絡し、指示を受けてください。
  - ① 調査対象において、調査品目を取り扱わなくなった場合
  - ② 調査対象において、調査品目の市場・市場外区分の取り扱いがなくなった又は変更となった場合
  - ③ 休業、廃業又は店舗が閉鎖・移転した場合また、調査対象の担当者（面接又は電話の応対者）が変わった場合など調査対象の情報に変更が生じた場合は、「調査対象及び報告価格算出方法一覧表」（仕様書別紙6）に情報の更新をしてください。

### 2 農業生産資材価格調査

- 報告する価格は、調査対象における実際の取引に基づき農業経営体などに販売した平常時の価格（消費税を含む。）で、一時的な安売り価格や値引き価格は調査対象としません。価格の定義、報告価格の計算方法等については、別添2を参照してください。
- 調査対象における実際の取引単位が、調査単位と異なる場合には、実際の単位の取引価格を用いて、これを調査単位に換算するようにしてください。
- 調査対象や調査品目について以下のような場合は、状況が分かった時点で速やかに補充選定を行うか農林水産省の担当者に連絡し、指示を受けてください。
  - ① 調査対象において、調査品目を取り扱わなくなった場合
  - ② 休業、廃業又は店舗が閉鎖・移転した場合
  - ③ 指定された調査品目がモデルチェンジされ、価格が大きく変わる場合
  - ④ 調査品目の製造メーカーや仕入先が変わった場合など



また、調査対象の担当者（面接又は電話の応対者）が変わった場合など調査対象の情報に変更が生じた場合は、「調査対象及び報告価格算出方法一覧表」（仕様書別紙6）に情報を更新してしてください。

### Ⅲ 調査票の準備

農業物価統計調査の調査票は、4種類あります。

調査の実施前に、調査対象が選択した調査方法別に以下により調査票の準備をしてください。

調査票の種類		調査方法
自計調査用	一般農産物・農業生産資材価格調査票 野菜価格調査票	郵送調査、オンライン調査（政府統計共同利用システム、電子メール）、FAX調査
他計調査用	一般農産物・農業生産資材価格調査票 野菜価格調査票	民間事業者による面接又は電話による聞き取り

#### 1 法人番号、調査品目及び調査月の確認

調査の開始前に、農林水産省から貸与される「調査対象及び報告価格算出方法一覧表」（仕様書別紙6）を基に、全ての調査対象に対して法人番号、調査品目及び調査月を確認してください。

#### 2 調査票の準備

調査票には、調査の開始前に次の記入の仕方を参照し、必要な事項を記入してください。

オンライン調査の場合は、必要な事項を「調査対象者ID作成ツール」に入力してください。

#### 3 調査票の確認

2により記入又は入力された事項について、次のとおり確認してください。

##### (1) 指標部に誤りがないか。

当該調査月となっているか。

必要に応じて（秘）調査対象一覧表を確認する。

##### 【自計調査用】

調査年	調査月	都道府県番号	指定先番号

##### 【他計・オンライン調査用】

調査年	都道府県番号	指定先番号

## (2) 調査品目名等

- ① 当該調査対象の調査対象品目コードと品目名に誤りはないか。  
また、当該調査品目の銘柄等級となっているか。
- ② 細部銘柄は、当該調査対象の指定した細部銘柄となっているか。  
必要に応じて「調査対象及び報告価格算出方法一覧表」（仕様書別紙6）を確認する。
- ③ 調査単位に誤りはないか。
- ④ 当該調査品目の調査期間となっているか。
- ⑤ 市場・市場外等区分は、「調査対象及び報告価格算出方法一覧表」（仕様書別紙6）のコード一覧の流通経路把握対象品目となっている場合は、当該コードが入力されているか。

## 【自計調査用】

品目コード	品目名	銘柄等級	細部銘柄	調査単位	市場・市場外等区分

## 【他計・オンライン調査用】

品目コード	品目名	銘柄等級	細部銘柄	調査単位	調査期間	市場・市場外等区分

## (3) 法人番号を転記しているか。

法人番号については、統計改革の基本方針（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）に基づき、公的統計の精度向上及び報告者の負担軽減を目的として、事業所・企業を対象とする全ての統計調査で把握することになりました。

このため、「調査対象及び報告価格算出方法一覧表」（仕様書別紙6）に法人番号が記載してある場合には、その番号を転記しているか確認してください。

## IV 調査票の審査

### 1 調査票の確認

回収した調査票は、調査対象に確認した方法により以下の事項について確認・整理してください。

- ① 当該調査月に入力する調査票が全てそろっているか。
- ② 報告価格は全て記入又は入力されているか。

### 2 報告価格の審査・検討

報告価格は、前月及び前年同月の価格データと十分比較し、以下の審査項目に添って審査・検討してください。また、必要に応じて調査対象に確認してください。審査・検討の結果、誤りがあった場合は調査票を修正してください。

#### ① 報告価格が欠けていないか。

調査票の報告価格欄（緑枠）が空欄又は「0」となっている場合があります。このような場合には、調査対象に確認するとともに、「3 補完処理」を参考に報告価格を補完してください。

#### ② 報告価格に誤りはないか

調査票の報告価格欄の数値の桁が間違っていて記入されている場合があります。前月及び前年同月の価格データと比較し、桁が間違っていて記入されている疑いが生じた場合には、調査対象に数値の確認を行い、必要に応じて報告価格を修正してください。

#### ③ 調査単位に誤りはないか。

調査対象における実際の取引単位が、調査単位と異なる場合がありますので、注意してください。

#### ④ 消費税が含まれているか。

#### ⑤ 一時的な安売り価格や値引き価格ではないか。

農業生産資材の場合、小売店等において在庫処分等を行う際に廉売価格となることがありますが、平常時の価格としてください。「VI 調査に関するQ&A」を参考にしてください。

#### ⑥ 農産物（一般農産物、野菜）の場合、出荷に要する経費を控除しているか。

農産物生産者価格とは、農業経営体などの生産者が生産した農産物の販売価格から、出荷に要する経費を控除した価格のことをいいます。

出荷に要する経費については、別添3において調査品目ごとの平均的な目安<sup>注)</sup>を例示していますので参考にしてください。

注：ここで示す出荷に要する経費についてはあくまでも目安であり、調査対象によって控除する経費が異なるので、注意してください。

また、調査対象において、あらかじめ経費を控除した価格を報告している場合もあります。

⑦ 奨励補助金等が含まれるべき調査品目において、当該補助金等が加算されているか。

奨励補助金等が含まれるべき調査品目は、かんしょ（加工用）、さとうきび、生乳の3品目です。

なお、別添3において調査品目ごとの平均的な目安を示していますので参考にしてください。

⑧ 細部銘柄に変更はないか。

細部銘柄に変更があると、報告価格に大きな変動が生じます。

細部銘柄に変更があった場合は、「3 補完処理」に基づき、必要な処理を行ってください。

⑨ 新聞等の業界情報及び各地方卸売市場の価格の動向と合致しているか。

農産物（一般農産物、野菜）の場合は、天候に伴う生育や品質により市場価格等が変動することがあります。また、同一の品目であっても調査都道府県によって出荷の時期が異なります。

農業生産資材の場合は、国際相場や為替相場の影響により肥料や飼料等の価格が月によって変動することがあります。

このため、様々なバックデータを用いて検討してください。

なお、別添4において、報告価格の審査・検討に使用している主な資料を示していますので参考にしてください。

### 3 補完処理

物価指数は、同一対象、同一時点、同一調査銘柄について、その価格を時系列的にとらえ、基準年の物価に対しての価格変動を表すものであり、比較時価格（全国月平均価格）を基準時価格で除して算出します。

調査対象や調査銘柄を変更した場合、本来の物価騰落要因とは異なる理由で比較時の価格水準が変動することとなり、実態を的確に反映した物価指数が算出されません。このような変更に伴う価格差を指数に影響させないため、物価指数の算出の仕組みから、報告価格を補完することにより連続性を保つ処理を行っています。

(1) 算出価格処理

調査票が期日までに回収できない場合、取引実績がなく調査対象月の報告価格が把握できない場合等については、以下の処理を行い、報告価格を補完してください。

**【算出価格の算定方法】**

① 農産物生産者価格調査（畜産物除く。）

算出価格を補完する調査対象の前月値に当該調査品目の全国前年同月比を乗じて得た数値を当該調査価格とする。

② 農産物生産者価格調査（畜産物のみ）及び農業生産資材価格調査

算出価格を補完する調査対象の前月値に当該調査品目の全国前月比を乗じて得た数値を当該調査価格とする。

(2) 接続価格処理

廃業等により調査が継続不能になった場合、細部銘柄の変更により従来調査していた報告価格と異なる場合には、以下の処理を行い、報告価格を補完してください。以後、報告価格の補完処理は、調査対象から価格が報告された場合であっても、調査対象期間の調査最終月まで当該処理を行ってください。

なお、接続価格処理は調査対象期間の調査開始月以外に行うこととし、調査期間中は調査対象から価格の報告があった場合であっても接続処理を行ってください。

ここでいう調査対象期間とは、仕様書別紙 2 に記載されている調査期間をいい、調査開始月とは、暦年で調査対象期間が連続している場合、年を跨いで連続している場合については、最初に到来する月、不連続の複数の調査期間が設定されている場合については、暦年の最初に到来する月をいう。

（調査開始月に接続価格処理事案が発生した場合は、接続価格処理ではなく、基準時価格を修正する基準時価格修正処理を農林水産省で行い、接続処理を解除しますので接続処理をしないよう注意してください。）

(調査開始月の例)

調査品目	調査期間	調査開始月
そば	9月～12月	9月
きく	1～4月、12月	12月
はくさい	1、2、5、6、10～12月	1月
きゅうり種子	1～6月、9～12月	9月
高度化成	1～12月	1月

## 【接続価格の算定方法】

- ① 新調査対象又は新調査細部銘柄の前月及び当月の価格を把握する。
- ② これまでの調査銘柄の前月価格に、①で把握した価格の騰落率を乗じる。

<p>例 調査県 E において、調査品目 A（調査期間：1月～12月）の調査銘柄 a の取扱いがなくなったため 4月（年途中）から新しい調査銘柄 d を選定した場合</p> <p>① 新しい調査銘柄 d の3月及び4月の価格を把握する。 3月価格・・・2,500円 4月価格・・・2,500円</p> <p>② これまでの調査銘柄 a の3月価格に、①で把握した価格の騰落率を乗じる。 調査銘柄 a の3月価格・・・1,000円 調査銘柄 d の価格の騰落率・・・2,500円（4月価格）／2,500円（3月価格）</p> <p>接続価格 = 1,000円 × 2,500円 / 2,500円 = 1,000円</p>
---

調査開始月に代替選定又は調査銘柄の変更が行われた場合は、銘柄変更の処理を行う必要があるため、以下の事項を整理し、価格変動要因等整理表に記載してください。

- ③ そ及月（直近の調査最終月）に本省へ報告した都道府県平均価格
- ④ 新しい調査対象又は調査銘柄のそ及月の価格を把握し、その価格を含めたそ及月の都道府県平均価格

例 調査県Eにおいて、調査品目A(調査期間:1月~12月)の調査対象Hが調査銘柄aの取扱いを中止したため、1月(調査開始月)から新しい調査銘柄dを選定した場合  
(調査県Eでは、調査品目Aを調査対象F、G、Hで調査しており、調査対象F、Gでは変更がないものとする。)

- ③ そ及月(直近の調査最終月)に本省へ報告したE県の平均価格  
そ及月(前年12月)の農林水産省への報告価格・・・1,400円

(内訳) 前年12月の調査対象別価格

調査対象 F	1,500円
調査対象 G	1,700円
調査対象 H	1,000円

- ④ 新しい調査銘柄dのそ及月(直近の調査最終月)の価格を把握し、その価格を含めたそ及月のE県平均価格そ及月(前年12月価格)のE県平均価格・・・1,900円

(内訳) 新しい銘柄dを含んだ前年12月の調査対象別価格

調査対象 F	1,500円
調査対象 G	1,700円
調査対象 H	<b>2,500円</b>

変更がないので、そ及月(前年12月)の価格そのまま

←新しい調査銘柄dのそ及月(前年12月)の価格

#### 【参考】基準時価格処理について

物価指数は、同一対象、同一時点、同一調査銘柄について、その価格を時系列的にとらえ、基準年の物価に対しての価格変動を表すものであり、比較時価格(全国月平均価格)を基準時価格で除して算出します。

調査対象や調査銘柄を変更した場合、本来の物価騰落要因とは異なる理由で比較時の価格水準が変動することとなり、実態を的確に反映した物価指数が算出されません。このような変更に伴う価格差を指数に影響させないため、物価指数の算出の仕組みから、基準時価格を変更することにより連続性を保つ処理を行っています。また、この銘柄変更の処理は調査開始月に行います。



## V 調査対象の補充選定

### 1 補充選定の要件

調査対象が廃業等により調査の継続が困難になった場合、調査品目の取扱い中止又は細部銘柄の出回りがなくなった場合等により当該品目の調査の継続が困難になった場合に、代替の調査対象の選定をしてください。

調査対象の選定の際には、農林水産省から選定候補となる都道府県及び市町村リストを提供しますので選定にあたり参考にしてください。

また、選定品目によって調査対象候補名簿を併せて提供します。

### 2 補充選定の流れ

1の要件に該当した場合は、速やかに代替の調査対象の選定をお願いします。調査対象の選定は次の流れに沿って行ってください。

#### (1) 調査対象都道府県の確認

農産物については、当該品目の全国の総出荷量等が80%を超える都道府県の中から選定することになりますので農林水産省から該当都道府県を指定します。

なお、農業生産資材については、都道府県の要件はありません。

#### (2) 調査対象候補の確認

農産物については、(1)で提示された都道府県を基に、以下を留意して価格形成に影響力があり、調査品目の価格変動をよく代表している調査対象の選定をお願いします。

なお、農業生産資材については、イ及びウに留意して調査対象の選定をお願いします。

ア 農林水産省から提供する品目の取扱量上位の市町村リストを提供しますのでリストにある市町村の中から選定すること。なお、これによらず、価格形成に影響力があり、調査品目の価格変動をよく代表している調査対象を選定できる場合は農林水産省と協議すること。

イ 長期間継続して調査が可能なこと

ウ 細部銘柄については最も多く出回っている銘柄を選定すること

#### (3) 「調査対象及び報告価格算出方法一覧表」及び「補充選定状況」の報告

補充選定により調査対象が確定しましたら「調査対象及び報告価格算出方法一覧表」及び「補充選定状況」に調査対象の情報を更新し、毎月20日までに農林水産省へ提出してください。

### 3 補充選定中の調査価格

補充選定中の当該調査対象の調査価格については、選定後の調査対象の調査価格が把握できるまでは「IV 補完処理」に基づき、算出価格により補完してください。

## VI 都道府県別結果表の審査等

次に示す事項は、毎月の結果の審査等についてのものですが、年間の結果についても同様に審査等を行ってください。

### 1 調査票の電子化、都道府県別の集計及び平均価格の作成

(1) 審査が終了した調査票について、農林水産省から貸与される農業物価統計調査都道府県別集計プログラム（以下「都道府県別集計プログラム」という。）を用いて電子化します。

また、①及び②について確認し、誤りがある場合は調査票及び入力データを修正してください。

#### ① 必要項目<sup>注</sup>に入力ミスはないか。

注：調査種類、調査年、調査月、都道府県番号、指定先番号、品目コード、市場・市場外等区分及び報告価格

#### ② 入力した必要項目について、桁ズレはないか。

(2) (1)の電子化及び確認が終了後、都道府県別に集計・平均価格を作成してください。

### 2 都道府県別平均価格の審査・検討

農業物価統計調査の都道府県別結果表は、調査対象の報告価格の総和平均により算出しています。

審査・検討に際しては、都道府県別集計プログラム内の「前月・前年検討リスト」を参照してください。

また、検討の結果、誤りがあった場合は、上記1により調査票及び入力データを修正してください。

#### (1) 調査品目ごとに前月及び前年同月価格データと十分比較する。

農産物（一般農産物、野菜）については前年同月比±20%以上、農業生産資材については前月比±5%以上の差があった場合には、必ず以下の審査項目に沿って検討し、必要に応じて調査対象に確認してください。

この場合、「前月・前年検討リスト」において「\*」が表示されますので参考にしてください。

#### (2) 新聞、経済連情報、市況情報、調査対象からの情報等により調査品目ごとの動向を把握し検討する。

検討した結果、次のような場合には、調査票の審査へ戻り、調査対象の報

告価格を確認します。

- ① 平均価格がバックデータの動向と逆転している場合

例：バックデータでは前年同月比はプラスであるが、都道府県別平均価格の動向は前年同月比でマイナスとなっている。

- ② 平均価格はバックデータの動向と一致しているものの、価格の騰落率が大きい場合

例：バックデータでは前年同月比は+10%前後であるが、都道府県別平均価格の動向は前年同月比で+40%となっている。

### 3 価格変動要因等整理表の作成

上記2に基づき審査・検討を行った結果、価格の動向が妥当であれば、その動向を「価格変動要因等整理表」（仕様書別紙16）に記入します。

様式及び記入例については、仕様書別紙18を参照してください。

### 4 精算払いを把握する調査品目

例えば、JA等の集出荷業者に生産者が米を出荷した際には概算金（仮渡金）が支払われています。概算金は、全農県本部から提示された「JA概算金」を踏まえて、県内JAが決定しています（地域によって、異なる場合もあります。）。

県内JAは、販売の見通しが立った時点で、販売見込額から経費・概算金を除いた金額を生産者に追加払い（精算払い）しています。

農業物価統計調査では、農業における投入・産出の物価変動を測定する必要があるため、毎月の調査時点で概算金（仮渡金）しか把握できない調査品目（平成30年調査では20品目）について、12月分の「都道府県別結果表」等を納入後、調査対象に対して1月から12月までの過去1年分の精算払いの実績を確認し、その確認した実績を「都道府県別確定価格結果表」に反映して納入してください。

### 5 その他

農林水産省への報告後に、農林水産省からの疑義照会等があった場合には、必要に応じて調査対象へ報告価格の確認を行い、確認結果について速やかに農林水産省に連絡してください。

なお、確認の結果、報告価格に修正が生じた場合は、改めて上記1及び2により調査票、入力データの修正及び審査・検討を行い、必要に応じて上記3により価格変動要因等整理表に追加してください。

## VI 調査に関するQ & A

### 1 農産物生産者価格調査

Q 農産物生産者価格調査で調査する農産物生産者価格とは、どのような価格をいうのですか。

また、そのような価格を調べる理由は何ですか。

A 農産物生産者価格とは、農業経営体などの生産者が生産した農産物の販売価格（消費税を含む。）から出荷に要する経費を控除した価格のことをいいます。

また、経費を控除した価格を用いて物価指数を作成することにより、毎月変動する経費の変化や地域差などによって生じる変動要因を排除することができ、農業における産出に係る物価の純粋な変動を測定することができます。

Q 実際の販売価格や出荷に要する経費をなかなか教えてもらえません。その場合、どうしたらよいですか。

A 産地間の競争などの事情から、実際の販売価格や経費を教えてもらえない場合もあります。調査価格の信頼性を高めるため、調査対象に対し、農業物価統計調査の目的、調査結果の取扱い（秘密の保護）などを十分理解してもらい、正確な価格の回答が得られるよう信頼関係を作ることに留意し、調査を行ってください。

ただし、経費についてどうしても把握することができない場合には、農林水産省に連絡してください。

Q 季節調査品目で月初め又は月末には出回っているが月央の出回りがないため、調査日現在の調査が不可能な場合はどうしたらよいですか。

A このような場合、以下の価格を報告価格としてください。

- (1) 月末には出回りがある場合は、月末の平均的な価格
- (2) 月初めには出回りがある場合は、月初めの平均的な価格

また、(1)、(2)における平均的な価格とは、月初め又は月末で出回りがある期間の平均価格を想定しています。

農産物のお荷始期においては、通常価格からかい離する価格となる場合が想定されることから、価格変動要因等整理表にその旨を記載してください。

なお、報告期日（調査日が属する月の末日）までに間に合わない場合は、農林水産省の担当者に連絡してください。

Q 報告価格が「赤字」となった場合は、どうすればよいですか。

A 農産物生産者価格については、短期間では赤字となることがあります。その場合、報告価格は調査した赤字価格（例：-50など）とし、価格変動要因等整理表にその旨を記載してください。

## 2 農業生産資材価格調査

Q 農業生産資材価格調査では、小売価格を調査することになっていますが、定価（標準小売価格）を調べるのですか。

A 例えば、大企業製品の場合、製造業者が小売販売価格まで指示しているケースがしばしば見られます。これはメーカー側の希望小売価格とも言えるもので、実際の店頭での小売価格は、企業間の販売競争や新製品の登場、又は季節的な廉売によって価格が上下するものです。

本調査ではこのような価格ではなく、各地域における需給関係や経済動向を反映した実際の店頭での消費税込みの小売価格（実勢価格）を調査します。

Q 実勢価格はなかなか教えてもらえませんが、どうすればよいですか。

A 税金や同業者間の競争などの事情から、実際の販売価格を教えてもらえない傾向が見られます。調査価格の信頼性を高めるため、調査対象に対し、農業物価統計調査の目的、調査結果の取扱い（秘密の保護）などを十分理解してもらい、正確な価格の回答が得られるよう信頼関係を作ることに留意し、調査を行ってください。

Q 農業生産資材価格調査では、平常時の小売価格を調査することになっていますが、一部の小売店では、調査日に赤札などを付け、廉売品と称して常時売っている場合もあります。異常価格として調査から除くものと、平常時の価格として調査すべき廉売価格との区別はどうするのですか。

A 月に数回、週に1回等と決めて、特売日やサービスセールとして平常より安く売られている場合、又は残品投売りの場合などにおける一時的な廉売価格は、調査しません。

ただし、廉売が調査日を含めて8日以上続いている場合は、その価格を調査し、7日未満の場合は、通常価格を調査してください。

Q 農機具や自動車について、販売価格はそのままにして、付属品をサービスしたり、旅行に招待する場合があります。このような場合は、値引きとして取り扱うのですか。

A 農機具や自動車の値引きの形態には、単に価格そのものを下げることがありますが、質問のような形態もあります。

本調査の目的は、商品自体が持つ経済価値に対する市場価格の変動を把握することなので、販売の際にサービスされる付属品がある場合には原則としてその評価額を控除した本体のみの価格を把握してください。

この取扱いは、「旅行への招待」などについても同様としますが、売買契約の中で明確に約束されている場合に限定し、抽選などの結果による場合は控除の対象としないでください。

なお、農機具、自動車の購入の際にサービスされる標準的な工具は、本体価格に含めてください。

Q 農機具や自動車などはモデルチェンジや新製品の発売が行われますが、調査銘柄の変更としてはどのように取り扱うのですか。

A モデルチェンジ等の例を見ると、単に外観の変更のみにとどまっているものから、性能の変化が伴っているものまで多様であることから、次のとおり取扱ってください。

(1) モデルチェンジの内容が、単に外型を美しくするとか、わずかな変更を行った程度で、ほとんど効用が変わらないと判断される場合は、新旧の商品は同じ調査銘柄とみなし価格の騰落として取扱います。

(2) 新製品の内容が、おおむね旧調査銘柄の範囲内（価格水準を含む。）にあり、かつ調査対象の製品に旧モデルの代替製品がない場合は、(1)と同様に取扱います。

(3) モデルチェンジ又は新製品の内容が(1)又は(2)を超えるものであり、新旧製品の価格に大きな差がみられる場合は、調査最終月まで接続価格を報告価格とし、調査開始月に銘柄変更処理を行います。

（3 共通事項 参照）

Q 調査対象において時々しか販売されないため、たまたま調査不能となった場合には、当月価格は報告しなくてもよいですか。

A 調査日にたまたま調査銘柄に指定した商品がない場合には、当月の他の日の価格を調査してください。

なお、上記により価格を調査できない場合には、調査日に仮に注文があった

として、その場合の販売予定価格を調査してください。

Q 調査対象において調査品目の仕入先を変更したために価格変動が生じた場合、どのように取扱えばよいですか。

A 同一の調査対象において、調査銘柄が同一の場合には、仕入価格の変動と考え、価格の騰落として取扱います。

なお、価格の騰落が著しい場合には、価格変動要因等整理表にその旨を記載してください。

## 参考

別添 1 報告価格の算出方法（農産物生産者価格調査）

別添 2 報告価格の算出方法（農業生産資材価格調査）

別添 3 農産物価統計調査 控除経費等の目安

別添 4 農産物価格調査品目のうち価格に奨励補助金等を含む品目一覧

別添 5 審査・検討に使用している資料等



### 報告価格の算出方法(農産物生産者価格調査)

○ 販売価格等(消費税込み)と経費について、価格の定義に示したとおりに計算し価格を算出してください。  
 なお、販売価格等の単位が調査単位と異なる場合には、適宜、調査単位への換算を行ってください。

類・品目	価格の定義	代表的な調査対象	販売価格等(消費税込み)	経費	備考
米	販売価格から諸経費を控除した価格	○全農県本部	○自県産の米の入札価格(全国米穀取引・価格形成センターの入札結果)又は相対取引価格	農協等手数料、運送料、紙袋代、包装・荷造り費、精米代	
		○農業協同組合 ○集出荷業者	○農業経営体からの買取価格		
麦	販売価格から諸経費を控除した価格	○全農県本部	○入札価格又は農業経営体からの買取価格	農協等手数料、運送料、紙袋代	
		○農業協同組合 ○集出荷業者	○農業経営体からの買取価格		
雑穀(そば)	販売価格から諸経費を控除した価格	同上	○販売価格又は農業経営体からの買取価格	農協等手数料、運送料、諸材料費	
豆	大 豆 販売価格から諸経費を控除した価格	○全農県本部	○入札価格又は農業経営体からの買取価格	農協等手数料、運送料	
		○農業協同組合 ○集出荷業者	○農業経営体からの買取価格		
	そ の 他	同上	○販売価格又は農業経営体からの買取価格		
い も	販売価格から諸経費を控除した価格 なお、加工用は奨励補助金等を加算した価格	○農業協同組合 ○出荷組合 ○全農県本部	○販売価格又は農業経営体からの買取価格 ○奨励補助金等(加工用)	農協等手数料、運送料、箱代、諸材料費	
果 実	販売価格から諸経費を控除した価格	○農業協同組合 ○集出荷業者 ○卸売市場	○販売価格又は農業経営体からの買取価格 ○市場価格(卸売市場)	市場手数料、農協等手数料、運送料、箱代、諸材料費、包装・荷造り費、選果料	

類・品目	価格の定義	代表的な調査対象	販売価格等(消費税込み)	経費	備考	
工芸農作物	葉たばこ	JT買入価格	○日本たばこ産業			農林水産省において、JTから入手した資料をもとに算出(実査不要)
	てんさいさとうきび	販売価格から諸経費を控除した価格に奨励補助金等を加算した価格	○農業協同組合 ○製糖会社	○販売価格 ○奨励補助金等	農協等手数料、運送料、諸材料費	
	茶	販売価格から諸経費を控除した価格	○農業協同組合 ○出荷組合	○販売価格	農協等手数料、運送料	
	こんにゃくいも	同上	同上	同上	農協等手数料、運送料、箱代、諸材料費	
花き	同上	○農業協同組合 ○出荷組合 ○卸売市場	○販売価格 ○市場価格(卸売市場)	農協等手数料、運送料、箱代、諸材料費、包装・荷造り費、選果料、市場手数料		
畜産物	鶏卵	同上	○全農県本部 ○農業協同組合	○販売価格	農協等手数料、運送料、箱代、諸材料費	
	生乳	販売価格から諸経費を控除した価格に奨励補助金等を加算した価格	同上	同上	農協等手数料、集送乳経費、取引検査料	当月の価格が不明な場合は前月価格でも可
	肉畜	販売価格から諸経費を控除した価格	○農業協同組合 ○出荷組合	○販売価格又は市場価格(枝肉価格)	農協等手数料、取引検査料、市場手数料	当月の価格の把握が困難な場合には、前月価格(保合価格)を使用
	子畜	同上	○全農県本部 ○農業協同組合 ○畜産市場	○販売価格 ○市場価格(畜産市場)	農協等手数料、取引検査料、市場手数料	
	成畜	同上	同上	同上	農協等手数料、取引検査料、市場手数料	
稲わら	同上	同上	同上	農協等手数料、運送料、諸材料費		
野菜	販売価格から諸経費を控除した価格(5日及び15日の価格)	○農業協同組合 ○集出荷業者 ○卸売市場	○販売価格又は市場価格(2日間の価格)	市場手数料、農協等手数料、運送料、箱代、諸材料費、包装・荷造り費、選果料		

(注) 調査品目の取扱いがなくなった場合には、農林水産省の担当者に速やかに連絡してください。

## 報告価格の算出方法(農業生産資材価格調査)

- 販売価格(消費税込み)とは、実勢価格＝実際に販売している価格です。  
 なお、販売価格の単位が調査単位と異なる場合には、適宜、調査単位への換算を行ってください。

類・品目	価格の定義	代表的な調査対象	販売価格(消費税込み)	備考
種苗及び苗木	調査日現在の実勢価格	○農業協同組合 ○小売店	○販売価格	調査月に在庫がない場合には、注文があった場合の販売予定価格を調査
畜産用動物	同上	○農業協同組合 ○畜産市場	○販売価格 ○市場価格	調査月に取引がない場合には、前月価格(保合価格)を使用
肥料	同上	○農業協同組合 ○小売店	○販売価格	在庫がない場合には、注文があった場合の販売予定価格を調査
飼料	同上	同上	同上	同上
農業薬剤	同上	同上	同上	同上
諸材料	同上	同上	同上	同上
光熱動力	下記以外	○小売店	○販売価格	同上 なお、ガソリン、灯油及び農用電力は農林水産省において把握(実査不要)
	水道料	○市町村(水道課、水道局等)	○1か月の水道料金	
農機具	調査日現在の実勢価格	○農業協同組合 ○小売店	○販売価格	在庫がない場合には、注文があった場合の販売予定価格を調査 なお、パーソナルコンピューターは農林水産省において把握(実査不要)
自動車・同関係料金	同上	○小売店	同上	同上
建築資材	同上	同上	同上	同上
農用被服	同上	同上	同上	同上
賃借料及び料金	調査月の利用料金	○農業協同組合 ○生産組織 ○農業委員会	○利用料金	

(注)調査品目の取扱いがなくなった場合には、農林水産省の担当者に速やかに連絡してください。

## 農業物価統計調査 控除経費等の目安

単位：円、%

調査品目名	単位	控除する経費等											備考	
		箱代	袋代	荷造り費	運送費	共同選果	乾燥調整	施設利用料	予冷費	飼育費	農協手数料	市場手数料		
うるち玄米	60 kg	132	181	208	774		774	5	228		1,166	210		
もち玄米	"		118								1,219			
うるち白米	10 kg		64		167						20.0%			
もち白米	"		101		167						20.0%			
小麦	60 kg						759	22	12		406			
裸麦	"													
六条大麦	50 kg				400			450			599			
ビール麦	"													
大豆	60 kg		126		648			248			748			
小豆	"		98								2.5~4%			
らっかせい	"										3.5%			
いんげんまめ	"			303							3.5%			
かんしょ食用	10 kg	61	83	96	51						2~25%	4~10%		
かんしょ加工用	"													
ばれいしょ食用	"	82	72		86	115					1~5%	4~10%		
ばれいしょ加工用	1 t					8,100								
ばれいしょ種子用	20 kg													
りんご	10 kg	162		170	151	138		120	71		3.5~6%	7~9.5%		
みかん	"	90		186	128	175		19			0.7~8.4%	4.8~15.4%		
なつみかん(甘なつ)	"	61		227	215	64		25			1.5~8.6%	7~15.7%		
いよかん	"	104		100	264	500					2.2~8.6%	3.5~14.7%		
なし	"	213	4	61	149	131		112			0.8~12%	7~15%		
かき	"	114	141	155	116	206		15			1~10.6%	7~9%		
ぶどう(デラウェア・巨峰)	4 kg	152	112	75	52	44		20	8		2~15%	3~10%		
ぶどう(ビオーネ)	5 kg	94	107		83	56		36			2~9.6%	7~10%		
もも	5 kg	131	12	71	92	79		32	29		1.3~5.7%	4.7~15%		
くり	10 kg	162	56	10	107						2.5~11%	6.1~10%		
うめ	10 kg	96	9	11	125	153		21			0.75~5.3%	4.2~10%		

単位：円、%

調査品目名	単位	控除する経費等											備考	
		箱代	袋代	荷造り費	運送費	共同選果	乾燥調整	施設利用料	予冷費	飼育費	農協手数料	市場手数料		
キウイフルーツ	3.6 kg	162	227	70	75	41		4			0.88~4.1%	3.7~10%		
おうとう	2 kg	251			86	16					0.9, 5.3%	7%		
すもも	5.6 kg	156	44	15	178	98		81	6		1~5.8%	5.3~7%		
しらぬい (デコボン)	5 kg	98		25	186	85					2.5, 8.6%	7.0, 12.8%		
パインアップル	10 kg													
てんさい	1 t										5.1%	3.2%		
さとうきび	"													
生葉	10 kg			525	9		22	128			0.5~4.5%	9.0%		
荒茶	"		59	85	42						0.8~5.3%	1.6~10%		
こんにゃくいも	"	99			23						2.5, 0.6%			
い草	"													
畳表	1 枚										い業センター2.5%	い販連1.5%		
きく (切花)	100本	189	4	237	350	129			30		1.5~10%	5~10%		
ばら (切花)	50 本	151		185	173	50		30	60		1.8~10%	5~10%		
カーネーション (切花)	100本	141	24	352	250	131		17	27		0.5~10%	5~10%		
カスミソウ (切花)	"	441		420	647	69			123		1.5~10%	9.3~11.4%		
りんどう (切花)	"	160		4	309	253			38		1.5~3%	10.0%		
チューリップ (切花)	"	123		140	138						1.0, 6.0%	10.0%		
ゆり (切花)	"	541		421	669	492		10			1~3.6%	9~10%		
トルコギキョウ (切花)	"	328	33	60	581	326		29			1~13.9%	7~10%		
スターチス (切花)	"	347		30	398	50			60		1.5~4.5%	9.5~10%		
ガーベラ (切花)	"	129		20	137				32		1.5~3.2%	9.8, 10.0%		
洋らん (切花)	"	1008		53	634						0.7~5.5%	5~10%		
チューリップ (球根)	1000球													
ゆり (球根)	100球			850							3.5%			
グラジオラス (球根)	1000球													
洋らん (鉢物)	1 鉢	366	8	50	295						1.5%	9.5~10%		
シクラメン (鉢物)	"	100		63	102						1.5~10%	8.5~35%		
プリムラ類 (鉢物)	"	116		3	16							10~25%		

単位：円、%

調査品目名	単位	控除する経費等											備考	
		箱代	袋代	荷造り費	運送費	共同選果	乾燥調整	施設利用料	予冷費	飼育費	農協手数料	市場手数料		
鶏卵	10 kg	96		93	76			120			1.5~12.5%	0.25~10%		
生乳	10 kg			48	52						0.2~15%	1~10.2%		
去勢肥育和牛若齢（肉畜）	生体 10kg				2,325			2,640			1~4.6%	1~5%		
めす肥育和牛（肉畜）	〃				1,208			2,954			0.5~5.1%	0.5~6.1%		
乳おす肥育（ホルスタイン種）（肉畜）	〃				4,625						1~2.5%	0.5~3.5%		
乳用肥育（交雑種）（肉畜）	〃				2,913			174			1~7.8%	0.5~5.2%		
乳廃牛（肉畜）	〃				1,281						1.8%	0.5~1%		
肥育豚	〃				411						0.5~3.5%	0.5~3%		
ブロイラー	〃				72						1.3%	10.0%		
ホルスタイン純粋種めす（子牛）	1 頭				2,041						0.9~9.1%	0.5~2%		
ホルスタイン種おす（子牛）	〃				1,190						1.7~6%	0.5~2%		
交雑種（子牛）	〃				1,696						1.8%	0.5~2%		
肥育用乳用おす（ホルスタイン種）（子牛）	〃				2,780						0.9~1.3%	1.8~2%		
肥育用乳用（交雑種）（子牛）	〃				2,500						0.9~1%	0.5~2%		
和子牛めす（子牛）	〃			315	3,409			3,000	1,050		0.5~1.7%	2~5%		
和子牛おす（子牛）	〃			315	3,457			3,000	1,050		0.5~2%	2~5%		
子 豚	〃				5,000			2,053			0.6~2.5%	1.5~3%		
ホルスタイン純粋種（成牛）	〃			700	3,867						1~1.8%	1.5%		
繁殖用めす和成牛（成牛）	〃			525	4,452						0.5~3.5%	2~2.8%		
稲わら	10 kg										5.0%			
そば	45 kg				80			119			3.0%			
きゅうり	5 kg	53	6	31	51	91		21	30		0.4~13.5%	1~9.3%		
なす	〃	67	9	61	55	56		5			0.1~15%	1~11.5%		
トマト	4 kg	72	10	39	49	69		35	12		0.1~6.6%	1~13.3%		
かぼちゃ	10 kg	84		5	114	122					0.7~17%	1~9%		
すいか	〃	110		94	142	177					0.4~25%	1.5~9.3%		
いちご	1 kg	66	19	14	20	14			1		0.5~15%	1~11.1%		
ピーマン	10 kg	107		600	178	138		35			1~17%	1~9.5%		
メロン	〃	109		37	146	71		100			2~18%	7~15%		
スイートコーン	〃	93		143	128	13		25	45		0.8~4.3%	1.5~12.5%		
オクラ	100g	69	25								25~35%	7.7%		

単位：円、%

調査品目名	単位	控除する経費等											備考	
		箱代	袋代	荷造り費	運送費	共同選果	乾燥調整	施設利用料	予冷費	飼育費	農協手数料	市場手数料		
はくさい	10 kg	95	27	168	98	17		3	33		0.6~15%	1~11.5%		
キャベツ	"	95		49	79	30		17	42		0.7~15%	1~9.5%		
レタス	"	112	84	124	127	17		51	44		1~22%	7.5~11.2%		
ほうれんそう	"	156	100	106	123	308		33	78		1~15%	1~9.3%		
白ねぎ	5 kg	85		39	78				12		0.5~11.5%	8~10%		
青ねぎ	"	77	25	74	133	25		50			1.8~15%	1~9.5%		
たまねぎ	10 kg	66	19	242	128	111		12			1~5.8%	4.3~10%		
にら	4 kg	107	6	314	110	4			29		0.8~4.2%	8~9.3%		
しゅんぎく	"	81	21	52	53				21		1.3~7%	1.1~9.3%		
にんにく	10 kg	76	42	262	150				415		12.5%			
ブロッコリー	"	116		112	127				50		1.5~9.7%	1~10%		
アスパラガス	"	179	137	172	359	507		185	107		2~12.5%	5.3~8.5%		
みつば	1 kg	74		84	117						2~3.5%	1~8.5%		
こまつな	"	37		45	24						0.1~4%	8~8.5%		
チンゲンサイ	2 kg	59	26	62	56				19		0.3~6.5%	1~10%		
みずな	200g	8	4		5	2			17		1~3.4%	8.5~11.5%		
たけのこ	1 kg	20	6		18						3.0~3.5%	8.5%		
おおば	100g	120			125							8.5%		
だいこん	10 kg	102	63	32	99	136		1	23		0.5~12%	1~9.3%		
にんじん	"	76	6	37	119	98		30	25		1~13.3%	1~9.8%		
ごぼう	"	104	22	13	134	121			41		2~12.3%	1~9.3%		
さといも	"	76	98	51	70						2~4%	1~9%		
かぶ	"	97	6	116	94			30			1.1~12.5%	1~9%		
やまのいも	"	109		37	122	285		381	56		1~12.8%	1~8.7%		
れんこん	"	240		6	101						0.5~5%	4.3~13%		
しょうが	"	106			135			84			3.0%	6.5~9%		
さやえんどう	"	281	26	1,156	354	850		15	130		1~4%	8.5~11.5%		
さやいんげん	"	170		440	206	41		10	114		1~4.2%	6.5~13.5%		
えだまめ	"	192	293	130	139	45			71		1~4.6%	1~8.5%		

## 農産物価格調査品目のうち価格に奨励補助金等を含む品目一覧

コード	調査品目名	奨励補助金等の名称	概要			参考 (平成29年 全国年平均価格)	
			指定地域	品種			
1180	かんしょ (加工用) 円/トン	でん粉原料用いも交付金	宮崎県及び 鹿児島県の 区域	アリアケイモ コナセカン コナホマレ こなみすき サツマアカ サツマスターチ シロサツマ シロユタカ ダイチノユメ ハイスターチ ミナミユタカ その他の品種	26,000	品質のよいものを安定的に生産する体制の確立を図るため、地域において安定的な生産を担う者に対し、諸外国との生産条件の格差を是正するために支払われる交付金	418円/10kg (加工用)
					23,410		
1510	さとうきび 円/トン	甘味資源作物交付金	品質区分(糖度)			かんしょと同様	22,190円/1t
			13.1度以下(0.1度ごと)	△ 100			
			13.1～14.3度	16,420			
			14.3度以上(0.1度ごと)	+100			
1760	生乳 円/kg	加工原料乳生産者補給金	・脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向け生乳 生産者補給金 1kgあたり8.31円 集送乳調整金 1kgあたり2.49円			・農畜産業振興機構から複数県を一つの地域としている指定生乳生産者団体を通じて生産者に交付 ・加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳)を対象に、対象事業者に対し、供給量に応じて交付	1,024円/10kg



## 審査・検討に使用している資料等

調査区分	資料名等	入手方法
一般農産物	日本農業新聞 各地方紙 農業共済新聞 全国農業新聞 日本経済新聞 東京都中央卸売市場「市場統計情報(月報)」 各地方卸売市場(青果物・花き)の市況情報 各食肉センター及び食肉市場の市場情報 「米穀の取引に関する報告」、米の相対取引価格(速報) 「麦の需給に関する見通し」 「民間流通麦の入札における落札状況」 大豆入札取引の結果 鶏卵相場表 畜産日報 「畜産物の市況週報」、「肉用子牛取引情報」 子豚・種豚市場情報 食肉市況速報 畜産情報 ホクレン家畜市場成績 (株)静岡茶市場価格情報等 市況概況 財務省「貿易統計」	インターネット(東京都中央卸売市場HP) インターネット(各地方卸売市場HP) インターネット(各食肉センター及び食肉市場HP) インターネット(農林水産省HP) インターネット(農林水産省HP) インターネット(一般社団法人 全国米麦改良協会HP) インターネット(公益財団法人 日本特産農産物協会HP) インターネット(一般社団法人 日本養鶏協会HP、JA全農たまご株式会社HP) インターネット(食品産業新聞社HP) インターネット(独立行政法人 農畜産業振興機構HP) インターネット(一般社団法人 日本養豚協会HP) インターネット(公益社団法人 日本食肉市場卸売協会HP) インターネット(全国酪農業協同組合連合会HP) インターネット(ホクレン家畜市場HP) インターネット((株)静岡茶市場HP) インターネット((株)フラワーオークションジャパンHP) インターネット(財務省HP)

審査・検討に使用している資料等

調査区分	資料名等	入手方法
野菜	日本農業新聞 各地方紙 農業共済新聞 全国農業新聞 東京都中央卸売市場「市場統計情報(月報)」 各地方卸売市場及び卸売会社(青果物)の市況情報 指定野菜のブロック別旬別平均価格 青果物卸売市場調査(日別調査) 野菜の入荷量と卸売価格の見通し 財務省「貿易統計」	インターネット(東京都中央卸売市場HP) インターネット(各地方卸売市場及び卸売会社HP) インターネット(独立行政法人 農畜産業振興機構HP) インターネット(農林水産省HP) インターネット(各地方農政局HP) インターネット(財務省HP)



調査対象及び報告価格算出方法一覧表のコード一覧

組織区分コード	組 織 区 分
1	農協
2	集出荷業者
3	市場
4	生産者
5	小売店
6	ホームセンター
7	その他

調査種類コード	調 査 種 類
1	一般農産物
2	野菜
3	農業生産資材

市場・市場外等区分コード	市場・市場外等区分
1	市場
2	卸売業(卸売市場以外)
3	小売業
4	食品製造業(学校給食含む)
5	外食産業
6	直売所
7	消費者からの直接受注販売
8	輸出
9	市場外(その他)
10	その他

注:このコードは流通経路把握対象品目のみ使用する。

調査方法	調 査 方 法
1	訪問
2	電話
3	FAX
4	郵送
5	オンライン
6	電子メール

流通経路把握対象品目

品目コード	品目名
1170	かんしょ食用
1190	ばれいしょ食用
1220	りんごふじ
1230	りんごつがる
1240	りんご王林
1250	りんごジョナゴールド
1270	みかん普通温州
1280	みかん早生温州
1310	なし二十世紀
1320	なし豊水
1330	なし幸水
1335	西洋なし
1340	かき
1350	ぶどうデラウエア

流通経路把握対象品目(続き)

品目コード	品目名
1360	ぶどう巨峰
1370	ぶどうピオーネ
1400	もも
1410	くり
1420	うめ
1430	キウイフルーツ
1440	おうとう
1450	すもも
1770	肉用牛 去勢肥育和牛若齢
1780	肉用牛 めす肥育和牛
1790	肉用牛 乳おす肥育(ホルスタイン種)
1800	肉用牛 乳用肥育(交雑種)
1810	肉用牛 乳廃牛
1820	肉豚 肥育豚
2010	きゅうり
2020	なす
2030	トマト
2040	ミニトマト
2050	かぼちゃ
2060	すいか
2070	いちご
2080	ピーマン
2100	温室メロン
2150	スイートコーン
2170	はくさい
2180	キャベツ
2190	レタス
2200	ほうれんそう
2220	白ねぎ
2230	青ねぎ
2240	たまねぎ
2250	にら
2260	しゅんぎく
2270	にんにく
2280	ブロッコリー
2290	アスパラガス
2300	みつば
2310	こまつな
2320	チンゲンサイ
2380	だいこん
2390	にんじん
2400	ごぼう
2410	さといも
2420	かぶ
2430	やまのいも
2440	れんこん
2450	しょうが
2460	さやえんどう
2470	さやいんげん
2480	えだまめ

## 農業物価統計調査 調査対象配布用品一覧

番号	関係用品・作成物	農水省からの貸与	印刷の要・不要	原稿渡し(月)	発送時期	積算内訳(年間)
1	農業物価統計調査調査のあらまし	○	○	10	～12月	3,410(3,100(調査対象数)×1.1)
2	農業物価統計調査調査票(自計調査用)	○	○	10	～12月	(一般農産物・農業生産資材価格調査票) 15,840(2,400(調査対象数)×1.1×12(月)×0.5) (野菜価格調査票) 4,620(700(調査対象数)×1.1×12(月)×0.5))
3	農業物価統計調査調査票(他計調査用)	○	○	10	～12月	(一般農産物・農業生産資材価格調査票) 1,320(2,400(調査対象数)×1.1×0.5) (野菜価格調査票) 385(700(調査対象数)×1.1×0.5))
4	農業物価統計調査送付用封筒(調査関係用品を郵送する場合)	○	○	×	～12月	3,410(3,100(調査対象数)×1.1)
5	農業物価統計調査送付用封筒(調査関係用品を郵送で回収する場合)	○	○	×	～12月	3,410(3,100(調査対象数)×1.1)
6	農業物価統計調査記入の仕方(自計調査用)	○	○	11	～12月	1,705(3,100(調査対象数)×1.1×0.5)
7	農業物価統計調査記入の仕方(他計調査用)	○	○	11	～12月	1,705(3,100(調査対象数)×1.1×0.5)
8	オンライン調査協力をお願い	○	○	11	～12月	3,410(3,100(調査対象数)×1.1)
9	オンライン調査システム操作ガイド	○	○	11	～12月	3,410(3,100(調査対象数)×1.1)
10	オンライン調査操作ID、パスワード	×	×	×	～12月	全調査対象に配布

## 農業物価統計調査へのご協力をお願い

日頃より農林水産省が行っております統計調査に対しまして、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

農林水産省では、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として、農業物価統計調査を実施しております。

この調査は、農業経営に直接関係のある農産物及び農業生産資材等の価格を把握し、農業物価指数を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種農業施策を推進するための資料として活用されております。

つきましては、ご多用中誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解の上、本統計調査へのご協力をお願いいたします。

なお、調査で把握した事柄については、他に漏らしたり、統計の作成以外の目的に使ったりすることは統計法で固く禁じられております。

また、本調査は「公共サービス改革法」（平成18年法律第51号）に基づき、調査票の配布や回収を民間事業者（〇〇〇〇）に委託して実施しておりますが、民間事業者には調査で知り得た情報の管理を厳しく指導・監督しているところをございますので、ありのままをお答えくださるよう重ねてお願いいたします。

年 月

農林水産省大臣官房統計部長

〇〇 〇〇



# インターネットで回答できます

※パソコンのご利用環境によっては、利用できない場合があります。

## 1. サイトへアクセス



政府統計オンライン  検索

もしくは



もしくは <https://www.e-survey.go.jp/>

## 2. ログイン

政府統計オンライン調査総合窓口 English QA よくあるご質問

オンライン調査トップ > ログイン

政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン

ログイン情報

ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する政府統計コード、調査対象者ID、パスワードはすべて半角で入力してください。

① 「農業物価統計調査」を選びます

統計調査を選択してください

政府統計コード **必須**   次回から入力省略

調査対象者ID **必須**

パスワード **必須**

② 「ID」と「パスワード」をそれぞれ入力します

ログイン

調査対象者 I D

2002001

パスワード

h5XpGR2u

ログイン

③ 「ログイン」ボタンを押します

ログイン後、「新しいパスワードの設定」と「連絡先の登録」を行い、回答を入力してください。

いつでも!

好きな時間に回答できます  
入力中のデータは途中で保存ができ、後に作業を再開することも可能です。

どこでも!

郵送の必要はありません  
紙の調査票を提出する必要はありません。パソコンの画面で調査回答が完了します。

安心!

回答データは厳重に守られています  
回答の送信は暗号化されています。また、不正なアクセスなどの監視を24時間行っています。

回答は 令和〇年〇月〇日（〇）までをお願いします

【よくあるご質問】

Q1 ログインできない

A1 次の確認をお願いします。

● 初回のログインですか。

※ 初回のログイン時には、回答データを保護するために新たなパスワードを設定します。

新しいパスワードは、設定した本人以外は知ることができないため、お忘れにならないようご注意ください。

● 「ログイン情報」は農業物価統計調査事務局より調査月にメールにてご連絡します。

※ 入力間違いを防ぐために、メール本文に記載された ID、パスワードを選択コピーし、キーボードの「Ctrl」キーを押しながら「V」キーを押して貼り付けてください。

（右クリックでの貼り付けはできません）

Q2 何度か間違えてログインできなくなった

A2 セキュリティ上、ログインに5回以上失敗するとロックがかかる仕様となっています。15分程時間を置いて再度ログインをお試しください。

Q3 変更後のパスワードを忘れてログインできない

A3 「ログイン情報」の画面下に「パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ」をクリックしていただき案内に従ってパスワードの再発行を行ってください。

※パスワードの初期化もできます。下記お問合せ先へご連絡ください。

【お問合せ先】

○農業物価統計調査に関すること

農林水産省 農業物価統計調査事務局

電話:0120-501-008

（受付時間：月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00）

FAX:0120-067-757

○政府統計共同利用システムに関すること（メールのみの対応）

政府統計共同利用システムヘルプデスク

E-MAIL：[support@e-stat.go.jp](mailto:support@e-stat.go.jp)

=====  
当調査の結果は、農林水産省のWebサイトで公表しています。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noubukka/index.html#m>

農林水産省

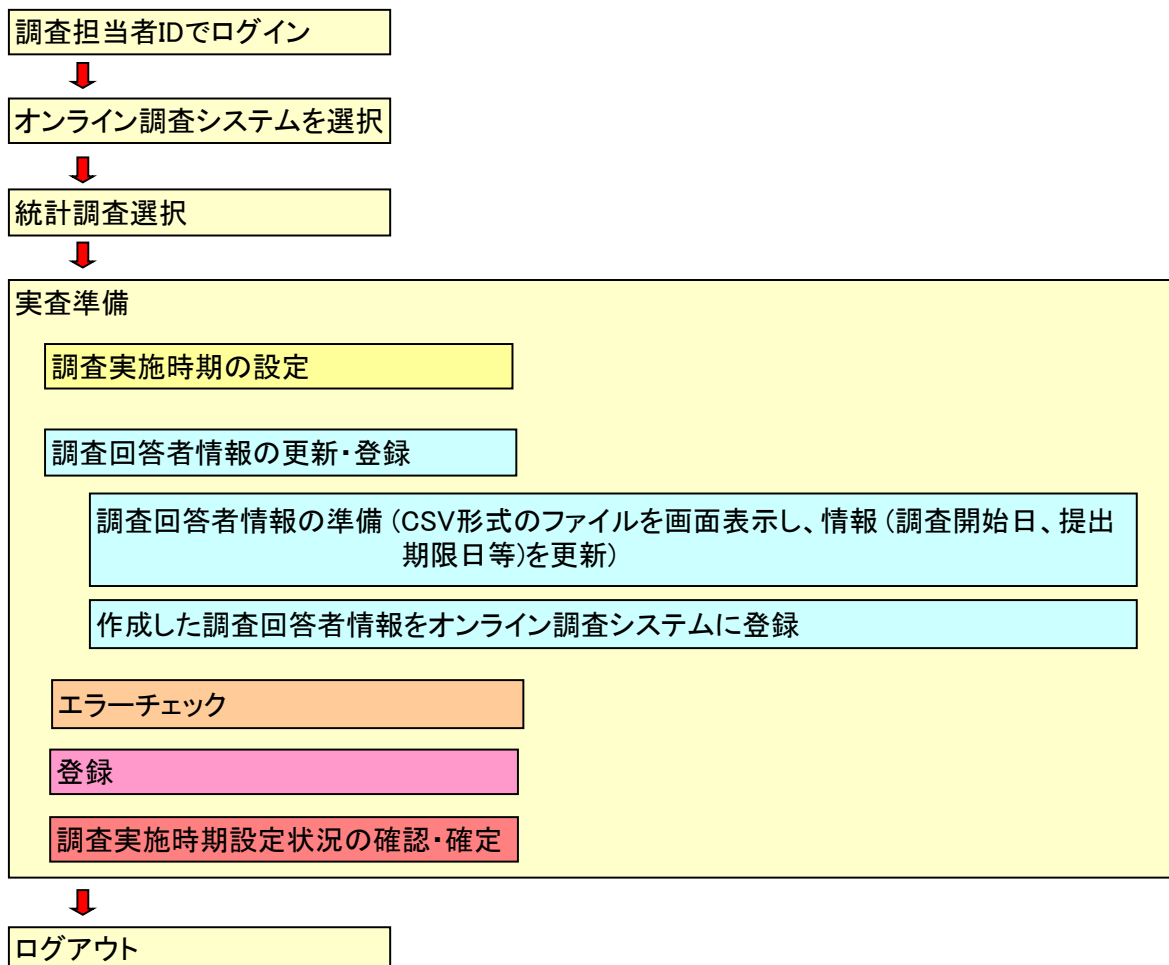
農業物価

検索

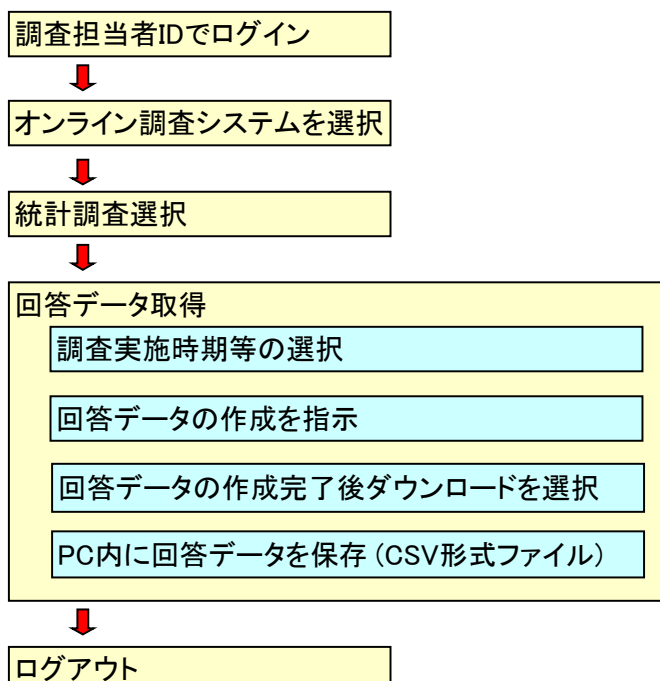


## 農作物価統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業 及び調査対象からの回答データ取得作業の手順

### 1. 回答者情報登録作業



### 2. 回答データ取得作業























## 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)			
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
(農林水産省)					
人件費	常勤職員	-	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-	-
物件費 (郵送料)		2,039	709	499	
委託費	調査協力謝金	13,054	13,018	12,001	
	民間事業者委託費	121,516	118,920	118,920	
計 (a)		136,609	132,647	131,420	0
参考値 (b)	減価償却費	-	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-	-
	間接部門費	-	-	-	-
(a) + (b)		136,609	132,647	131,420	0
(注記事項)					
<p>1 業務の実施期間は、1月から12月までの1年間である。</p> <p>2 経費については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札による委託費、実額払いの郵送料及び謝金である。</p> <p>3 令和2年から令和5年の民間事業者委託費は、複数年契約（令和元年11月7日から令和7年3月31日まで）の1調査年分である。（税込）</p> <p>4 令和3年の物件費（郵送料）の減少（前年比34.8%）は新型コロナウイルスの影響で、あいさつ活動を郵送に切り替えていたが訪問での活動に戻したことによるものである。</p>					

2 従来の実施に要した人員				(単位：人)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
常勤職員	4	4	4	
非常勤職員	210	215	215	
<p>(業務従事者に求められる知識・経験等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計調査に関する知識、情報処理（パソコン操作）に関する知識、調査対象、業界に関する予備知識が必要。</li> <li>○ 農業物価統計調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。</li> </ul>				
<p>(業務の繁閑の状況とその対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本調査は月別調査であるため、時期による業務の繁閑はほとんどない。</li> <li>○ 月毎の人員配置について 月毎の人員配置の状況はほとんど変動はない。</li> </ul>				
<p>(注記事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査の実施に要した人員については、民間委託しているため、民間事業者の職員数を計上している。</li> <li>2 令和2年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ812人日である。 調査客体への協力依頼100人日、調査関係用品の印刷12人日、調査票の回収・督促140人日、調査票の審査・疑義照会対応520人日、調査客体へ謝礼支給40人日。 なお、上記の非常勤職員210人の内訳は、調査員（調査票の回収）195人、パート社員（調査票の回収・督促、審査・疑義照会）15人である。</li> <li>3 平成3年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ765人日である。 調査客体への協力依頼100人日、調査関係用品の印刷10人日、調査票の回収・督促135人日、調査票の審査・疑義照会対応480人日、調査客体への謝礼支給40人日。 なお、上記の非常勤職員215人の内訳は、調査員（調査票の回収）200人、パート社員（調査票の回収・督促、審査・疑義照会）15人である。</li> <li>4 令和4年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ643人日である。 調査客体への協力依頼100人日、調査関係用品の印刷8人日、調査票の回収・督促60人日、調査票の審査・疑義照会対応435人日、調査客体への謝礼支給40人日。 なお、上記の非常勤職員215人の内訳は、調査員（調査票の回収）200人、パート社員（調査票の回収・督促、審査・疑義照会）15人である。</li> </ol>				

### 3 従来の実施に要した施設及び設備

○設備  
電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ、サーバ、LAN、書庫、机・  
いす等

(注記事項)

- 1 設備について、代表例として示している。
- 2 上記設備は、兼務している他業務分を含む。基本的には、パソコンは一人一台体制であるが、電話、FAX、コピー機、プリンタは複数名で一台となる。
- 3 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。

### 4 従来の実施における目的の達成の程度

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
農産物生産者価格調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
農業生産資材価格調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

(注記事項)

- 1 回収率の算定根拠  
回収率は、以下により算出したものである。  
なお、調査対象数は令和2年基準の調査対象数である。
  - ①令和2年
    - 農産物生産者価格調査（回収率100%）  
調査対象数：1,951、回収数：1,951
    - 農業生産資材価格調査（回収率100%）  
調査対象数：1,385、回収数：1,385
  - ②令和3年
    - 農産物生産者価格調査（回収率100%）  
調査対象数：1,954、回収数：1,954
    - 農業生産資材価格調査（回収率100%）  
調査対象数：1,400、回収数：1,400
  - ③令和4年
    - 農産物生産者価格調査（回収率100%）  
調査対象数：1,716、回収数：1,716
    - 農業生産資材価格調査（回収率100%）  
調査対象数：1,400、回収数：1,400

## 5 民間事業者の実施状況

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- 調査対象からの問い合わせに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 調査票の審査について、調査品目ごとの作柄、市況、需給動向など価格形成に関する要因を把握するよう努め、調査結果へ反映させている。
- 調査対象への翌年分の協力依頼は12月頃に民間事業者が行い、調査の協力を確認している。  
 なお、既存調査対象で調査品目の取扱いの中止や脱落などにより選定替えをする場合は、農林水産省において補充選定し、民間事業者に連絡をしている。その後、民間事業者は、農林水産省が補充選定した調査対象に協力を確認してから調査を実施している。

(注記事項)

### 1 調査協力依頼の方法と実績

全調査客体に対して、訪問により調査協力を行った。

### 2 調査方法と実績

調査方法別調査対象数は以下のとおり。

	F A X	郵送	調査員		オンライン		計
			電話	訪問	政府統計共同 利用システム	電子メー ル	
令和2年度	1,367	8	1,560	173	206	22	3,336
令和3年度	1,357	6	1,571	147	249	24	3,354
令和4年度	1,291	3	1,411	129	259	23	3,116
令和5年度							0

注：各年度12月時点の調査方法別調査対象数である。

### 3 調査対象から民間事業者への問合せ・苦情等対応件数と主な内容

調査対象からの民間事業者への問合せ・苦情等対応状況は以下のとおり。

	問合せ	苦情	計
令和2年度	14	2	16
令和3年度	5	1	6
令和4年度	3	0	3
令和5年度			0

#### ○ 問合せの主な内容

調査品目の調査銘柄の変更に伴う対応

調査品目の取扱いがなくなったことなどによる調査対象の脱落に伴う対応 等

4 農林水産省からの疑義照会件数及び主な内容

「審査・集計・検討事項一覧表」に沿って審査し、疑義が生じた調査対象に対し経費計算の有無や価格の増減要因についての疑義照会を行った。

単位：件

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
民間事業者から調査対象への照会件数	2,244	2,750	2,858	
農林水産省から民間事業者への照会件数	279	275	1,009	
(参考) 第三期				
	平成29年	平成30年	令和元年	
民間事業者から調査対象への照会件数	2,337	2,241	2,309	
報品後に農林水産省から民間事業者への照会件数	671	517	517	

注：令和4年の農林水産省から民間事業者への照会件数が大幅に増加したのは、当調査が肥料価格高騰対策に利用されることとなったため、肥料価格の値上げ時期等の照会を大規模に実施したことによる。

○ 疑義照会の主な内容

対前年比及び対前月比が大幅に変動している場合の変動要因（気象災害による農産物への影響の有無等）  
報告価格の算出方法の確認（消費税を含めているか、経費が控除されているか等） 等

5 調査票の回収・督促

期限までに提出のない自計調査対象に対しては、電話、FAX又はメールによる督促を行うとともに、民間事業者による訪問回収も併用した結果、回収率は令和2年調査から令和5年調査まで100%を達成した。

6 補充選定に係る人員と実績

補充選定業務は令和6年調査（第4期事業まで）までは国において実施。

単位：人日

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
補充選定1件当たりの業務量	1.7	1.7	1.7	1.7

注1：調査の依頼は、基本的には電話にて行っているが訪問により行う場合もある。  
 2：品目による差があるものの、補充選定1件当たり、1件～5件程度調査を依頼している。

単位：件

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
補充選定件数	209	173	168	180

7 調査対象への謝金の支給と実績

民間事業者は、基本的に現金振込による謝礼を支給し、謝礼品を希望した調査対象にはクオカードを支給した。

調査対象への謝礼の実績は、

- ・令和2年は3,484調査対象（辞退231調査対象）
- ・令和3年は3,497調査対象（辞退235調査対象）
- ・令和4年は3,331調査対象（辞退238調査対象）

なお、調査対象への謝礼支給業務は、毎年3月中旬までに行っている。



# 環境負荷低減のクロスコンプライアンスの導入について

---

令和 6 年 1 月  
農林水産省

# 政策手法のグリーン化

- みどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに持続可能な食料・農林水産業を行う者へ施策を集中することとしている。
- 今後の基本法の見直し方向において、各種支援の実施に当たり環境負荷低減への配慮を要件化し、先進的な環境負荷低減への取組移行と、これを下支えする農地周りの面的な共同活動を促進。

## みどりの食料システム戦略（令和3年5月）（抜粋）

### 3 本戦略の目指す姿と取組方向

#### (2) 政策手法のグリーン化

① パリ協定やポスト2020生物多様性枠組への貢献も踏まえつつ、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指す。（以下略）

② 補助金の拡充、環境負荷軽減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図る。また、防除だけでなく「予防・予察」にも重点を置いた総合的病害虫管理等の推進により、政策のグリーン化を進めるとともに、その継続的実施を検証する仕組みを検討する。

※ クロスコンプライアンスとは、各種の補助事業において、環境負荷低減に関する要件等を設定すること。

## 食料・農業・農村政策の新たな展開方向 （令和5年6月）（抜粋）

農業者、食品事業者、消費者等の関係者の連携の下、生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムの確立を図っていく旨を、基本法に位置付ける。

その際、農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組促進を基本としつつ、

① 最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えることにならないように配慮していく。

② 更に先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。

**「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容  
(令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部) (抜粋)**

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
<p><b>II 政策の新たな展開方向</b>  <b>5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化</b>            農業者、食品事業者、消費者等の関係者の連携の下、生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムの確立を図っていく旨を、基本法に位置付ける。            その際、農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組の促進を基本としつつ、  <b>① 最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えることにならないように配慮していく。</b></p>	<p><b>5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化</b>            展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。</p> <p><b>(1) 最低限行うべき環境負荷低減の取組</b>            農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する。            これにより、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となる。            具体的には、補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組※」について、  <b>① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること</b>  <b>② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告すること</b>            を義務化することとする。            上記の義務化については、令和9年度を目標に全ての事業を対象に本格実施することとするが、まず令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う。</p> <p>※①適正な施肥、②適正な防除、③エネルギーの節減、④悪臭及び害虫の発生防止、⑤廃棄物の発生抑制、循環利用・適正処分、⑥生物多様性への悪影響の防止、⑦環境関係法令の遵守等を各事業に合わせてチェックシートに反映。</p>



- ② 更に先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。
- ③ 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を講ずる。
- ア) 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
- イ) 脱炭素化の促進に向けたJ-クレジット等の活用
- ウ) 食品事業者等の実需者との連携や消費者の理解の醸成

## (2) 先進的な環境負荷低減の取組の支援

クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和7年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。

その上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討する。

## (3) 食料システム全体での環境負荷低減の取組推進

食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を進める。

- ① 環境負荷低減の「見える化」については、令和5年現在、23品目で実施中であるが、畜産などの更なる品目の拡大、温室効果ガスの削減のほかに生物多様性指標の追加、ラベル表示の本格運用を行う。
- ② J-クレジットについては、牛消化管内発酵由来のメタンを削減する給飼方法など、農林水産分野で新たな方法論の策定及び取組を拡充する。また、農業者を取りまとめてクレジット化の手続や販売等を行う事業者の取組の推進を図る。
- ③ 実需者との連携や消費者理解の醸成については、食料システムの各段階の関係者が参画する「あふの環プロジェクト」を通じて情報発信を行うとともに、有機農業については、地域で生産から消費まで有機農業に取り組む「オーガニックビレッジ」の拡大に加えて、産地と消費地を結ぶ取組を推進する。

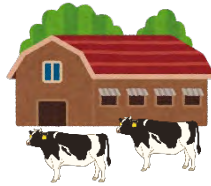
# 環境負荷低減のクロスコンプライアンスのイメージ

- 今後、農林水産省の全ての事業において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化することにより、支援の実施により新たな環境負荷が生じないようにする。

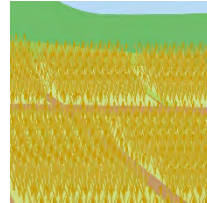
## <各種支援>



機械導入



施設整備



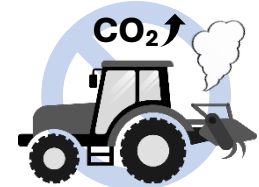
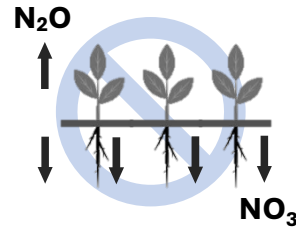
増産

各種支援に当たり、  
環境負荷低減の最低限の取組を要件化  
(=クロスコンプライアンス)

環境にやさしく  
生産性も高い農業へ！



新たな環境負荷を生じさせないよう配慮



## 最低限行うべき取組（例）

肥料・農薬の使用状況の記録・保存

→ 使用量を把握して次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量の低減につなげる

作物の生育や土壌養分に応じた施肥

→ 必要な量のための施肥を行い、化学肥料の使用量の低減につなげる

農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止

→ 周辺環境への影響を最低限にする

電気・燃料の使用状況のこまめな確認、記録・保存

→ 使用量を把握して不必要・非効率なエネルギー消費を防ぐ

# 最低限行うべき環境負荷低減の取組

○ みどり法第15条に基づく基本方針（令和4年9月15日 農林水産省告示）に位置付けられた、農林漁業に由来する環境負荷低減に総合的に配慮するための基本的な7つの取組を基に、最低限行うべき内容を明確化。

## ○農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な7つの取組



適正な施肥

例) ・肥料の使用状況の記録・保存  
・作物の生育や土壌養分に応じた施肥 等



適正な防除

・農薬の使用状況の記録・保存  
・農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 等



エネルギーの節減

・電気・燃料の使用状況の記録・保存 等



悪臭・害虫の発生防止

・家畜排せつ物の適正な管理 等



廃棄物の発生抑制  
循環利用・適正処分

・プラスチック製廃棄物の削減や適正処理 等



生物多様性への悪影響の防止

・病害虫の発生状況に応じた防除の実施 等



環境関係法令の遵守等

・営農時に必要な法令の遵守  
・農作業安全に配慮した作業環境の改善 等



# 現行のチェックシートの例（経営所得安定対策）

様式第1号A

## 経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 5 年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第713号農林水産事務次官依命通知）」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたため、下記のとおり申請します。また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

フリガナ		申請年月日 令和 5 年 月 日	
氏名又は法人・組織名		生年月日 年 月 日	
フリガナ		性別 種・種	
代表者氏名 (法人・組織のみ)		<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 集落営農 (構成員) <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 集落営農 (ゲタ・ナラシ対象) <input type="checkbox"/> 認定なし	
住所		電話番号	
収入保険の加入状況		【集落営農が記載】	
・営業開始 法人設立 からの期間		加入している 加入していない	
2年以上 2年未満		有( )人 前年の税務申告の状況	
前年の税務申告の状況 青色申告 白色申告		前年の税務申告の状況 青色申告 白色申告	

※「耕作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラシ)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されていることが前提である必要があります。  
 ※収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。  
 ※ゲタ対策の申請には、数量と面積の両方が含まれています。また、ゲタに申請される場合は、別途提出いただく営農計画書等の「耕作物の直接支払交付金(ゲタ)」に係る生産予定面積を記載する必要があります。  
 ※営業開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

② 交付申請内容（年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください）※前年度の申請状況は参考です。

交付金名	耕作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請		収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請	
令和5年産の申請	する	しない	する	しない
(参考)前年度の申請状況	無		無	
事業名	水田活用の直接支払交付金の申請	コメ新市場開拓等促進事業の申請	耕作物産地形成促進事業の申請	畑地化促進事業の申請
令和5年産の申請	する	しない	する	しない
(参考)前年度の申請状況	無		無	

③ 交付対象作物等の確認(該当する欄に○を付けてください)

交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無
生育用米	ある	飼料用米	ある	稲作地開拓用米	ある
稲	ある	穀類(飼料用米を除く)	ある	畑作物	ある
一季大麦	ある	飼料用米	ある	そば	ある
六季大麦	ある	業務用米	ある	なたね	ある
はだか麦	ある	WDS用米	ある	産地交付金等の交付対象作物	ある
豆	ある	加工用米	ある	産地交付金等の交付対象作物	ある

④ みどりの食料システム戦略について(該当する欄に○を付けてください)

実行している	実行中	検討中	知らない
--------	-----	-----	------

⑤ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)

変更なし	新規	変更あり	変更あり
------	----	------	------

### ⑥ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

産収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。  
 ※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。  
 ※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		m
		m
		m
		m
		m
		m
		m
		m
		m
		m

⑦ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)  
 該当するものにし印を記入してください。  
 なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の減収に対応した積立金を納付予定  20%の減収に対応した積立金を納付予定

⑧ 消費税の課税事業者・免税事業者等の状況(ゲタ申請者が記載)  
 令和5年6月末時点の状況について、該当するものにし印を記入してください。  
 免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

課税事業者(簡易課税事業者含む)  免税事業者  各構成員が申告

⑨ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシの申請者が記載)  
 過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

⑩ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)  
 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項

- 土づくりの励行  
 土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また、土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。
- 適切で効果的・効率的な施肥  
 施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。
- 効果的・効率的で適正な防除  
 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生子察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。
- 廃棄物の適正な処理・利用  
 循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。
- エネルギーの節減  
 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。
- 新たな知見・情報の収集  
 環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。
- 生産に係る情報の保存  
 生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存しました。

○ 例えば、一部の補助事業において、農畜産業の現場で求められる基本的な環境負荷低減の取組をまとめた「みどりのチェックシート」の提出を求めており、これらのチェックシート等を参考に、令和6年度から試行的に実施。

**農業：環境保全型農業直接支払交付金等で提出を求めている**

**畜産業：畜産クラスター事業等で提出を求めている**

【化学農業の使用量低減】
<input type="checkbox"/> 農業の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/> 農業の使用状況等の記録を保存
<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（健全種子の使用、病害虫の発生源除去等）
<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断（発生予測情報の活用による防除等）
<input type="checkbox"/> 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（物理防除・生物防除の活用等）

【化学肥料の使用量低減】
<input type="checkbox"/> 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/> 肥料の使用状況等の記録を保存
<input type="checkbox"/> 有機物の施用（堆肥や有機質肥料の利用、緑肥・作物残渣のすき込み等）
<input type="checkbox"/> 作物特性やデータに基づく施肥設計（簡易土壌診断、前作の収量等）

【持続的な畜産物生産に向けた取組への理解】
<input type="checkbox"/> ① みどりのチェックシートの解説書を用いて自己学習し、チェックの判断基準となる取組内容及び取組に関する重要情報を理解している。

【農作業安全】
<input type="checkbox"/> ⑧ 機械・装置・車両の適切な整備と管理を実施している。（定期メンテナンス、点検記録作成等）
<input type="checkbox"/> ⑨ 作業安全に配慮した適正な作業環境への改善（作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等）を行っている。

【省エネ、環境法令に応じた対応】
<input type="checkbox"/> ② 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしない。
<input type="checkbox"/> ③ プラスチック製の廃棄物の削減や適正な処理を行っている。
<input type="checkbox"/> ④ （※特定事業場の場合）排水処理においては、水質汚濁防止法を遵守している。
<input type="checkbox"/> ⑤ （※飼育頭数が一定規模以上の場合）家畜排せつ物の管理においては、家畜排せつ物法に基づく管理基準を遵守している。

【農業、肥料の取扱い】※飼料生産（委託含む）を行っている場合

<input type="checkbox"/> ⑩ 農業の適正な使用・保管を行っている。
<input type="checkbox"/> ⑪ 農業の使用状況等の記録を保存している。
<input type="checkbox"/> ⑫ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件（作期の移動、品種の選択、発生状況の把握等）を整備している。
<input type="checkbox"/> ⑬ 肥料・堆肥の使用状況等の記録を保存している。

【温室効果ガス・廃棄物の排出削減】
<input type="checkbox"/> 電気・燃料の使用状況の記録を保存
<input type="checkbox"/> 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入（省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等）
<input type="checkbox"/> 廃棄物の削減や適正な処理（プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分適正化）

【農作業安全】
<input type="checkbox"/> 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施（定期メンテナンス、点検記録作成等）
<input type="checkbox"/> 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善（作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等）

【GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア】
<input type="checkbox"/> ⑥ GAP又は農場HACCPについて、認証は取得せずとも、可能な取組から実践している。
<input type="checkbox"/> ⑦ アニマルウェルフェアについて、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」等に沿って飼養管理することが求められていることを認識している。

【遺伝資源保護】※和牛生産を行っている場合
<input type="checkbox"/> ⑭ 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律を遵守している。



# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

Ver1.0

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の可否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	<input type="checkbox"/>	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の可否及びタイミングの判断に努める（再掲）	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑰	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑱	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑲	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

167

8

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などをご確認ください。

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

Ver1.0

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
① <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
② <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③ <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
④ <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
⑤ <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑥ <input type="checkbox"/>	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦ <input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
⑧ <input type="checkbox"/>	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑨ <input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩ <input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪ <input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫ <input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬ <input type="checkbox"/>	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑭ <input type="checkbox"/>	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>
⑮ <input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑯ <input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合にはにチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などをご確認ください。

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（林業事業者向け）

Ver1.0

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※種苗生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	※種苗生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑤	<input type="checkbox"/>	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑧	<input type="checkbox"/>	廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	未利用材の有効活用を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、 施業等）に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合にはにチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などをご確認ください。

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（漁業経営体向け）

Ver1.0

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	※養殖を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 水産用医薬品の適正な使用	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
④	<input type="checkbox"/>	漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・ 保存に努める	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	※養殖を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効 率の向上等による給餌量削減を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	<input type="checkbox"/>	※資源管理協定を締結している場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 資源管理協定の遵守	<input type="checkbox"/>
⑩	<input type="checkbox"/>	※養殖を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工 種苗使用を検討	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/>	※漁場改善計画を策定している場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 漁場改善計画の遵守	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施 に努める	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などをご確認ください。

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲)	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況 の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	※と畜場でない場合（と畜場である <input type="checkbox"/> ) 食品ロスの削減に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ) 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑯	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注1 (5) ⑦については、と畜場の場合にはにチェックして  
ください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは  
不要です。

注2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑮の※の記載内容に「該当し  
ない」場合にはにチェックしてください。この場合、当該項  
目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる  
場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

Ver1.0

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしない（照明、空調、ウォームビ ズ・クールビス、燃費効率のよい機械の利用 等）ように努める	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑩	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

172

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。  
◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などをご確認ください。



# 環境負荷低減のクロスコンプライアンスの実施方法（イメージ）

- チェックシートを用いて、①事業申請時に取り組む内容をチェックして提出、②事業報告時に実際に取り組んだ内容をチェックして提出、③報告検査時等に抽出方式で報告内容の確認を行う。
- 令和6年度から①事業申請時のチェックシート提出に限定して試行的に実施。令和9年度を目標に本格実施。

## ①事業申請時（申請書等※の一部として提出）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料を適正に保管	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>

## ②報告時（報告書等の一部として提出）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料を適正に保管	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input checked="" type="checkbox"/>

## ③報告内容の確認

国や自治体等が、完了検査等の際に報告内容の聞き取り等により確認。

受益農家の抽出や事後確認実施の頻度等を検討。



事業申請時に、各項目を読み、事業期間中に取り組む（します）内容を確認し、チェックを付けて提出。（該当する項目は全てチェック）



報告時に、実際に取り組んだ（しました）内容にチェックを付けて提出。（該当する項目は全てチェック）

試行実施 R6年度～

詳細を検討後、R7年度～実施

※物品・役務（委託事業を含む）の調達や公共事業関係（農業農村整備事業等）については、チェックシートの内容を仕様書等に反映して実施。

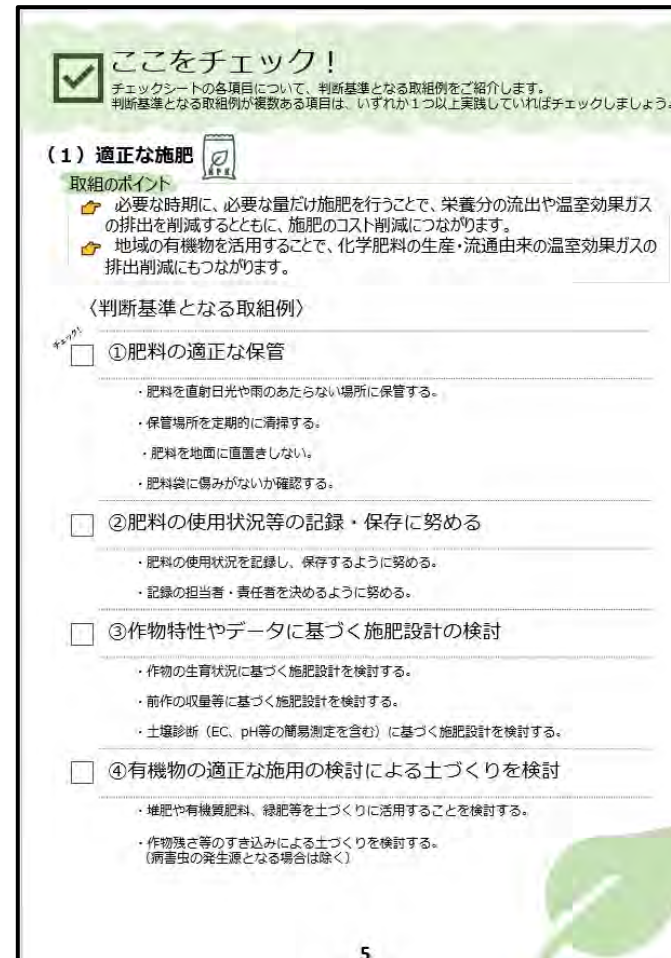
# クロスコンプライアンスの現場への円滑な導入

現場がクロスコンプライアンスの取組を円滑に導入できるよう

- 環境負荷低減のチェックシートに記載のある各種取組内容については、解説書により、具体的な取組内容を明示
- 現場でクロスコンプライアンスに取り組む者の負担が増大しないよう、事業申請時や報告時、事後確認時において、手続のワンストップ化や様式の簡素化等による事務負担軽減を実施。

## 【環境負荷低減のクロスコンプライアンスのチェックシート解説書】

各チェックシートにおいて、取り組むことが必要とされている環境負荷低減に資する最低限の取組について、現場の農業者等が具体的に何を行えばよいかを明確にわかるよう、解説書により取組内容を明示。



解説書の表紙と内容のイメージ



**環境関連法令における主な「事業者の責務」、「事業者の努力」規定****○環境基本法（平成五年法律第九十一号）****（事業者の責務）**

**第八条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

**○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）****（事業者の責務）**

**第三条** 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

**○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）****（事業者及び国民の責務）**

**第五条** 事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

**○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律**

(平成七年法律第一百十二号)

**(事業者及び消費者の責務)**

**第四条** 事業者及び消費者は、繰り返して使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。

**○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）**

**(事業者及び消費者の責務)**

**第四条** 事業者は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物を分別して排出するとともに、その再資源化等を行うよう努めなければならない。

2 消費者は、プラスチック使用製品廃棄物を分別して排出するよう努めなければならない。

3 事業者及び消費者は、プラスチック使用製品をなるべく長期間使用すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等のプラスチック使用製品の使用の合理化により、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するとともに、使用済プラスチック使用製品等の再資源化等により得られた物又はこれを使用した物を使用するよう努めなければならない。

**○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）**

**(事業者等の責務)**

**第三条** 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するよう努めなければならない。

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

○環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）

（国等の責務）

**第三条** 国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）

（事業者の責務）

**第五条** 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

（昭和五十四年法律第四十九号）

（エネルギー使用者の努力）

**第四条** エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に努めるとともに、電気の需要の最適化に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

（事業者の努力）

**第百三十三条** 事業者は、基本方針の定めるところに留意して、その従業員の通勤における公共交通機関の利用の推進、輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択その他の措置を適確に実施することにより、輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に資するよう努めるとともに、電気の需要の最適化に資するよう努めなければならない。